

令和3年版

環境報告書

～ 持続可能な社会の構築に向けて ～



岩手県



環境報告書を開いてくださいますて

ありがとうございます

この報告書は、「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」（平成 10 年岩手県条例第 22 号）第 9 条の規定により、令和 2 年度の本県における環境の現状や課題、その解決に向けた施策を取りまとめたものです。

報告書は、岩手県ホームページにも掲載しています。

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005516/1005518.html>

また、関連事項の URL を巻末に掲載していますので、参考にしてください。

【表紙の説明】

(左側)

「令和 2 年度いわてごみゼロ・3 R 推進ポスターコンクール」において、小学校低学年の部優秀賞を受賞した盛岡市立飯岡小学校 3 年生（当時）の佐々木 優妃（ささき ゆき）さんの作品です。

(右側)

「令和 2 年度岩手県愛鳥週間ポスターコンクール」において、中学校の部最優秀賞を受賞した遠野市立遠野中学校 3 年生（当時）佐々木 静香（ささき しずか）さんの作品です。

※キャラクターの説明は裏表紙裏に記載

目 次

() 内は事業を所管する主な室課名（令和2年4月1日時点の室課名）

第1部 環境の現状と環境の保全及び創造に関する施策の展開

第1編 総論

第1章 環境問題の動向及びトピックス（環境生活企画室）	2
第2章 東日本大震災津波からの復興の取組	6
1 東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染の状況と対応（環境生活企画室）	6

第2編 各論

第1章 低炭素社会の構築	8
第1節 二酸化炭素排出削減対策の推進	8
1 本県における温室効果ガス排出量の状況（環境生活企画室）	8
2 温室効果ガス排出削減への取組状況（環境生活企画室）	8
3 再生可能エネルギー導入状況（環境生活企画室）	9
4 再生可能エネルギー導入への取組状況（環境生活企画室）	10
5 低炭素なまちづくり（建築住宅課・都市計画課）	10
第2節 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進	11
1 間伐等の適切な実施（森林整備課）	11
2 県産木材活用、木質バイオマスの利用促進（林業振興課）	11
第3節 その他の温室効果ガス（フロン類）排出削減対策の推進	11
1 国際的な取組（環境保全課）	11
2 日本の取組（環境保全課）	11
3 岩手県の取組（環境保全課）	12
第2章 循環型社会の形成	13
第1節 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進	13
1 一般廃棄物（資源循環推進課）	13
2 産業廃棄物（資源循環推進課・廃棄物特別対策室）	14
第2節 廃棄物の不適正処理の防止等	17
1 産業廃棄物（資源循環推進課）	17
2 青森県境不法投棄事案（廃棄物特別対策室）	17
第3章 自然共生社会の形成	18
第1節 豊かな自然との共生	18
1 多様な自然の体系的な保全（自然保護課）	20
2 自然環境保全地域等の指定（自然保護課）	20
3 大規模開発行為の届出（自然保護課）	20
4 生態系のかく乱防止（自然保護課）	20
5 野生生物の保護管理対策の推進（自然保護課）	20
6 希少野生動植物の保護の推進（自然保護課）	23
7 関係機関との自然環境の保全及び自然保護活動（自然保護課）	24
第2節 自然とのふれあいの促進	24
1 自然公園の適正な利用の推進（自然保護課）	24
2 森林公園等の整備（森林整備課・森林保全課）	25

3	県内の温泉の状況(自然保護課)・・・・・・・・・・・・・・・・	25
4	三陸ジオパークの推進(環境生活企画室)・・・・・・・・	25
第3節	森林、農地、海岸の環境保全機能の向上・・・・・・・・	25
1	森林計画(森林整備課)・・・・・・・・・・・・・・・・	25
2	林地開発許可(森林保全課)・・・・・・・・・・・・・・・・	26
3	森林・農地の被害対策(森林整備課・農業振興課).....	26
4	中山間地域等直接支払制度の推進(農業振興課).....	26
5	森林整備地域活動支援交付金制度の推進(森林整備課).....	27
6	保安林の適正な管理(森林保全課)・・・・・・・・	27
7	地域協働による農地等の保全活動の促進(農村建設課).....	27
第4章	安全で安心できる環境の確保 ・・・・・・・・	28
第1節	大気環境の保全・・・・・・・・	28
1	大気環境(環境保全課)・・・・・・・・	28
2	酸性雨(環境保全課)・・・・・・・・	30
3	大気汚染物質の発生源の規制及び指導(環境保全課).....	30
4	アスベスト対策(環境保全課)・・・・・・・・	32
5	高速交通による騒音・振動(環境保全課).....	33
6	騒音・振動の発生源の規制及び指導(環境保全課).....	34
7	悪臭(環境保全課)・・・・・・・・	34
第2節	水環境の保全・・・・・・・・	35
1	公共用水域(環境保全課)・・・・・・・・	35
2	地下水(環境保全課)・・・・・・・・	39
3	工場・事業場排水の監視・指導(環境保全課).....	39
4	生活排水対策(環境保全課)・・・・・・・・	41
5	水需給の動向(環境保全課)・・・・・・・・	41
6	水道水源(県民くらしの安全課).....	41
7	北上川清流化確保対策(環境保全課).....	42
8	その他の休廃止鉱山対策(環境保全課).....	43
第3節	土地環境及び地盤環境の保全(環境保全課).....	43
第4節	化学物質の環境リスク対策の推進・・・・・・・・	43
1	P R T R制度(環境保全課)・・・・・・・・	43
2	環境コミュニケーションの推進(環境保全課).....	43
3	化学物質環境実態調査(環境保全課).....	44
4	ダイオキシン類調査(環境保全課).....	44
5	2,4,5-T系除草剤埋設地の周辺環境調査(環境保全課).....	45
第5節	監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応.....	45
1	環境に係る調査研究の充実(環境保全課).....	45
2	公害苦情等(環境保全課).....	45
3	公害紛争の処理(環境保全課).....	45
4	環境放射能(環境保全課).....	45
5	東京電力株式会社原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染への環境部門における	

具体的取組（環境保全課、自然保護課、資源循環推進課、県民くらしの安全課）	46
第6節 環境影響評価制度について（環境保全課）	48
第5章 快適でうるおいのある環境の創造	49
第1節 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	49
1 水辺環境の整備（河川課）	49
2 快適で衛生的な生活を支える污水处理施設の整備の促進（下水環境課等）	49
3 快適な住環境の整備の促進（建築住宅課）	50
4 都市環境の整備（都市計画課・道路環境課）	50
5 農村環境の整備（農村計画課・農業振興課）	51
6 景観（都市計画課）	51
7 屋外広告物に対する規制（都市計画課）	52
第2節 歴史的文化的環境の保全（文化振興課・生涯学習文化課）	52
第6章 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	53
第1節 環境学習の推進	53
1 学校における環境学習の推進（環境生活企画室・学校教育室）	53
2 多様で身近な環境学習機会の提供、支援（環境生活企画室等）	53
第2節 環境に配慮した行動・協働の推進	55
1 環境に配慮した行動の促進（環境生活企画室）	55
2 県民参加の森林づくり促進（林業振興課）	55
3 流域の連携による環境保全活動の推進（環境生活企画室）	55
4 環境情報の提供（環境生活企画室）	55
5 環境広報活動（環境生活企画室）	56
第3節 県境を越えた連携、国際的取組の推進	56
1 北海道・北東北地域の連携（環境生活企画室）	56
2 東アジアへの環境分析技術支援について（環境生活企画室）	56
第7章 環境を守り育てる産業の振興	57
第1節 環境関連産業の振興	57
1 ゼロエミッションの推進（資源循環推進課）	57
2 新事業活動の促進（経営支援課）	57
第2節 自然共生型産業の振興	57
1 環境に配慮した産業活動の促進（農業普及技術課）	57
2 優れた自然を活用した観光産業の振興（観光課）	58
第3節 環境に関する科学技術の振興	58
1 環境に関する研究開発の促進（ものづくり自動車産業振興室）	58
2 三陸沿岸における海洋環境等の調査研究（科学・情報政策室）	58
第3編 岩手県環境基本計画の進捗状況	
第1章 令和2年度の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況（環境生活企画室）	59
I 低炭素社会の構築	59
II 循環型社会の形成	62
III 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成	64
IV 安全で安心できる環境の確保	66

V	快適でうるおいのある環境の創造	69
VI	環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	70
VII	環境を守り育てる産業の振興	72
第2章	令和2年度いわての水を守り育てる施策の実施状況について （環境生活企画室）	74
1	水環境の保全及び水資源の確保に関する施策	74
2	効率的で持続的な水の利用を推進する施策	76
3	水の有効利用を推進する施策	77
4	水の価値を再認識するための施策	78
5	その他の施策	81
	いわての水を守り育てる条例 関連事業・取組一覧	83
	令和2年度「県及び事業者等が実施する水環境の保全等の活動に対する顕彰」表彰者一覧	87

第2部 資料

1	県行政組織	92
2	県における環境保全関係条例の制定状況	93
3	審議会等の開催状況	93
4	令和2年度大気環境基準の達成状況	97
5	水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況	98
6	騒音に係る環境基準の類型指定状況	105
7	国立公園等の指定の状況	107
8	自然環境保全地域等の指定の状況	109
9	希少野生動植物の状況	111
10	いわての名水二十選	114
11	東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録（概要版）	117
12	環境保健研究センター研究体系	121
13	令和2年度県環境基本計画関連事業	123
14	参考URL一覧	126

第 1 部

環境の現状と環境の保全及び 創造に関する施策の展開



第1編 総論

第1章 環境問題の動向

〈国の動向〉

私たちは皆、10年後の未来を決める重大な局面に立たされています。

2020年の新型コロナウイルス感染症の拡大によるパンデミック（以下「パンデミック」という。）は、地球規模の課題であり、各国・地域の経済や社会に大きな影響を与えています。

2015年、国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」の中で2030年までの達成を目指す持続可能な開発目標（SDGs）^{*1}が策定されました。同年12月に国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で、途上国を含む全ての締約国が各自の削減目標の達成に向けて取り組むこと、長期的には工業化以前より温度上昇を2℃より十分低い、1.5℃に抑える努力を継続することを記したパリ協定が採択され、2020年から本格的な運用が始まりました。

こうした国際的な開発目標や条約の目的を達成し、持続可能な社会となるために、地球温暖化への対応を、経済成長の制約やコストではなく、成長の機会と捉えるような従来の発想を転換する、新たな様式の活動を起こすことが重要です。

パンデミックは、気候変動問題や生物多様性の損失を始めとした多くの環境問題やグローバル化した社会問題と密接に関連していると言えます。ポストコロナ時代の世界は、単に以前の状態に戻すのではなく、環境問題の解決を図りながら、傷ついた経済を立て直してより良くすること、いわゆるより良い復興（Build Back Better）が必要です。

2020年10月に菅義偉内閣総理大臣が第203回国会の所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。それに伴い、12月には「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の策定とともに、国・地方脱炭素実現会議が開催され、2050年脱炭素社会実現に向けたロードマップ作り等の検討が始まりました。

このようにバックキャスティング型のような従来の延長線上にない取組を行うことは、政府や地方自治体だけに限らず、私たち自身が、大量生産・大量消費・大量廃棄のライフスタイルを変えることが必要です。

なお、日本周辺での観測史上最大の地震と津波をもたらした東日本大震災や原子力発電所事故による放射性物質による環境汚染については、除去土壌等や放射性物質汚染廃棄物への対応が進められています。

（出典：環境省 令和3年版環境白書等）

〈県の動向〉

高度経済成長の過程で様々な公害の発生や乱開発による自然破壊の問題が生じましたが、環境保全関係条例等の制定による規制や施策の推進により改善がなされてきました。特に、旧松尾鉱山による鉱害問題は本県最大の環境問題となりましたが、昭和57年に新中和処理施設が稼動し、現在でも年間約6億円の維持費をかけながら、北上川の清らかな流れを維持しています。

一方で、近年、県内でも地球温暖化の影響と考えられる大規模な洪水や、生物多様性の損失などによる特定生物の増加などの環境問題も生じています。

また、平成23年3月に発生した東日本大震災津波により、大量の災害廃棄物が発生したほか、東京電力福島第一原子力発電所事故により、土壌等に沈着した放射性物質の影響も認められています。

令和2年度は、東日本大震災津波及び令和元年台風第19号による被害からの復旧・復興の更なる展開に向けた取組を着実に進めるとともに、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」に向けた計画策定を進めるほか、地球温暖化対策や三陸ジオパークの推進など、自然環境のための取組を進めました。

また、「自然の豊かさとともに暮らすことのできる岩手」の実現を目指し、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量の削減、廃棄物の発生抑制やリサイクルの促進、良好な大気・水環境の保全や環境学習の推進、希少野生動植物の生息環境の保全など、各種環境施策を推進しました。

さらに、岩手県環境基本計画において、7本の施策の柱を立て、基本目標である「みんなの力で次代へ引き継ぐいわてのゆたかさ」の達成に向け、環境施策の総合的な展開を図りました。

【参考】施策の柱一覧^{*3}

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| I 低炭素社会の構築 | V 快適でうるおいのある環境の創造 |
| II 循環型社会の形成 | VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進 |
| III 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成 | VII 環境を守り育てる産業の振興 |
| IV 安全で安心できる環境の確保 | |

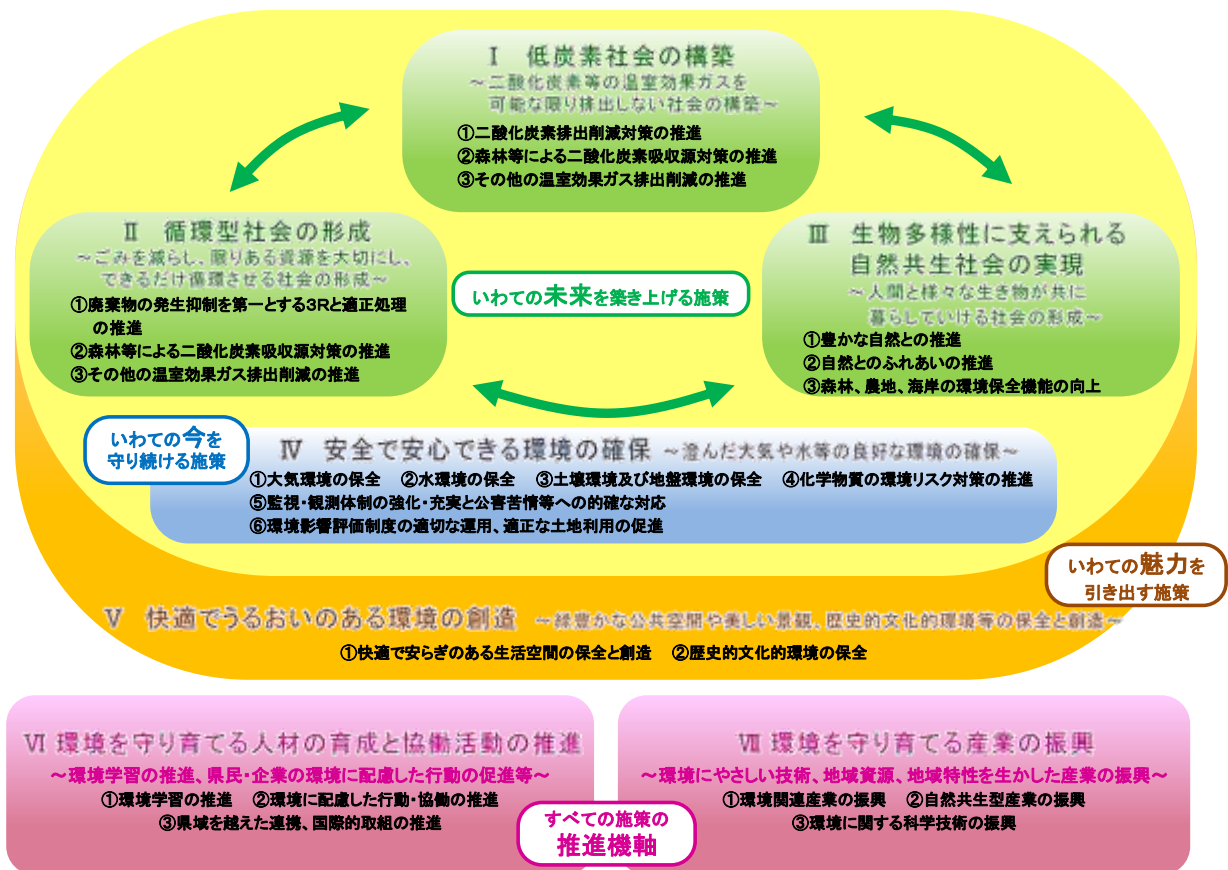
※1 持続可能な開発目標（SDGs）

2015年9月の国連総会において採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っている。

本報告書では、岩手県環境基本計画における各施策の展開方向ごとに、該当するSDGsのアイコンを示した。



※2 岩手県環境基本計画の体系図



*** トピックス ***

令和2年度の環境生活部に関連するトピックスをまとめました。

旧松尾鉱山緑の再生活動を開催（9月）

八幡平市の松尾鉱山跡地において、9月5日、跡地の森林回帰を目的とした植樹会「緑の再生活動」を開催しました。

57人が参加し、ミズナラ、アキグミ、ナナカマドなど約300本の苗木が植樹されました。中には親子で参加した方もおり、「子供たちも非常に楽しそうに作業しており、参加してよかった」といった声もいただきました。



秋の海ごみゼロウィーク 2020 in 岩手（9月）

プラスチックは日常生活に欠かせない便利な資源ですが、海に流出して環境汚染を及ぼす「海洋ごみ問題」がいま世界的な問題となっています。対策としては、ごみをポイ捨てしない、適切にリサイクルするなど、海洋ごみを発生させない一人ひとりの行動が重要です。

県では、全国一斉の海岸清掃キャンペーンである「海ごみゼロウィーク」の一環として、宮古市浄土ヶ浜の清掃活動とその情報発信を通じて、海洋ごみ対策への参加を呼びかけました。



いわて気候変動チャレンジフェスタ 2020（9月）

県では、地球温暖化や気候変動の対策について楽しく学ぶことができる総合イベント「いわて気候変動チャレンジフェスタ 2020」を開催しました。発電体験等の体験型展示や、電動車・燃料電池自動車の展示、クイズラリー等を行い、一人一人が取り組むことのできる地球温暖化対策について普及啓発を行いました。また、新型コロナウイルス感染症対策として、自宅でも学べるように動画の掲載やウェブクイズラリー等を実施しました。



いわて気候非常事態宣言（2月）

気候変動が差し迫った危機であることを県民一人ひとりが認識し、共に行動していくため、県として「いわて気候非常事態宣言」を行いました。

宣言では、温室効果ガスの削減を図る「緩和策」と、災害から県民の命を守る対策等を行う「適応策」に一体的に取り組むことを表明しました。

県では、「温室効果ガス排出量の2050年実質ゼロ」の達成に向けて、オール岩手で気候変動対策に取り組めます。

（宣言文は「県の木」でもあるナンブアカマツを使用した木製賞状を使用しています（右写真）。）



岩手県環境基本計画を策定（3月）

県では、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、令和3年度から令和12年度を新たな計画期間とする「岩手県環境基本計画」を策定しました。

「多様で優れた環境と共生する脱炭素で持続的可能ないわて」を構築していくことを本県の環境施策が目指す将来像とし、環境・経済・社会の複合的課題に対応する「環境・経済・社会の一体的向上に向けた横断的施策」と、本県の環境の保全及び創造を支える基本的な施策である「環境分野別施策」の2つの施策領域を設け、施策を推進していきます。

第2次岩手県地球温暖化対策実行計画を策定（3月）

県では、「2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ」を目指すことを盛り込んだ、令和12（2030）年度を目標とする「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」を策定しました。

省エネルギー対策の推進、再生可能エネルギー導入促進、森林吸収源対策などの多様な手法による温暖化対策の推進を取組の柱とし、本県の地域資源を最大限に生かして、地域経済や生活等の向上に資するよう、脱炭素社会の実現に取り組んでいきます。

第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画・岩手県ごみ処理広域化計画）」を策定（3月）

県では、循環型社会形成を推進するための本県における基本計画として、令和7年度を目標年度とする「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」を令和3年3月に策定しました。

基本目標である「地域循環共生圏を3Rで支える持続可能ないわて」の実現に向け、①ライフサイクル全体での徹底的な資源循環の推進、②災害に強く持続可能な廃棄物処理体制の確保、③廃棄物の適正処理の確保の3つの柱で取組を推進していきます。

第2章 東日本大震災津波からの復興の取組

1 東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染の状況と対応

(1) 原発放射線影響対策本部等

東日本大震災津波の際に発生した東京電力原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）によって放射性物質が環境中に放出され、広範囲に拡散しました。その後、物理的減衰やウェザリング効果、さらには除染の実施等により、放射線量は低減してきています。

しかし、原発事故は、放射性物質の拡散に伴う除染作業の実施や生産活動の停滞など、広範囲かつ長期にわたって県民生活に影響を与えています。

本県では、原発放射線影響対策本部（以下「対策本部」という。）を平成23年7月29日に設置し、全庁を挙げて対策に取り組んでいます。

対策本部は、知事を本部長、副知事を副本部長、企画理事及び関係部局長を本部員とする本部員会議、関係部局の課長等で構成し、本部員会議開催に先立って連絡調整などを行う連絡会議のほか、各種対応方針等に関する調整や市町村等関係機関との連携等を行う放射線影響対策特命チームなどで構成されており、本部員会議は、令和2年度までに計32回開催し、各種方針の策定や改定、東京電力に対する損害賠償請求、放射線影響対策の取組などについて協議・決定しています。

また、県と市町村、広域連合及び一部事務組合が連携して放射線影響対策を進めていくため、平成23年8月から原発放射線影響対策市町村等連絡会議（以下「市町村等連絡会議」という。）を開催しています。市町村等連絡会議は、令和2年度までに計15回開催しており、県の取組状況等の情報共有のほか、県と市町村等が連携して進めていく必要のあるテーマを議題に設定し、効果的な対策が実施できるよう意見交換や協議を行っています。

(2) 放射線量等の測定と低減措置

県では、原発事故による放射性物質の影響から県民の健康と安全を守るため、空間線量率については、県内10箇所のモニタリングポストによる24時間体制の測定等を行っており、放射性物質濃度については、定期的に水道水、雨水やちりなどの降下物の測定を行い、廃棄物処理施設における焼却灰、下水汚泥等の放射性物質濃度の測定結果とともに県公式ホームページ等で公表しています（→126 ページにURL記載）。

これらの測定の結果、放射線量は低減傾向にあることや、放射性物質が不検出又は基準値以下であることなどを確認しています。

また、県では、放射線量低減に向けた取組方針に基づき市町村等が行う低減措置に対し、財政的支援を実施し、現在は、空間線量率が低減措置実施の目安である毎時1マイクロシーベルト（ $\mu\text{Sv/h}$ ）を下回っていることを確認しています。

(3) 県産食材等の安全確保に向けた取組

県では、市町村や関係団体と連携して、県産食材等の放射性物質濃度の検査結果や安全な県産食材等を提供するための取組状況を速やかに公表するとともに、ホームページによる情報発信や物産展の開催等により、県産食材等の安全性を広くアピールする取組を積極的に展開するなど、消費者の安全・安心の確保や風評被害の解消・防止に向けて取り組んでいます。

また、県産食材等の安全確保方針に基づき、農林水産物、流通食品及び給食食材について、各段階で計画的にきめ細かな検査を実施し、検査の結果、国が定める基準値（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第13条第1項の規定に基づく食品中の放射性物質に係る基準値）を超える放射性物質が検出された場合は、直ちに出荷団体等に対して出荷自粛及び自主的な回収を要請することとしています。

(4) 健康影響への対策

原発事故に伴い、放射線による健康への影響を心配する県民からの声が多く寄せられたことなどから、比較的放射線量の高い県南部を中心として、大人に比べて放射線による影響（感受性）が高い可能性がある子どもの内部被ばく状況を把握するため、平成23年度から平成28年度まで、放射線健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング検査）を行いました。平成29年度は、継続調査への参加希望者が6人と少数で、科学的な評価に必要な標本数が確保されず、正確なリスク評価が困難であること、これまでの調査結果から、有識者会議において「放射性セシウムによる健康影響は極めて小さいと考えられる。」との評価をいただいております。継続調査については「必要ない」との意見が大勢を占めていたことから、調査を実施せず、事業を終了することとしました。

なお、平成24年度からは、県南3市町（一関市、奥州市及び平泉町）が実施する内部被ばく検査や個別健康相談等の対策に対し、補助事業を通じた支援を行っています。

(5) 学校等の対策

県では、原発放射線影響対策の基本方針において、放射線の影響を受けやすいとされる子どもの健康

を重視する観点から、学校などの教育施設等における測定に重点的に取り組んでいます。

平成 23 年 9 月から 11 月まで県立学校の放射線量を測定した結果、放射線量が局所的に $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の高い値を示した箇所もあったため、平成 23 年 12 月 27 日までに高い値を示した全ての県立学校の除染を完了しました。

その後も、県立学校の放射線量を定期的に測定しており、これまで $1 \mu\text{Sv/h}$ 以上の値が測定された箇所はありませんが、放射線量低減に向けた取組方針に基づき、放射線量が局所的に $1 \mu\text{Sv/h}$ を超えた場合には、除染等の低減措置を行うこととしています。

放射性物質汚染対処特別措置法に定める汚染状況重点調査地域である一関市、奥州市及び平泉町にある県立学校では、16 校中 4 校が同法に基づく面的除染対象となりましたが、平成 25 年 5 月までに除染等の低減措置が完了しました。

また、学校給食についても、県をはじめ 23 市町村において、平成 24 年度から使用予定食材や提供後の給食により放射性物質濃度検査を行っており、これまで国の基準値を超えた例はありません。

(6) 情報発信、普及啓発の取組

原発事故によって、放射性物質が健康に与える影響や食の安全安心を心配する声が高まりました。本県においても、県産農林水産物の一部から放射性物質が検出されたほか、製造業や観光業の分野でも風評被害が心配されました。

県や市町村等において、放射線量の測定や県産食材等の検査などの対策が進められていますが、これらの実施結果などを正確かつ分かりやすく伝え、基礎的な知識とあわせて理解していただくとともに、県産品や農林水産物などの魅力を県内外に広くお知らせすることによって風評被害発生を防止していく必要があります。

このため、県では、原発事故発生以降、県民等に対し、本県への放射性物質の影響や放射線影響対策の実施状況、県産農林水産物等の魅力などを広報紙やホームページなどを活用して情報発信するとともに、放射性物質に関する理解を深めるため、パンフレットの配布やセミナーの開催などの普及啓発を行っています。

(7) 東京電力に対する損害賠償請求

原発事故による放射性物質の影響により、農林水産物の一部は出荷制限等の対象となり、一部品目については、いまだに出荷ができない状況が続いています。

また、観光業、農林水産業、食品加工業等様々な分野において、売上減少等の風評被害が発生しています。

当該事故の責任は、一義的に東京電力が負うべきものであり、これら県内で発生している様々な被害や県、市町村等が実施してきた放射線影響対策に要した費用については、事故の原因者である東京電力が被害発生の実態に即して速やかに損害賠償をすべきものです。

県は、民間事業者等の東京電力に対する損害賠償請求を支援しながら、自治体として実施した各種放射線影響対策に要した費用について東京電力に損害賠償請求を行ってきました。また、市町村等と連携して、東京電力に対し、誠意をもって、被害発生の実態に即した迅速かつ十分な賠償を行うよう強く求めるとともに、国に対しても必要な措置を講ずるよう要請してきました。

これらの取組の結果、農林水産業においてはJAグループ等の農林漁業団体が設立した損害賠償対策岩手県協議会を通じた損害賠償が進んでいるほか、観光業や食品加工・流通業等の分野においても損害賠償に一定の進展が見られます。県や市町村が行った賠償請求についても、東京電力が賠償対象としたものや原子力損害賠償紛争解決センターの仲介による和解において原子力損害と認められたものについては、賠償金の支払を受けています。

今後も、東京電力に対して、県内で発生している全ての損害について、被害発生の実態に即した十分な賠償を行うよう強く求めていきます。

第2編 各 論

第1章 低炭素社会の構築



第1節 二酸化炭素排出削減対策の推進

本県では、平成31年3月に策定した「いわて県民計画（2019～2028）」において、再生可能エネルギーの導入を推進しています。平成24年3月には、令和2年度を目標年とする「岩手県地球温暖化対策実行計画」を定め（→126ページにURL記載）、温室効果ガスの排出量を平成2年（1990年、基準年）比で25%削減することを目指し、県民、事業者、行政等のあらゆる主体が日々の活動の中で省エネルギーの取組や、地域に賦存する再生可能エネルギーを最大限に活用した地産地消の取組を推進することを柱として、災害に強く、持続可能な低炭素社会を実現することを目指しています。

1 本県における温室効果ガス排出量の状況

本県における平成30年（2018年）度の温室効果ガス排出量は、森林吸収等に含めた場合、1,252万9千トンとなり、基準年に比べ11.2%減少しました。

一方、削減対策による排出量は、平成25年（2013年）以降、概ね横ばいで推移しています。これは、東日本大震災津波後の復興需要によるもののほか、産業部門の製造業において新たな需要が生まれていること等によるものと考えられます。

温室効果ガス総排出量のうち、主要な二酸化炭素排出量については、民生家庭部門（4.3%減）及び工業プロセス部門（22.6%減）が基準年比で減少しています。

一方、産業部門（6.8%増）及び民生業務部門（13.5%増）は、いずれも基準年比で増加しており、今後、省エネルギー対策の推進及び再生可能エネルギーの導入促進等による県民、事業者、行政が一体となった更なる取組が必要です。

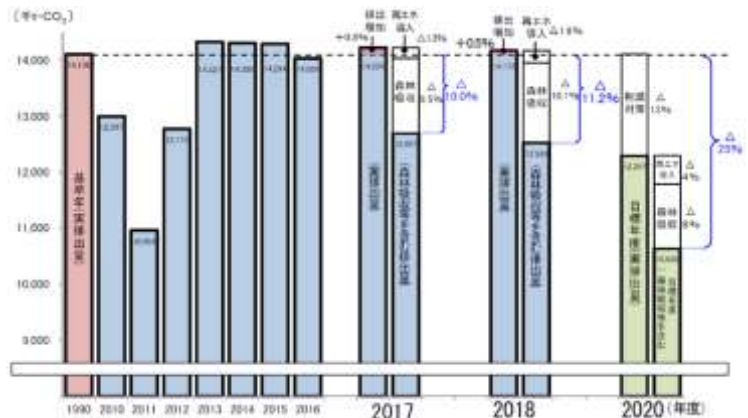


図 1-1-1 温室効果ガス排出量の現状と目標値

2 温室効果ガス排出削減への取組状況

(1) 家庭対策

ア 県地球温暖化防止活動推進センターの活動

本県の地球温暖化対策の普及啓発を図るため、平成17年4月から活動を展開しています。

具体的には、省エネ節電キャンペーンの実施や地域への県地球温暖化防止活動推進員の派遣など様々な取組を進めています。

イ いわてわんこ節電所

県民の地球温暖化に関する意識を高め、自主的な取組促進につなげることを目的に、県民の省エネ行動の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」を運営しました。

令和2年度の参加者数は、13,592人となっています。

ウ 地球温暖化を防ごう隊

自主的に温暖化対策に取り組もうとする県内小学校の児童を「地球温暖化を防ごう隊員」に任命し、「隊員証」と「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布しました。家庭における省エネを進めようとする取組で、平成19年度から令和2年度までに県内で37,975人が取り組んでいます。

(2) 地域対策

身近な省エネや温暖化の現状などに詳しい県地球温暖化防止活動推進員を学校や町内会などでの研

部門	1990年(基準年)		2011年度		2018年度		対基準年増減率		対基準年増減率		
	排出量(千トン)	構成比	排出量(千トン)	構成比	排出量(千トン)	構成比	対基準年増減率	対基準年増減率	対基準年増減率	対基準年増減率	
二酸化炭素	産業	3,091	36.1%	3,420	38.1%	3,428	38.4%	12	0.0%	347	8.9%
	民生家庭	1,828	18.8%	2,021	18.2%	2,021	18.0%	△191	△8.4%	△23	△1.3%
	民生業務	1,124	8.2%	1,208	8.8%	1,212	8.5%	△88	△8.0%	138	12.3%
	運輸	2,476	17.6%	2,419	17.0%	2,348	16.8%	△27	△1.0%	△131	△5.3%
	エネルギー関連	2	0.0%	81	0.6%	87	0.6%	85	0.6%	83	2,034.0%
エネルギー合計	2,178	16.6%	1,488	10.0%	1,488	11.9%	△239	△10.9%	△883	△25.8%	
産業部門	115	0.6%	209	2.4%	249	2.5%	12	8.4%	234	203.0%	
合計	12,841	91.7%	13,100	92.1%	13,285	92.7%	△20	△0.4%	114	0.9%	
その他のガス	メタン(CH ₄)	541	3.8%	678	4.8%	678	4.8%	△2	△0.0%	183	32.3%
	一酸化二酸化窒素(N ₂ O)	438	4.5%	414	2.8%	413	2.8%	1	0.2%	△218	△49.8%
	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	28	0.1%	14	0.1%	14	0.1%	△14	△100%	△9	△30.0%
	ペルフルオロカーボン(PFC)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	六フッ化硫黄(SF ₆)	0	0.0%	2	0.0%	2	0.0%	△10	△6.0%	1	204.1%
	三フッ化窒素(NF ₃)	0	-	9	0.1%	9	0.1%	△10	△6.4%	0	-
合計	1,187	8.2%	1,118	7.8%	1,117	7.8%	△7	△0.1%	△90	△8.2%	
温室効果ガス合計	14,028	100.0%	14,224	100.0%	14,173	99.8%	△21	△0.4%	95	0.7%	

表 1-1-1 部門別温室効果ガス排出量

修会に無料で派遣し、地域での温暖化防止活動を支援しています。

また、各地域の実情に応じた効果的な取組や、幅広いネットワークの形成を促進するため、地球温暖化対策地域協議会の設立支援や、既存協議会への情報提供、意見交換の場の設置等を行っています。

(3) 事業所対策

地球温暖化対策に積極的な事業所を支援する「いわて地球環境にやさしい事業所」認定制度の登録事業所数は、令和3年3月末現在 252 事業所（累計）となっています。また、エコスタッフの登録者数も 1,978 人に上るなど、地球温暖化対策に積極的に取り組む事業所が着実に増えています。



図 1-1-2 いわて地球環境にやさしい事業所認定マーク

(4) 運輸対策

温室効果ガス排出量の 17.1 % を占める運輸部門の対策として、次世代自動車やエコドライブの普及、公共交通機関の利用促進を進めています。

ア 次世代自動車

次世代自動車の普及促進を目的に、県内の自動車販売店等を連携し、WEB アンケートを通じて、次世代自動車への乗換えキャンペーンを実施しました。

イ エコドライブ

運転時の無駄な燃料消費を抑える、地球にもお財布にもやさしいエコドライブの推進を図るため、県民、事業者等を対象とした実技講習会を県内 5 カ所で、座学講習会を県内 1 カ所で開催し、122 人がエコドライブの知識と技術を学びました。

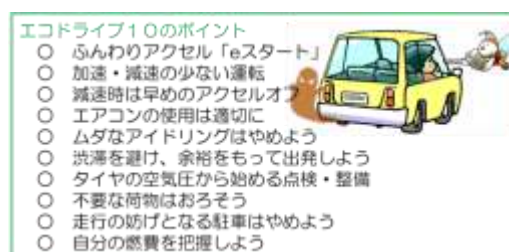


図 1-1-3 エコドライブ 10 のポイント

3 再生可能エネルギー導入状況

再生可能エネルギーに関する目標として「再生可能エネルギーによる電力自給率」を掲げ、令和 4 年度までに 37 % にすることを目指しています。

令和 2 年度末の再生可能エネルギー導入量（電力利用）（累計）は、バイオマスと太陽光の導入が進み、1,595 MW となりました。また、再生可能エネルギーによる電力自給率は 41.7 % となっています。

今後においては、本県の風力や地熱等の豊富なポテンシャルを生かすため、送電線への接続制約の解決などについて、国への提案や要望を行っていくとともに、蓄電池による自家消費などの再生可能エネルギーの利活用についての検討を行っていく必要があります。

また、再生可能エネルギーの最大限の導入に向け、地域に根ざした取組や新規参入などを促進するため、県民、事業者、自治体などあらゆる主体が連携しながら取組が進められるよう、普及啓発や機運醸成、技術的情報や各種手続きの情報提供などを行っていく必要があります。

表 1-1-2 再生可能エネルギーによる電力自給率

目標	平成22年度 基準	令和 2 年度	令和 4 年度 目標
再生可能エネルギーによる電力自給率	18.1 %	41.7 %	37 %

表 1-1-3 再生可能エネルギーの導入想定量と実績

エネルギー種別	平成22年度 基準	令和 2 年度 実績	令和 2 年度 目標	増減率	
電力利用	太陽光	35 MW	924 MW	748 MW	2,540 %
	風力	67 MW	156 MW	476 MW	133 %
	バイオマス	2 MW	128 MW	41 MW	6,300 %
	地熱	104 MW	111 MW	111 MW	7 %
	水力	275 MW	278 MW	276 MW	1 %
小計	482 MW	1,595 MW	1,651 MW	231 %	
熱利用	23千kl	31千kl	36千kl	35 %	

※ 熱利用については、熱量を原油換算したもの。

4 再生可能エネルギー導入への取組状況

(1) 県による積極的開発

企業局では、再生可能エネルギーを活用した電源の開発に積極的に取り組んでいます。

築川発電所では、令和 3 年度の運転開始を目指して、水車や発電機などの機器製作を進めています。また、再生可能エネルギーの維持拡大に向けて、稲庭高原風力、胆沢第二及び入畑の 3 発電所について、

再開発事業を進めています。

(2) 防災拠点となる施設への再生可能エネルギー設備の導入

災害時においても一定のエネルギーを賄える体制を整備するため、約 140 億円の基金を平成 23 年度に設置し、平成 24 年度から 27 年度までを事業期間として庁舎や学校、医療施設、公民館等の防災拠点となる公共施設等へ太陽光等の再生可能エネルギーや蓄電池等の導入を進めました。

なお、復興まちづくりとの調整が必要な沿岸市町村については、事業期間を令和 2 年度まで延長し、導入を進めました。

(3) 再生可能エネルギー設備の導入支援

災害に強い街づくり及び再生可能エネルギー普及促進の一環として、東日本大震災津波の被災者が住宅の修繕や新築を行う際に、新たに太陽光発電設備を設置する場合に要する経費の一部を支援しました。

また、「岩手県企業局クリーンエネルギー導入支援事業」により、市町村等が地域の公共施設に小規模なクリーンエネルギー設備を設置する場合に要する経費を支援しました。

(4) 風力・地熱等の発電施設等の導入促進

平成 27 年 3 月に策定した風力発電導入構想の実現に向け、県と市町村による導入構想連絡会を開催するなど、事業者や市町村等との意見交換を通じて、具体的な導入が図られるよう取組を進めたほか、風力発電関連産業への県内企業の参入を目指した研究会により地域に根ざした取組を推進しました。

また、部局横断の本部会議やチーム会議を通じて情報共有を図るなどの取組を進めました。

さらに、太陽光発電や風力発電等を行う県内の中小企業者を対象とした低利融資制度により、資金調達の面での支援を行いました。

(5) 自立・分散型エネルギー供給システム構築に向けた支援

地域の再生可能エネルギー資源の最大限の活用と非常時においても一定のエネルギーを賄える自立分散型エネルギー供給システムの構築を図るため、市町村等を対象に導入計画の策定等に向けて支援を行いました。

(6) 海洋再生可能エネルギーの利用に係る研究開発等

三陸の海の資源である海洋再生可能エネルギーの利用が期待されていることから、波力発電の研究開発プロジェクト等の導入や洋上風力発電の事業化に向けた取組を進めています。

(7) 水素の利活用の推進

平成 29 年度に実施した水素利活用に関する調査研究の成果を踏まえ、平成 30 年度に「岩手県水素利活用構想」を策定しました。構想の策定にあたっては、今後本県が水素の利活用を通じて目指すべき姿を「岩手県の豊富な再生可能エネルギー資源を最大限に生かし、再生可能エネルギー由来の水素を多様なエネルギー源の一つとして利活用する取組を通じて、低炭素で持続可能な社会を実現」とし、施策の方向性などをとりまとめました。

また、「いわて県民計画（2019～2028）」では、「新しい時代を切り拓くプロジェクト」の 1 つとして「水素利活用推進プロジェクト」を位置付け、県北地域を対象にした実現可能性調査を実施したほか、水素ステーションの整備に向けた研究会を開催しています。

5 低炭素なまちづくり

(1) 岩手型住宅

県では、平成 20 年 3 月に「岩手型住宅ガイドライン」を策定し、岩手の厳しい気象条件下においても冷暖房を最小限に抑え、環境にやさしい生活ができる「省エネ性能」をもち、かつ、県産材の活用など岩手らしさを備えた「岩手型住宅」の普及に取り組んでいます。

また、岩手型住宅の要素を『形』にして、県内に普及させる取組を行っている事業者又は事業グループを「岩手型住宅賛同事業者」として登録・公表しており、令和 2 年度までの登録事業者数（グループを含む）は 92 でした。今後も、「岩手型住宅」の更なる普及に取り組んでいきます。

(2) コンパクトシティ

県では、平成 28 年度に策定した「持続可能な都市づくりの基本方針」に基づき、都市計画による土地利用の適正な誘導を図りながら、都市機能が集積した持続可能で環境負荷の小さいコンパクトなまちづくりを促進しています。

(3) 自転車活用の推進

県では、自転車活用推進法（平成 28 年法律第 113 号）の施行に伴い、自転車を活用した環境負荷の低減、健康増進、観光振興等の促進を目的として、令和 3 年 3 月に「岩手県自転車活用推進計画」を策定しました。

自動車利用から自転車利用への転換に向け、本計画に基づく自転車通行空間の整備等の自転車の利用促進のための取組を推進していきます。

第2節 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進



1 間伐等の適切な実施

県では、森林の二酸化炭素の吸収及び炭素の固定など、森林の有する多面的な機能を持続的に発揮させるため、令和3年4月に「特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施の促進に関する基本方針」を策定し、令和3年度から令和12年度までの10年間に県内民有林において促進すべき間伐の目標面積を120,000haと定めています。

この基本方針に基づき、森林整備事業等を活用し、間伐や主伐後の再生林などの森林整備を促進しています。

2 県産木材活用、木質バイオマスの利用促進

木材の利用は二酸化炭素の排出を抑制し、地球温暖化防止につながることから、住宅や家具といった用途へのマテリアル利用からエネルギー利用まで、様々な用途で木材の利用拡大を図ることが重要となっています。

このため、需要者が求める品質の確かな木材製品の安定供給を進めるとともに、住宅に加え、公共施設・公共工事などへの県産木材活用を積極的に促進しています。

また、木質バイオマスについては、未利用木質資源の利用促進につながることから、木質バイオマス燃焼機器の導入促進や木質燃料の安定的かつ継続的な供給に向けて供給者と需要者の情報共有に取り組んでいます。

第3節 その他の温室効果ガス（フロン類）排出削減対策の推進



1 国際的な取組

フロン類の一種であるクロロフルオロカーボン（CFC）が成層圏のオゾン層を破壊し、人類や生態系に影響が及ぶことは、昭和49年（1974年）に米国カリフォルニア大学のローランド教授とモリーナ教授によって発見されました。それをきっかけとして国際的にオゾン層破壊物質の生産及び消費の削減によるオゾン層保護の取組が進められ、昭和60年（1985年）に「オゾン層保護のためのウィーン条約」、昭和62年（1987年）に「オゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書」が採択され、国際的な合意のもとにフロン等のオゾン層破壊物質の生産規制等が開始されました。これを受けて、先進国では、CFCが平成8年（1996年）をもって全廃され、ハイドロクロロフルオロカーボン（HCFC）も令和2年（2020年）までに全廃されることとなっています。

また、代替フロンであるハイドロフルオロカーボン（HFC）については、オゾン層破壊物質でないものの、温室効果ガスであるため平成9年（1997年）に「京都議定書」が採択され、先進国における削減計画が策定されました。さらに、平成28年（2016年）10月にHFCの生産及び消費量の段階的削減義務等を定めるモントリオール議定書の改正（キガリ改正）が採択されました。

2 日本の取組

我が国では、ウィーン条約及びモントリオール議定書に批准し、昭和63年（1988年）に「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（オゾン層保護法）」を制定し、オゾン層破壊物質の生産・消費の削減に向けて取り組み始めました。

また、平成13年（2001年）に「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」、平成14年（2002年）に「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収・破壊法）」、平成17年（2005年）に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、CFC、HCFC等のオゾン層破壊物質の回収・破壊について法整備されました。さらに、フロン類製造から廃棄までのライフサイクルにわたる包括的な対策が取られるよう、平成27年（2015年）4月1日からフロン回収・破壊法が改正され、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」として施行されました。しかしながら、第一種特定製品の廃棄時のフロン類回収率が依然低迷していることから、回収率向上を図るため直接罰の導入や建築物等の解体工事に係る規制の厳格化などを定めた改正フロン排出抑制法が令和2年（2020年）4月1日から施行されました。

3 岩手県の取組

本県では、関係団体と連携しながら、フロン排出抑制の推進に関する普及・啓発活動を行っています。岩手県内でのフロン類回収量は、図1-3のとおりです。

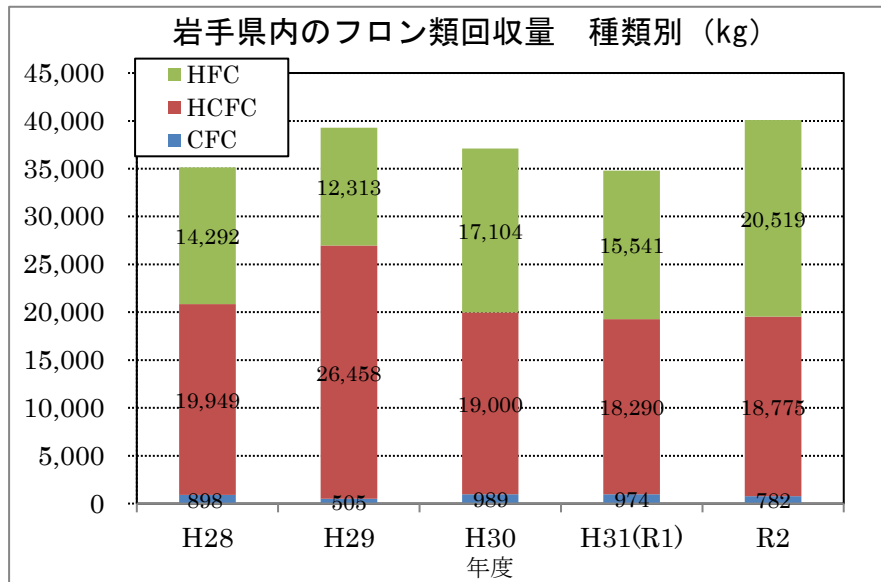


図1-3 岩手県内のフロン類回収量 種類別 (kg)

第1節 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進

1 一般廃棄物

令和元年度における岩手県のごみ排出量(※)は、420千トン(対前年度：4,803トン、1.1%減)であり、このうち各家庭から排出された生活系ごみの排出量は288千トン(対前年度：1,651トン、0.6%減)、生活系ごみから資源となるものを除いた家庭系ごみ排出量(資源ごみと集団回収量を除く)は232千トン(対前年度：857トン、0.4%増)、事業所から排出された事業系ごみの排出量は132千トン(対前年度：3,152トン、1.4%減)でした。

また、ごみ排出量のうち、資源として再生利用された量(以下「リサイクル量」という。)は74千トン(対前年度：3,272トン、4.2%減)で、環境負荷の高い焼却処理量及び埋立処分量は342千トン(対前年度：1,976トン、0.6%減)でした。

なお、県では、災害に強く持続可能なごみ処理体制の構築に向け、県内の市町村等が運営するごみ処理施設の広域化・集約化を推進するため、令和3年3月、「第三次岩手県循環型社会形成推進計画」及び「第五次岩手県廃棄物処理計画」と併せて、「岩手県ごみ処理広域化計画」を策定しました。

また、浄化槽汚泥の処理量は、増加傾向にありましたが、令和元年度は前年度と比較して減少しました。し尿の処理量は、公共下水道等の普及により減少傾向にあります。

※ごみ排出量は、各家庭やスーパー等の事業所から排出されるごみの総量(産業廃棄物を除く)。

(1) 一人1日当たりごみ排出量

岩手県のごみ排出量は、東日本大震災津波の影響等により増加傾向にありましたが、平成25年度をピークに減少傾向となり、近年は横ばいで推移しています。令和元年度の一人1日当たりごみ排出量は、927グラム、一人1日当たり生活系ごみ排出量は636グラム、一人1日当たり家庭系ごみ排出量は512グラム、一人1日当たり事業系ごみ排出量は291グラムでした。

(2) リサイクル量・リサイクル率

令和元年度におけるリサイクル量は74千トンで、ごみ処理量全体に占める割合(以下「リサイクル率」という。)は17.6%(対前年度：0.6ポイント減)でした。ここ数年、リサイクル量・リサイクル率ともにほぼ横ばいの状況が続いています。

市町村における分別収集品目数は以前よりも増えており、ペットボトルや食品トレイ以外のプラスチック製容器包装類や紙パック以外の紙製容器包装類等を新たに分別収集する取組が進められています。

また、スーパー等の小売店舗における店頭資源回収の取組も広がっており、その利便性から店頭回収を利用する県民も増えています。

(3) 一人1日当たりごみ処理量

令和元年度におけるごみの焼却処理量及び埋立処分量は342千トンで、一人1日当たりのごみ処理量は、754グラムと、前年度から2グラム増加しました。

また、県内の最終処分場の残余容量は701千 m^3 で、残余年数は13.9年です。

さらに、ごみ処理に要する経費のうち、処理及び維持管理に要した経費は11,358円で、前年度と比較して27円増加しています。

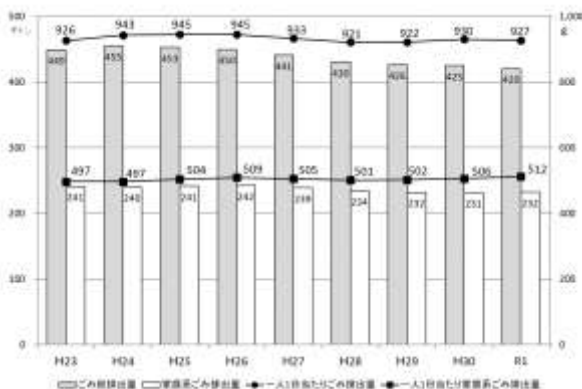


図 2-1-1 ごみ排出量の推移

表 2-1-1 全国との比較(令和元年度)

項目	全国平均	本県
一人1日当たりごみ排出量	918 g	927 g
うち生活系ごみ	638 g	636 g
うち家庭系ごみ	509 g	512 g
うち事業系ごみ	280 g	291 g
一人1日当たりごみ処理量	730 g	754 g
リサイクル率	19.6 %	17.6 %

※「一般廃棄物処理事業実態調査(令和元年度実績)」(環境省)に基づくごみ排出量

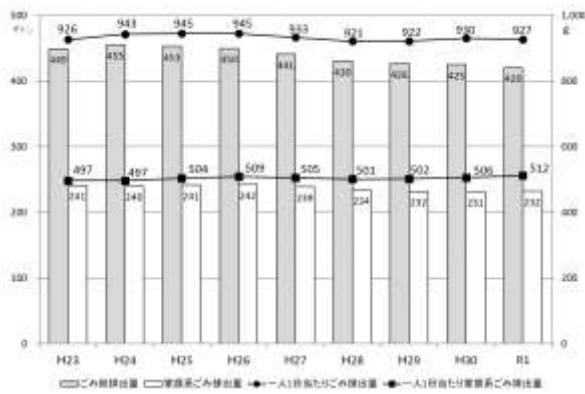


図 2-1-1 ごみ排出量の推移

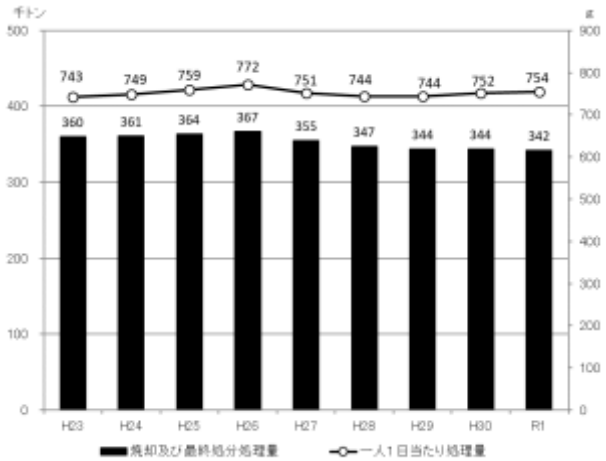


図 2-1-3 焼却・最終処分量の推移

(4) エコショップいわて認定制度

県と市町村等及び環境関連NPOとの協働により、廃棄物の減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む小売店及び飲食店を「エコショップいわて」、「エコレストランいわて」として認定し、PRしています。

エコショップ等認定店舗数 (累計) (令和2年度末現在)	179 店舗
---------------------------------	--------



エコショップいわて認定プレート

2 産業廃棄物

(1) 産業廃棄物の排出量

令和元年度における産業廃棄物の排出量(家畜排せつ物を除く)は、年間約 2,532 千トンとなっており、主な産業廃棄物は、汚泥 (39%)、がれき類 968 千トン (38%) 等となっています。

業種別で見ると、建設業 1,256 千トン、電気・水道業 683 千トン、製造業 532 千トン等となっています。

東日本大震災津波からの復興関連工事の増大や経済活動の回復のため、近年は産業廃棄物排出量等が増加傾向にありましたが、平成 26 年度から減少傾向となっています。(図 2-1-4)。

県では、岩手県産業・地域ゼロエミッション推進事業等により、県内の事業者等における産業廃棄物等の発生抑制やリサイクル、省資源化等の取組を促進・支援しています。

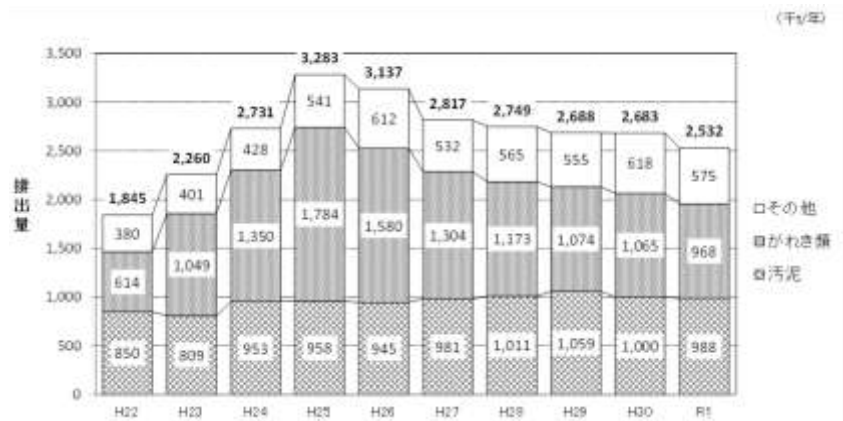


図 2-1-4 産業廃棄物の排出状況等

(2) 産業廃棄物の処理

産業廃棄物処理業者については、年々増加傾向にあり、令和3年3月31日現在1,988業者が許可を受けており、このうち1,813業者が収集・運搬のみの業者です。

産業廃棄物の適正処理の推進のため、奥州市に公共関与による産業廃棄物処理モデル施設であるいわてクリーンセンター(管理型最終処分場、全国初の廃棄物処理センター指定)を整備し、平成7年9月から稼働しています。

この施設は、公害対策や周辺環境の調和に十分配慮し住民の信頼が得られ、かつ、産業廃棄物処理水準向上への誘導指標、適正処理の受け皿としての役割を担っています。

また、第Ⅰ期最終処分場は平成20年度に埋立終了しており、平成21年4月から稼働している第Ⅱ期最終処分場についても、埋立終了時期が近づいてきたことから、後継となる最終処分場を八幡平市平館地内に整備するため、令和3年3月に建設工事に着手しました。

さらに、本県2番目の廃棄物処理センターとして、県北の九戸村にいわて第2クリーンセンターをPFI方式(独立採算)により整備し、平成21年4月から稼働しています。

この施設は、産業廃棄物の自県内処理の促進や循環型地域社会の形成等を目的に、特別管理産業廃棄物の処理機能を備えています。



いわて第2クリーンセンター全景

いわて第2クリーンセンター施設概要

処理対象	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物
焼却施設	ロータリーキルン +焼却ストーカ炉 87.9 トン/日
熔融施設	表面熔融炉 13 トン/日
破碎施設	594.64 トン/日

表 2-1-2 産業廃棄物処理業許可業者数(各年度末現在)

年度	収集運搬	中間処理	収集運搬 中間処理	収集運搬 最終処分
H28	1,685(231)	37(3)	124(6)	3(0)
29	1,705(235)	35(3)	128(6)	3(0)
30	1,746(233)	32(3)	128(6)	3(0)
R1	1,779(240)	32(3)	125(6)	3(0)
R2	1,813(251)	29(3)	126(6)	3(0)
年度	中間処理 最終処分	収集運搬 中間処理 最終処分	最終処分	計
H28	2(1)	14(0)	2(0)	1,867(241)
29	1(0)	14(0)	3(1)	1,889(245)
30	1(0)	14(0)	2(1)	1,926(243)
R1	1(0)	14(0)	2(1)	1,956(250)
R2	1(0)	14(0)	2(1)	1,988(261)

注)()は特別管理産業廃棄物処理業者である。

表 2-1-3 産業廃棄物処理施設設置状況
(令和3年3月31日現在)

施設の種類		総数	事業者	処理業者	公共	
中間処理施設	汚泥の脱水施設	25	10	8	7	
	汚泥の乾燥施設	0	0	0	0	
	汚泥の天日乾燥施設	0	0	0	0	
	汚泥の焼却施設	7	1	6	0	
	廃油の油水分離施設	1	0	1	0	
	廃油の焼却施設	4	0	4	0	
	廃酸又は廃アルカリの中和施設	0	0	0	0	
	廃プラスチック類の破碎施設	20	0	20	0	
	がれき類等の破碎施設	がれき	137	1	136	0
		木くず	96	3	93	0
	廃プラスチック類の焼却施設	6	0	6	0	
	PCB 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	
	産業廃棄物の焼却施設	7	1	6	0	
	有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設	0	0	0	0	
	水銀含有汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	
	シアン化合物の分解施設	0	0	0	0	
	PCB 廃棄物の分解施設	0	0	0	0	
	PCB 廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	
	(焼却施設の実数)	10	2	8	0	
	小計	303	16	280	7	
最終処分場	遮断型最終処分場	0	0	0	0	
	安定型最終処分場	20	1	19	0	
	管理型最終処分場	6	0	4	2	
	小計	26	1	23	2	
合計	329	17	303	9		

表 2-1-4 がれき类等破碎施設の詳細
(令和3年3月31日現在)

		総数	事業者	処理業者
がれき類	移動専用	28	0	28
	定置等	109	1	108
	計	137	1	136
木くず	移動専用	30	1	29
	定置等	66	2	64
	計	96	3	93

第2節 廃棄物の不適正処理の防止等



1 産業廃棄物

平成 11 年度から県内に産業廃棄物適正処理指導員（産廃Gメン）を配置し、廃棄物の不法投棄、野焼き等の不適正処理の調査・指導や適正処理のための啓発を行っています。

表 2-2-1 産廃Gメン配置状況

年度	H11	H12	H13	H14～R 2
配置数	4人	6人	9人	11人

2 青森県境不法投棄事案

(1) 事案の概要

平成 12 年 5 月、青森県の産業廃棄物処分業の許可を得ていた八戸市の業者が青森との県境に大規模な不法投棄を行っていたことが明らかになり、関係者が逮捕されました。

現場は、二戸市（16 ha）と青森県田子町（11 ha）にまたがる原野（27 ha）で、燃え殻、汚泥、廃油、RDF 様物（可燃性廃棄物を圧縮し固形燃料化したものの偽装物）等様々な廃棄物が投棄されており、その量は両県で約 151 万トン、うち岩手県側は約 35 万 8 千トンでした。

この不法投棄には埼玉県の産業廃棄物処理業者も共謀しており、両法人及びその代表者は、廃棄物処理法違反で有罪となりました。

県は、これら不法投棄を行った者に対し廃棄物の撤去や汚染状況の調査を命ずるとともに、当該法人の財産の仮差押えを行い、命令の履行費用に充てさせました。

(2) 行政代執行による原状回復対策

廃棄物の撤去は、本来、不法投棄を行った者が行うべきですが、既に破産又は清算中であることから、これらの者による原状回復は見込めない状況にあります。

一方、地域住民の健康被害を未然に防止し、安心して暮らしていくためには、廃棄物の全量を撤去することが必要な状況でした。

このため、県では不法投棄を行った者に代わり、国の財政支援を受けて廃棄物を撤去（行政代執行）することとし、平成 14 年 10 月に行政代執行に着手しました。

行政代執行に着手した当初は、周辺への汚染拡散の防止に万全を期すため、キャッピング工事（埋立廃棄物を覆う遮水シート設置）や環境モニタリング調査を行いました。

平成 17 年度からは、現地に整備した廃棄物選別施設を活用し、本格的に撤去を進め、平成 26 年 3 月をもって、現場から全ての廃棄物の撤去を完了しました。

この他、現場には廃棄物から染み出した汚染による汚染土壌、汚染地下水があり、ベンゼン等の揮発性有機化合物による汚染土壌については、平成 19 年度から汚染状況に応じて複数の浄化工法を組み合わせ実施し、平成 28 年 7 月に浄化作業を完了しています。

汚染地下水については、新たに地下水の環境基準項目に追加された 1,4-ジオキサンの浄化を目的として、地下水を揚水し水処理する等の対策を講じています。

今後も、適切な浄化対策等を行い、令和 4 年度までに原状回復事業を終了することとしています。

(3) 不法投棄の行為者及び排出事業者等の責任追及

廃棄物の撤去等に要した費用については不法投棄を行った者に求償していますが、破産又は清算中であることから、納付されていないのが現状です。このため、県では、不法投棄を行った法人や元役員の財産の差押・換価により、令和 2 年度末までに約 1 億 1 千万円を回収しました。

また、不法投棄を行った者に廃棄物の処理を委託した排出事業者は約 1 万 2 千者に及ぶことが明らかになっていますが、このうち法令に違反して処理を委託した疑いがある者に対しては徹底した調査を行っており、違反が明らかとなった場合には、措置命令又は納付命令を行っています。

令和 2 年度末までに措置命令又は納付命令を行った者は 26 者ですが、この他に自主的に撤去（費用抛）する旨を申し出た者が 61 者あり、これらを合計すると約 15,781 トンの廃棄物が排出事業者等により撤去されることとなります。これを金銭に換算すると、約 6 億 29 万円の公費負担が軽減されることとなります。

今後も、不法投棄の行為者等に対する責任追及を徹底的に行い、県民負担の軽減に努めます。

表 2-2-2 廃棄物年度別処分状況（単位：t）

	実績処分量	累計処分量	累計比率
H16	15,212 t	15,212 t	4.2 %
H17	30,207 t	45,419 t	12.7 %
H18	39,095 t	84,514 t	23.6 %
H19	45,075 t	129,589 t	36.2 %
H20	46,810 t	176,399 t	49.3 %
H21	51,307 t	227,706 t	63.6 %
H22	52,988 t	280,694 t	78.4 %
H23	23,536 t	304,230 t	84.9 %
H24	38,158 t	342,388 t	95.6 %
H25	15,743 t	358,131 t	100.0 %

第3章 自然共生社会の形成



第1節 豊かな自然との共生

本県は、県土面積1,528千ha、そのうち森林の占める面積は1,173千haと、いずれも北海道に次いで全国第2位の広さを有しています。また、三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園など、全国に誇りうる優れた自然環境に恵まれています。

植生自然度（表3-1-1）をみると、原生的自然域の占める割合は10.9%で、全国16位、東北6位と植生自然度がそれほど高くないという結果が出ています。これは、主として北上高地において、放牧、炭焼き等により山地が広範囲に利用されてきたため、二次林の割合が高くなっていることによるものです。しかし、この二次的自然域も良好な自然域であり、これを合わせた自然域は77.5%で全国11位、東北1位となり、本県は豊かな自然に恵まれているといえます。

また、野生生物は、自然環境を構成する重要な要素であり、その多様性が自然の豊かさを象徴するものですが、本県には、哺乳類180種のうち75種、鳥類約700種のうち341種が生息しており、大型鳥類では、環境省が作成した「レッドデータブック」で絶滅危惧種のイヌワシ、オジロワシ、クマタカなど多くの野生生物が生息しています。

広大な県土に変化に富んだ地形と動植物相、自然景観など、豊かで優れた自然に恵まれ、その環境も概ね良好に保たれています。

しかし、開発の進展とともに、身近な自然の保全や野生生物の保護などが求められています。

表 3-1-1 植生自然度（全国・東北・岩手の比較）

自然度	植物区分	自然度別面積比率 (%)		
		全国	東北	岩手
1	市街地、造成地、裸地	5.8	4.0	2.1
2	畑地、水田等の耕作地、緑の多い住宅地	21.1	20.7	20.2
3	果樹園、桑園、茶畑、苗圃地等の樹園地	1.8	1.7	0.3
4	シバ群落等の背丈の低い草原	2.1	2.8	1.5
5	ササ群落、ススキ群落等の背丈の高い草原	1.5	1.0	1.4
6	針葉樹、常緑広葉樹等の植林地	24.8	26.3	34.9
7	クリーミズナラ郡集、クヌギコナラ群集等の二次林	18.6	22.8	26.0
8	ブナ、ミズナラ再生林、シイ、カシ萌芽林	5.3	5.4	2.8
9	エゾマツトドマツ群集、ブナ群集	17.9	14.3	10.4
10	高山ハイデ風衝草原、自然草原	1.1	0.9	0.5
計		100	100	100

資料：第5回自然環境保全基礎調査（環境省）

（平成5年度～平成10年度）

自然度1～3：生活環境域

自然度4～8：二次的自然域

自然度9～10：原生的自然域

表 3-1-2 野生生物の種類（単位：種）

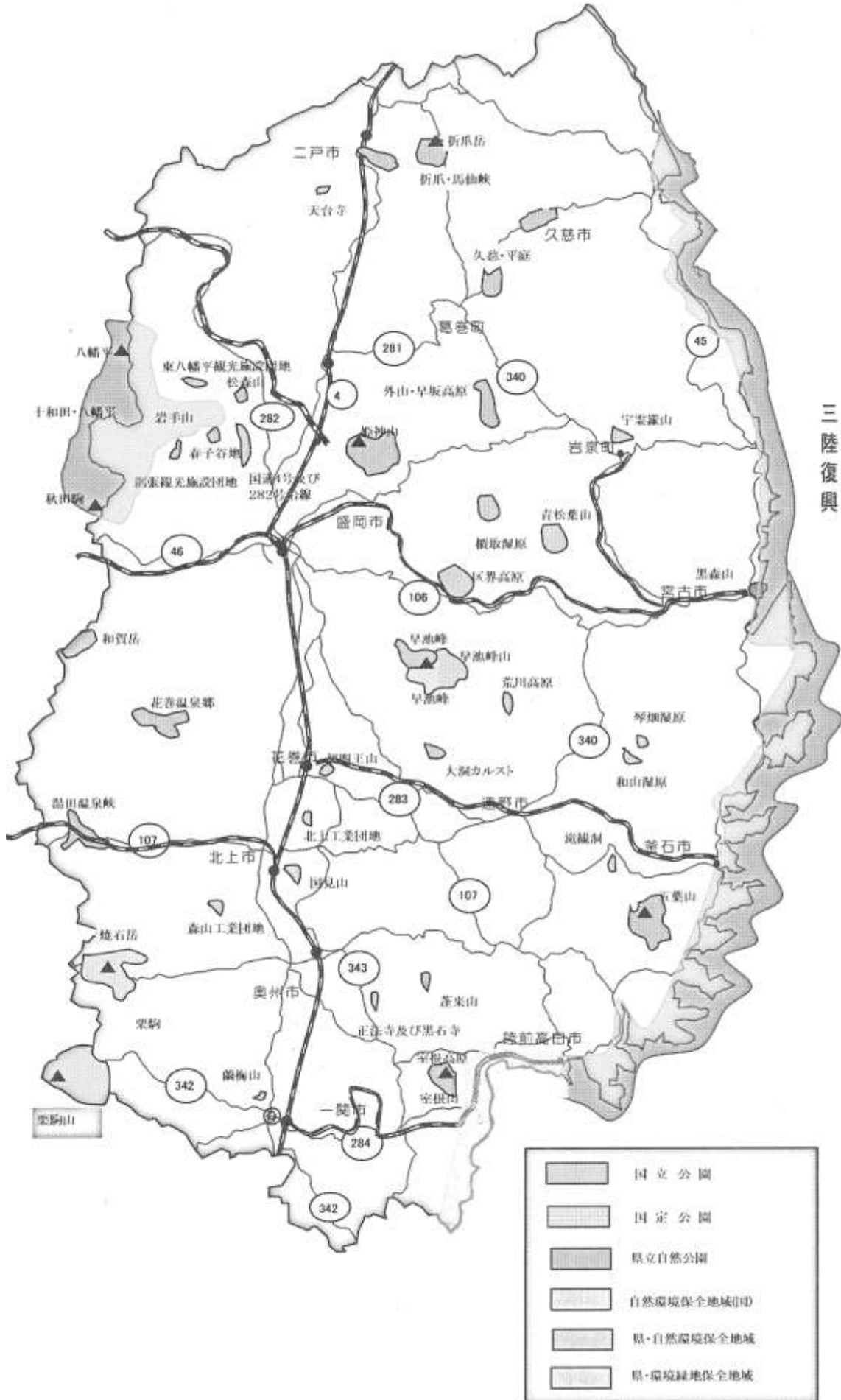
区分	全国	岩手県
植 物 ※	約 7,000	2,225
哺 乳 類	180	75
鳥 類	約 700	341
は 虫 類	98	17
両 生 類	62	17
汽水・淡水魚類	約 400	76
昆 虫 類	約 30,000	9,069
陸・淡水産貝類	約 1,100	58
クモ類・甲殻类等	4,200	1,350
計	約 43,740	13,228

出展：全国 H26環境白書

岩手県 岩手県野生生物目録（H13.3）

※維管束植物

岩手県自然環境地図



三陸復興

1 多様な自然の体系的な保全

多様な自然の体系的な保全に向け、自然環境保全基礎調査を実施しています。この調査は「緑の国勢調査」とも言い、自然環境保全法に基づき、自然環境の保全施策を推進するための基礎資料を得ることを目的に、地形・地質、植物及び野生生物等について、環境省により実施されている調査です。

これまで行ってきた調査結果は、本県の自然環境保全対策を推進するうえで貴重な資料となるだけでなく、地域開発等のための診断図として各分野で利用されています。

2 自然環境保全地域等の指定

優れた自然環境、身近な自然環境の保全を図るため、自然環境保全法及び岩手県自然環境保全条例に基づき指定した自然環境保全地域及び環境緑地保全地域は、23地域、6,126 haとなっています。

県内に14箇所指定されて haとなっています。

県内に14箇所指定されている自然環境保全地域には、自然保護指導員各1人を配置し、保全地域の巡視をするるとともに、立入者に対し保全上必要な指導を行っています。

表3-1-3 自然環境保全地域等の指定状況

区分	箇所数	面積(ha)	県土に占める割合(%)	備考
自然環境保全地域	14	4,956	0.3	国指定の2箇所含み
環境緑地保全地域	9	1,170	0.1	

3 大規模開発行為の届出

本県の良好な自然環境を保全するため、自然環境を破壊するおそれのある一定の規模以上の開発行為に対して条例により届出を義務づけ、必要な指導と助言を行っています。

4 生態系のかく乱防止

外来生物法で規定されている特定外来生物（海外起源の生物のうち、生態系、人の生命や身体、農林水産物へ被害を及ぼすもの、もしくは被害を及ぼすおそれがあるもの）について、どのような生物が該当するか、また駆除の方法について情報を提供しました。

また、元々国内に生息していたが本県には居なかった動植物について、目撃情報及び被害情報を収集するとともに、生活環境や農林水産物への被害防止について周知しました。

5 野生生物の保護管理対策の推進

(1) 鳥獣保護区等の指定

野生鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化を図るため、県では平成29～令和3年度を計画期間とする第12次鳥獣保護事業計画により、各種施策を実施しました。

① 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、野生鳥獣の保護繁殖に適している区域を定め、鳥獣の捕獲を禁止して鳥獣の保護繁殖を図るものです。指定に当たっては、農林水産業の関係者及び市町村等関係機関との調整を十分に図りながら行っています。

令和2年度においては、年度内に指定期限が到来する鳥獣保護区11箇所中11箇所の指定期間を更新し、鳥獣保護区は129箇所127,973 haとなりました。（表3-1-4）

なお、鳥獣保護区の区域で特に鳥獣の生息環境の優れた区域を指定する特別保護地区は、12箇所6,188 haとなっています。

表3-1-4 鳥獣保護区の状況（単位：ha）

年度 区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	132	131,437	131	129,885	129	128,286	129	127,973	129	127,973
新設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
更新	7	3,972	19	8,723	18	18,290	10	29,383	11	13,810
継続	125	126,465	112	121,162	111	109,996	119	98,590	116	114,163

② 休猟区

可猟地域における狩猟鳥獣の適正な回復を図るため、その減少傾向や繁殖適地を考慮しながら休猟区を指定しています（指定期間2年間）。

なお、休猟区は鳥獣保護区と同様に鳥獣の捕獲が禁止されています。

平成30年度に指定期間が終了した2箇所を廃止した結果、休猟区は指定箇所がなくなりました。（表3-1-5）

表3-1-5 休猟区の状況（単位：ha）

年度 区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	4	10,203	2	3,838	0	0	0	0	0	0
新設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
継続	4	10,203	2	3,838	0	0	0	0	0	0

③ 特定猟具使用禁止区域

特定猟具の使用による危険の予防又は静穏の保持のために特定猟具使用禁止区域を指定しています。

特定猟具使用禁止区域は、狩猟者と住民の接する機会が多いと予想される地域、見通しが悪く事故発生の危険が高い地域を指定しています。特定猟具には、銃器及びわなの2つがありますが、本県では、現在まで銃器の使用禁止区域のみを指定しています。

令和2年度においては、19箇所3,655ha

を指定しました。この結果、特定猟具使用禁止区域は、192箇所83,870haとなっています。(表3-1-6)

④ 猟区

県内の猟区は、平成26年10月31日に岩泉町猿沢猟区が期間満了したことにより、設定箇所がなくなりました(表3-1-7)。

⑤ 指定猟法禁止区域

狩猟可能な地域で水鳥の飛来が見られる地域のうち、水鳥の飛来が多く、狩猟者が多いなどの花巻・北上、胆沢・前沢、一関の1,827haを平成17年11月から鉛製散弾を使用する猟法を禁止する指定猟法禁止区域に設定し、平成27年11月に一部区域を拡大し、2,002haとなっています。

(2) 野生動物の実態把握のための調査

① ガンカモ科鳥類の生息調査

住民の関心の高いハクチョウなどガンカモ科の、鳥類の渡来状況を1月に一斉調査しました。調査結果は表3-1-8のとおりです。

② ニホンジカの生息調査

五葉山地域の生息数を把握するため、平成4年度、平成8年度、平成11年度、平成18年度及び平成24年度の計5回にわたってヘリコプターからの目視による調査を実施しました。

また、定点における生息密度調査や冬季のシカの採食状況を調べる植生(ササ)調査を毎年実施しています。

(3) 野生鳥獣の保護管理

① シカ管理対策

農林業被害が深刻なニホンジカは、生息数の増加や生息域の拡大に伴い、狩猟を中心とした個体数管理が難しくなっています。

このため、県では平成29年3月に策定した第5次シカ管理計画に基づき、関係部局等が連携して個体数管理、被害防止等の総合的な対策を実施しています。

令和2年度は、狩猟、市町村による有害鳥獣捕獲及び県が実施主体となる指定管理鳥獣捕獲等事業により、20,731頭が捕獲されています。また、野生鳥獣の捕獲の担い手となる狩猟者が年々減少している現状を踏まえ、新たな捕獲の担い手の確保に取り組みました。

② イノシシ管理対策

本県のイノシシについては、生息域の拡大に伴い、農業被害額は増加傾向にあります。また、平成23年に一関市で初めて捕獲されて以降、年々捕獲頭数が増加し、令和2年度には662頭が捕獲されています。

このため、県では、国の指定管理鳥獣捕獲等事業を活用して生息状況調査及び捕獲に取り組むとともに、研修会の開催等により捕獲技術の向上を図っています。

③ ツキノワグマ管理対策

平成21～24年度にツキノワグマの生息数調査を実施し、県内の生息数を、およそ3,400頭と推計しました。この推定生息数を基に、ツキノワグマ地域個体群の長期にわたる安定的な維持並びに人身被害の防止及び農林業被害の軽減を図り、人とツキノワグマとの共存を図ることを目的に、平成29年3月

表3-1-6 特定猟具使用禁止区域の状況(単位:ha)

年度 区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	191	82,968	190	83,188	193	84,174	193	83,856	192	83,870
新設	22	7,991	35	23,722	42	6,609	19	9,317	19	3,653
継続	169	74,977	155	59,466	151	77,565	174	74,539	173	83,217

表3-1-7 猟区の状況 (単位:ha)

年度 区分	H28		H29		H30		R1		R2	
	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積	箇所	面積
現計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
再設定	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

表3-1-8 過去5年の渡来数の推移(単位:羽)

年度 区分	ハクチョウ類	ガンカモ類	加類					計	合計
			マガモ	カルガモ	オントリ	マカモ	その他		
H28	3,850	4,447	3,141	7,070	69	5,780	6,906	22,966	31,263
H29	6,219	179	2,344	7,003	21	5,259	6,707	21,334	27,732
H30	4,610	2,392	1,923	7,469	5	5,435	4,590	22,265	29,267
R1	4,851	1,404	2,207	7,383	99	8,298	5,222	26,428	29,267
R2	4,569	3,742	961	4,573	12	3,885	4,245	13,676	21,987

(基準日は毎回1月中旬)



ツキノワグマ

に策定した第4次ツキノワグマ保護管理計画に基づき、個体数管理や生息環境の整備、被害防除対策、出没に係る注意報の発表による注意喚起などの総合的な対策を実施しています。

平成26年度から、ツキノワグマに係る有害鳥獣捕獲許可の運用を見直し、市町村の意向を踏まえながら、ツキノワグマの出没や被害発生時に迅速かつ円滑な対応が可能となるよう取り組んでいます。

④ ニホンカモシカ管理対策

令和2年度にカモシカの生息状況を調査した結果、生息密度は平均0.56頭/km²でした。（調査地域は8市町村、計26箇所）

これを基に、カモシカ地域個体群の安定的な維持と農林業被害の軽減を図り、人とカモシカとの共存を図ることを目的として、個体数調整の実施を含む第4次カモシカ管理計画を平成29年3月に策定し、個体数管理や生息環境の管理、被害防除対策などの総合的な対策を実施しました。

⑤ 幼傷病鳥獣の救護

近年、幼傷病鳥獣の保護収容件数は年間約200件前後で推移していますが、保護について住民からの問い合わせが依然多くあります。

（表3-1-9）

その要因としては、鳥獣保護思想の高揚及び野生鳥獣の生息域と人間の生活域との接近が考えられます。

このことから、雛や幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護することがないように普及啓発を図るとともに、鳥獣保護センターにおける幼傷病鳥獣の救護に加え、獣医師会との連携のもと県内の開業獣医師による救護も実施しています。

令和2年度の救護実績は、207件であり、ハクチョウなどの鳥類が189件、ニホンカモシカなどの獣類が180件となっています。

⑥ 有害鳥獣捕獲

鳥獣が農作物に被害を与える場合、生活環境若しくは自然環境を悪化させる場合、又はそれらのおそれがある場合には、都道府県知事等の許可を受けて有害鳥獣を捕獲することができます。

知事権限に係る許可事務は広域振興局長に委任しているほか、平成9年度からカラス等の鳥類10種、ノウサギ等の獣類5種について、全ての市町村長に許可権限を移譲しています。

また、平成18年度からはニホンジカ・アナグマ・ハクビシン・カワウの4種についても順次、希望する市町村長に許可権限を移譲し、現在、鳥類11種、獣類12種について、全市町村に許可権限を移譲しています。

また、有害鳥獣捕獲は、被害状況を調査のうえ、目的を達成するために必要な許可をすることとしています。（表3-1-10）

⑦ 狩猟の適正化

ア 狩猟者登録

狩猟をしようとする者は、狩猟免許のほか入猟する県の登録を受けなければならないこととされています。

令和2年度中に本県に登録した狩猟者は県内者が2,444人、県外者が560人、合計3,004人で、県内の狩猟者は増加傾向にあります。（表3-1-11）

県外からの登録は、東北及び関東地方の狩猟者がほとんどで、登録者が多い県は、第一種猟猟登録者で、青森県182人、宮城県90人、秋田県70人、福島県46人などとなっています。

表3-1-9 幼傷病鳥獣の年度別保護件数の推移

区分		年度				
		H28	H29	H30	R1	R2
鳥類	鳥獣保護センター	95	65	48	60	104
	振興局等	109	91	136	95	85
獣類	鳥獣保護センター	8	7	4	39	11
	振興局等	12	17	7	11	7
計		275	224	180	205	207

（注）鳥獣保護センターの欄には、振興局等で保護し、鳥獣保護センターに運搬したものを含む。

表3-1-10 有害鳥獣捕獲の目的による鳥獣の捕獲数

区分		年度		
		H30	R1	R2
鳥類	許可証交付数	243	138	80
	カモ類	1,644	2,841	1,610
	カラス類	8,974	9,660	6,641
	スズメ類	281	336	253
	キジバト	392	616	464
	ドバト	203	281	105
	ヒヨドリ	360	554	353
	ムクドリ	318	584	305
	カワウ	302	224	142
	その他	148	272	238
	鳥類計	12,622	15,368	10,111
	獣類	許可証交付数	873	1,158
クマ		243	352	440
シカ		7,399	8,869	11,526
イノシシ		100	145	422
キツネ		26	46	76
タヌキ		218	314	406
ノウサギ		31	17	17
ノネコ		0	0	0
ノイヌ		0	0	0
ハクビシン		741	656	860
その他		133	136	184
獣類計		8,891	10,535	13,931
合計	21,513	25,903	24,042	

表3-1-11 狩猟者登録の状況

区分	種類	登録者数		
		H30	R1	R2
県内者	網猟	23	23	23
	わな猟	715	804	928
	第一種銃猟	1,527	1,494	1,464
	第二種銃猟	19	27	29
	計	2,284	2,348	2,444
県外者	網猟	1	1	1
	わな猟	21	27	27
	第一種銃猟	572	577	528
	第二種銃猟	5	6	4
	計	599	611	560
合計	網猟	24	24	24
	わな猟	736	736	955
	第一種銃猟	2,099	2,099	1,992
	第二種銃猟	24	24	33
	計	2,883	2,959	3,004

表3-1-12 狩猟による狩猟鳥獣の捕獲数の推移

区分	年度	捕獲数		
		H30	R1	R2
鳥類	キジ	2,138	1,976	1,886
	ヤマドリ	2,551	2,505	2,366
	カモ類	3,303	2,933	2,979
	カラス類	655	741	531
	スズメ類	970	780	802
	キジバト	131	141	119
	ヒヨドリ	90	79	81
	その他	11	46	33
	鳥類計	9,849	9,201	8,797
	獣類	クマ	80	62
シカ		544	757	903
イノシシ		10	11	27
キツネ		59	54	50
タヌキ		210	275	243
ノウサギ		188	155	54
テン		14	27	10
ハクビシン		52	38	52
その他		19	29	26
獣類計		1,176	1,408	1,461
合計	11,025	10,609	10,258	

イ 狩猟事故防止対策

狩猟者登録証の交付時に狩猟事故防止に関する資料を配付し、狩猟者の資質の向上に努めました。

ウ 狩猟取締り

狩猟関係法令違反の取締り及び事故防止のため、令和2年度においては、自然保護課及び広域振興局等の職員を特別司法警察員(24人)、立入検査職員にそれぞれ任命しました。

また、警察官、鳥獣保護巡視員(75人)及び猟友会の狩猟指導員(44人)とともに狩猟取締りパトロール隊を編成して、正しい狩猟の指導と違反及び事故の防止に努めました。

エ キジ・ヤマドリの放鳥

キジ及びヤマドリは本県を代表する狩猟鳥ですが、捕獲数が減少し生息域の減少が懸念されることから、令和2年度にはキジ225羽を鳥獣保護区等に放鳥しました。

6 希少野生動植物の保護の推進

(1) いわてレッドデータブックの作成

絶滅のおそれがあるなど保護上重要な野生生物の種をリストアップし、それらの生息状況等を取りまとめたものを一般にレッドデータブックといますが、国では平成3年度にレッドデータブックを作成・公表し、これまで改訂版を発売するとともに、改訂版発刊後、4次に渡るレッドリストの見直しを行っています。

国レベルのレッドデータブックでは、県単位の生息・生育情報は得られるものの、県内の分布の詳細や県における絶滅危惧度合いの情報は得られがたいため、本県の野生生物保護対策を進めるための基礎資料として、平成9年度から4ヵ年計画で、いわてレッドデータブックの作成を行い、平成13年3月に発刊しました(→126ページにURL記載)。

発刊後の自然環境の変化等を踏まえた改訂作業に向けて、平成19年度には、いわてレッドデータブック改訂検討委員会・専門部会を設置し、掲載種の調査・選定を進め、平成26年3月にいわてレッドデータブック(2014年版)として発刊しました。

いわてレッドデータブックの内容の見直し及び補完、次期改訂に向けた基礎資料とするため、生息状況調査を平成26年度から実施しています。平成29年度においては、これまで県内で記録のなかった「フォーリーガヤ」が発見されたことから、同種をいわてレッドデータブック(Web版)に新規掲載しています。また、令和元年度においては、同様に「カラフトグワイ」及び「ヒメスズムシソウ」を新規掲載しています。



(2) 希少野生動植物保護対策

平成14年12月に「岩手県希少野生動植物の保護に関する条例」に基づき指定した、指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しています。(表3-1-13)

7 関係機関との自然環境の保全及び自然保護活動

自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティアとの連携・協働により、パトロールやキャンペーン、利用者のマナー指導等を実施しました。

表3-1-13 希少野生動植物

<p>①指定希少野生動植物 (捕獲、採取等を禁止する種) ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、ゴヨウザンヨウラク、チシマウスバスマレ、ホソバノシバナ、リシリシノブ、ゲイビゼキショウ、ゴマシジミ、イワテセダカオサムシ</p> <p>②特定希少野生動植物(流通を監視する種) ハヤチネウスユキソウ、ナンブトラノオ、ナンブトウウチソウ、トチナイソウ、ヒメコザクラ、ナンブイヌナズナ、チシマツガザクラ、エゾノツガザクラ、チシマギキョウ、リシリシノブ</p>



ハヤチネウスユキソウ



ナンブトウウチソウ



第2節 自然とのふれあいの促進

1 自然公園の適正な利用の推進

(1) 自然公園の指定

本県には、三陸復興、十和田八幡平の2つの国立公園と栗駒、早池峰の2つの国定公園があります。また、花巻温泉郷、久慈平庭、外山早坂高原、湯田温泉峡、折爪馬仙峡、五葉山、室根高原の7つの県立自然公園があります。

本県の自然公園面積は、国立公園が29,206 ha(県土面積の1.9%)、国定公園が20,038 ha(同1.3%)、県立自然公園22,817 ha(同1.5%)となっています。その総面積は72,061 haで県土面積1,527,889 haの4.7%を占めています。(表3-2-1)

表3-2-1 自然公園の地種別区分面積

(令和2年度末現在)

区分	公園面積	特別保護地区	比率	特別地域	比率	普通地域	比率
	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(%)	(ha)	(%)
国立公園	29,206	2,323	8.0	25,008	85.6	1,875	6.4
国定公園	20,038	945	4.7	19,093	95.3	-	-
県立自然公園	22,817	-	-	20,638	90.5	2,179	9.5
計	72,061	占有面積=72,061/1,527,889≒4.7%					

(2) 自然公園の保護と管理

① 開発行為等の規制・許認可

自然公園内における風致景観を保護するため、自然公園内に特別地域、特別保護地区(国立公園、国定公園)を指定しています。こうした地区内の風致景観を損なうおそれのある行為は、環境大臣又は知事の許可が義務付けられています。また、普通地域においても一定の改変行為については環境大臣又は知事への届出が必要とされています。

② 管理・啓発・ボランティア活動

令和2年度は自然公園内の主要な地区に自然公園保護管理員を配置し、公園管理や啓発指導に努めました。

また、県内の国定・県立自然公園、自然環境保全地域で活動するグリーンボランティアにより、利用者へのマナーの普及啓発に努めています。

一方、国においては自然公園指導員を委嘱し、国立公園及び国定公園において、自然の紹介、解説案内などの活動を行っています。

③ 早池峰地域の総合的保全対策

早池峰地域では、登山者による入込み数の増加に伴い、その人為的影響などで、登山道周辺の高山植物の踏み荒らしや盗採、山頂避難小屋のし尿処理、登山車両による道路交通混雑等の問題が提起されていることから「早池峰クリーン&グリーンキャンペーン」を実施し、登山者に対するマナーガイドの配布や携帯トイレの販売、盗採防止パトロール等を行っています。

2 森林公園等の整備

多様な森林の中で豊かな感性と心を育てるとともに、森林、自然とのふれあいや、さまざまな体験ができる魅力ある森林づくりの一環として、森林公園（5箇所）と緑化センターを設置しています。

3 県内の温泉の状況

令和3年3月31日現在における県内の温泉地は83地域となっています。

また、温度では42℃(高温泉)以上が全体の約6割以上を占めております。

宿泊施設は、203施設で年間約132万人が保健休養の場として利用しています。

4 三陸ジオパークの推進

三陸ジオパークは、青森県八戸市から岩手県の沿岸全域（県内13市町村）を縦断して宮城県気仙沼市までの南北約220 km、東西約80 km、その海岸線は約300 kmにも及ぶ日本一広大なジオパークとして、平成25年9月に日本ジオパークとして認定されました。

ジオパークは、地域に親しみ、山や川をよく見てその成り立ちと仕組みに気付き、生態系や人間生活との関わりを考える場所であり、また、そのような地球を学ぶ旅を楽しむ場所です。

三陸地域では、約5億年前から続く地球の営みが長い時間をかけて造り上げた地質や素晴らしい景観、特異の地質・地形で育つ全国でも貴重な生態系等にも親しむことができます。

こうした地質遺産等を持続的に利活用し、地域振興につなげるため、三陸ジオパーク推進協議会が中心となって、地域住民等による保全活動の促進やジオパークの普及啓発、人材育成などの取組を進めており、令和2年度は、サイトの保全等に関する学習会の促進、認定ガイド講習会やジオパーク検定の実施、ジオパーク授業の支援等を行いました。

表3-2-2 森林公園等の概要

名称	所在地	面積(ha)	主な施設
県民の森	八幡平市	360	森林ふれあい学習館「フォレスト」、木材工芸センター、キャンプ場、野鳥等観察施設
滝沢森林公園	滝沢市	60	野鳥観察の森「ネイチャーセンター」
千貫石	金ケ崎町	975	もりの学び舎、野鳥等観察施設
大窪山	大船渡市	576	もりの学び舎、野鳥等観察施設
折爪岳	二戸市	461	もりの学び舎、展望台
緑化センター	奥州市	5	見本庭園、樹木園、林業展示館
計		2,437	

第3節 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上



1 森林計画

森林計画制度は、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図り、木材等林産物の供給、国土の保全等森林の有する公益的機能の発揮を長期的に広域的見地から確保するため、森林・林業の基本的方向を明らかにするとともに、森林施策の指針等を明らかにするものとして森林法に規定されています。

地域森林計画は、県内を5つの森林計画区に区分し、その計画区分の5年ごと、10年を1期とする計画で、水源かん養、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健文化、木材等生産の機能ごとの森林施策の基本的方向、伐採・造林等の森林施策の標準的な方法を定めています。

令和2年度は、北上川上流森林計画区101,627 haについて、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする地域森林計画を策定しました。

また、同地域内の該当市町村において、この地域森林計画に適合した市町村森林整備計画が策定され、間伐等の森林整備を推進しています。

2 林地開発許可

森林の無秩序な開発を規制し、その適切な利用を確保することを目的に、昭和49年に森林法の一部が改正され、「林地開発許可制度」が施行されました。

表3-3-1 森林計画区別の計画期間・民有林面積

森林計画区	馬淵川上流	久慈・閉伊川	大槌・気仙川	北上川上流	北上川中流
計画期間	R元～R10	H29～R8	R2～R11	R3～R12	H30～R9
民有林面積	134,204ha	241,114ha	102,943ha	101,627ha	203,005ha

この制度は、地域森林計画の対象となっている民有林において、1 haを超える開発行為を行う場合は知事の許可を受けなければならないということを定めたものであり、この制度の対象にならない国及び地方公共団体等が行う開発行為についても本制度の趣旨に沿って知事と連絡調整を行うこととされています。

なお、本県では、昭和50年から令和2年度までに、1,717件9,073 haの林地開発の許可及び1,137件、10,216 haの連絡調整を行っています。

表3-3-2 林地開発許可・連絡調整の実績

区分	年度	S50～	28	29	30	R1	R2	計
		H27						
許可	件	1,651	20	10	13	14	9	1,717
	ha	8,274	344	98	86	206	65	9,073
連絡調整	件	1,091	12	9	8	9	8	1,137
	ha	10,091	33	23	27	18	24	10,216
計	件	2,742	32	19	21	23	17	2,854
	ha	18,365	377	121	113	224	89	19,289

3 森林・農地の被害対策

(1) 松くい虫被害

アカマツは、本県民有林針葉樹面積の4割を占め、資源量、素材生産量ともに全国1位となっています。

昭和54年に県内で初めて被害が確認された松くい虫被害は、平成26年度以降、被害量が減少し、令和2年度の被害量は約2万3千m³と平成25年度の約5割となっているものの、被害区域の拡大が見られます。(図3-3-1)

このため、被害先端地域では、監視の強化と感染源の徹底駆除により、被害の北上阻止に努めるとともに、被害のまん延地域では、史跡・名称等の公益性の高い松林での薬剤散布等による予防や感染源の駆除に加え、樹種転換を進めるなど、被害対策を講じています。

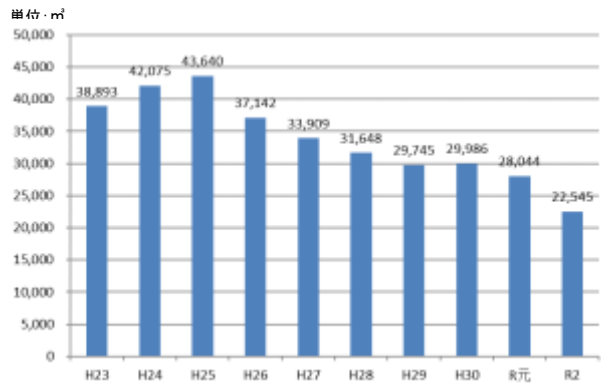


図 3-3-1 松くい虫被害量の推移

表3-3-3 松くい虫被害市町村数の推移

区分	年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
被害市町村数		13	12	18	18	19	17	17	17	16	16

(2) シカ被害

県では、市町村が策定している鳥獣被害防止計画を踏まえて、有害捕獲や侵入防止柵の普及、さらに造林木を守るための防護柵の整備や忌避剤の散布等に取り組んできた結果、シカによる農林業被害額は、平成25年度のピーク時(29,761万円)より減少しています(表3-3-4)。

表3-3-4 シカ農林業被害額の状況

区分	年度	26	27	28	29	30	R1	R2
農業被害額 (万円)		25,647	21,721	21,978	19,227	18,844	21,209	22,749
林業被害額 (万円)		734	87	679	918	937	1,693	1,710
合計 (万円)		26,381	21,808	22,657	20,145	19,781	22,902	24,459

4 中山間地域等直接支払制度の推進

農用地は、農業生産活動を通じて、国土の保全、水源の涵養等の多面的機能を発揮していますが、農業生産条件が不利な中山間地域等では、耕作放棄される農用地の増加が懸念されています。

このため、中山間地域等において、農業生産活動を通じて耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を維持・増進する観点から、「中山間地域等直接支払交付金」を交付する制度が平成12年度から実施されています。本県では、令和2年度末現在30市町村で1,061協定が締結され、交付対象面積は23,117 haと、全国第3位の実施状況となっており、農地法面や水路・農道等の管理などの農地管理活動が展開されています。

5 森林整備地域活動支援交付金制度の推進

近年、林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞や、森林所有者の高齢化、不在村化等を背景として、適時適切な森林施業の実施に不可欠な森林の現況の把握、歩道の整備等の地域活動が十分に行われなくなっています。この結果、間伐等の森林施業が十分に行われ人工林が発生するなど、このままでは

県土の保全、水源のかん養、地球温暖化の防止等、森林の有する多面的機能の発揮に支障をきたすおそれがあります。

このため、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう適切な森林整備を推進する観点から、平成14年度から森林所有者等に対して森林整備地域活動支援交付金を交付し、森林所有者等による施業の集約化や森林施業の実施に不可欠な地域活動を支援しています。

6 保安林の適正な管理

森林の持っている、水源のかん養、国土・生活環境の保全、保健休養の場の提供など、公益的機能の維持増進が期待される重要な森林を、森林法に基づいて「保安林」に指定しています。

保安林には、その指定の目的により、水源かん養、土砂流出防備、土砂崩壊防備、潮害防備、干害防備、なだれ防止、魚つき、保健など17種類があります。

本県では、地域森林計画に基づき、保安林の指定を計画的に進めており、令和2年度末の保安林面積は、国有林、民有林合わせて約477千haとなり、本県の森林面積に対して40.5%の配備率となっています。

保安林においては、伐採や土地の形質の変更などを制限する一方、その機能を失わない範囲で許可を行うなど、その適正な維持管理に努めています。また、違法行為を未然に防ぐため、森林・原野などで作業を予定している方には、事前に広域振興局等の林務担当部に保安林でないことの確認をお願いしています。

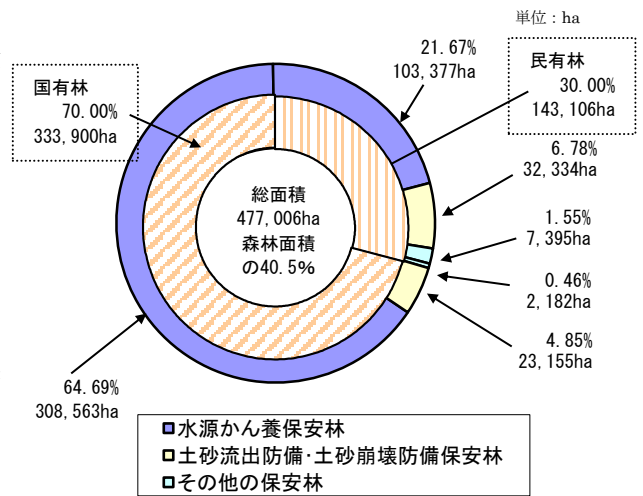


図 3-3-2 本県の保安林(令和2年度末)

7 地域協働による農地等の保全活動の促進

農村地域においては、農業者の減少・高齢化や非農家との混住化の進行により、農地や農業用水などの地域資源を農業者だけで保全管理していくことが困難となってきています。

このため、農地や農業用水などが持つ水源かん養や環境保全等の多面的機能の維持・増進の観点から、「多面的機能支払制度」による活動や「アドプト活動※」など、農業者と地域住民等との協働による取組の拡大を促進しています。

本県では、令和2年度末現在、「多面的機能支払制度」による活動が1,043組織で、また、「アドプト活動」は220協定が締結され、活動が全県で展開されています。

※ アドプト活動：地域（自治会・団体・学校など）や企業などと、施設管理者との間で「アドプト協定」を締結し、協働の力で基幹的農業水利施設などの保全管理を行う取組

第4章 安全で安心できる環境の確保



第1節 大気環境の保全

1 大気環境

大気汚染物質は、ぜん息などの健康被害を引き起こすことから、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として環境基準が定められています(表4-1-1)。

県及び盛岡市では、県内の大気環境の環境基準の達成状況を把握するため、11市1町の15局で常時監視を実施しています(→126ページにURL記載)。

○ 一般環境大気測定局

大気汚染状況を常時監視するための11市1町の13局(盛岡市・滝沢市・紫波町・花巻市・北上市・奥州市・一関市・大船渡市・釜石市・宮古市・久慈市・二戸市)

○ 自動車排出ガス測定局

自動車の走行による大気汚染を常時監視するための2市の2局(盛岡市・一関市)

県内の大気の状態は、光化学オキシダントを除き環境基準を達成しており、年平均値はほぼ横ばいで推移しています。

なお、大気汚染の関連指標であるばい煙発生施設数及び自動車保有台数については、ここ数年横ばいで推移しています(図4-1-1)。

表4-1-1 大気環境基準

汚染物質	環境基準	主な発生原因	人の健康への主な影響
二酸化硫黄(SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下、かつ、1時間値が0.1ppm以下	石油・石炭などの化石燃料の燃焼に伴って発生	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
一酸化炭素(CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下	不完全燃焼に伴って発生(主に自動車排出ガス)	血液中のヘモグロビンと結びつき、神経系に影響する
浮遊粒子状物質(SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下	工場などからのばいじん、粉じん、ディーゼル黒煙及び自然起源	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
二酸化窒素(NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下	燃焼に伴って発生(工場・事業場及び自動車などの移動発生源)	のどや肺を刺激し、気管支炎などを起こす
光化学オキシダント(O ₃)	1時間値が0.06ppm以下	窒素酸化物と炭化水素類の光化学反応によって2次的に発生	のどや目などを強く刺激する。
微小粒子状物質(PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下	燃料の燃焼(一次生成)、光化学反応(二次生成)など	肺胞へ吸着し、呼吸器系、循環器系に影響する

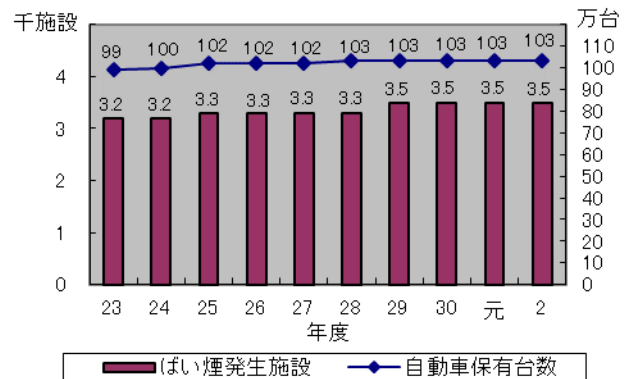


図4-1-1 大気汚染関連指標の推移

※大気汚染の環境基準による評価

環境基準による大気汚染の状況の評価については、次のとおり取り扱うこととされています。

1 短期的評価(二酸化窒素を除く。)

(1) 二酸化硫黄、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、一酸化炭素

測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

2 長期的評価

(1) 二酸化窒素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%に当たる値を環境基準と比較して評価する。

(2) 浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素

1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値を環境基準と比較して評価する。ただし、1日平均値の環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、非達成とする。

(3) 微小粒子状物質(PM_{2.5})

(1)と同様に評価するほか、1年平均値を長期基準と比較し、その両者の基準を満たした場合に達成とする。

(1) 大気汚染状況常時監視測定

ア 二酸化窒素

11市1町の全14測定局で環境基準を達成しました。10年間継続して測定している局の年平均値は一般環境大気(10測定局)では0.005 ppmで、減少傾向にあります(図4-1-2)。

イ 浮遊粒子状物質

8市の全10測定局で1日平均値の環境基準を達成しました。10年間継続して測定している局の年平均値は、一般環境大気(7測定局)では0.012 mg/m³、自動車排出ガス(2測定局)では0.011 mg/m³でした(図4-1-3)。

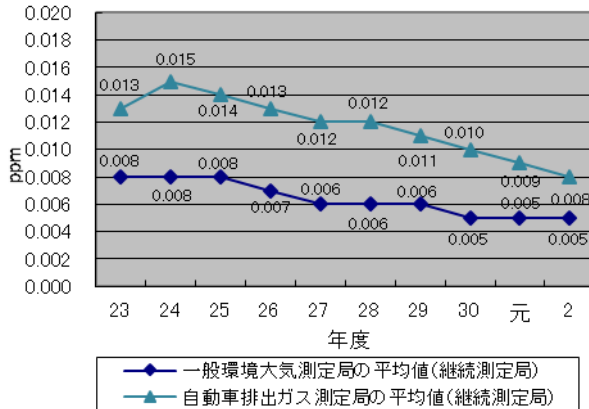


図4-1-2 二酸化窒素の年平均値

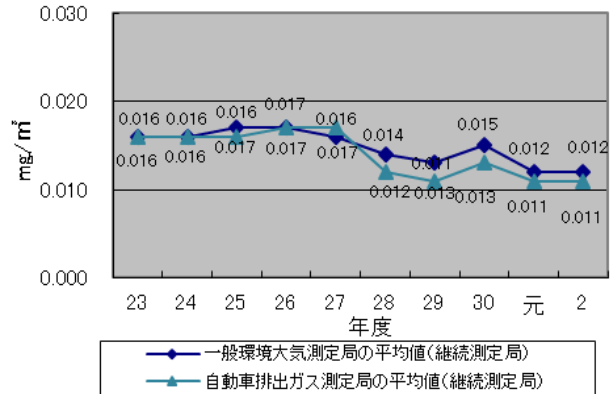


図4-1-3 浮遊粒子状物質の年平均値

ウ 二酸化硫黄

8市の全8測定局で環境基準を達成しました。10年継続して測定している局の年平均値は一般環境大気(7測定局)では0.000 ppmでした(図4-1-4)。

エ 光化学オキシダント

5市の5測定局いずれにおいても環境基準を達成できませんでしたが、光化学オキシダント注意報の発令はありませんでした。

10年継続して測定している局の昼間の1時間値の年平均値は0.030 ppmで、最近10年間でみるとほぼ横ばいで推移しています(図4-1-5)。

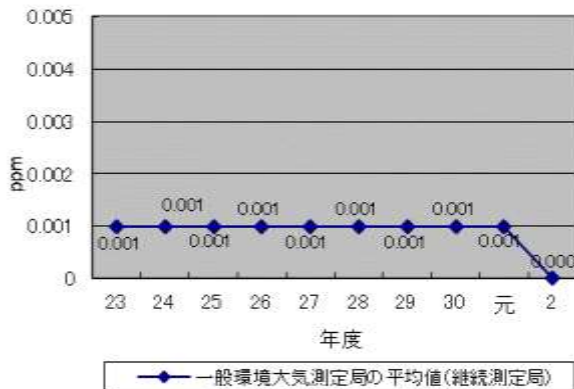


図4-1-4 二酸化硫黄の年平均値

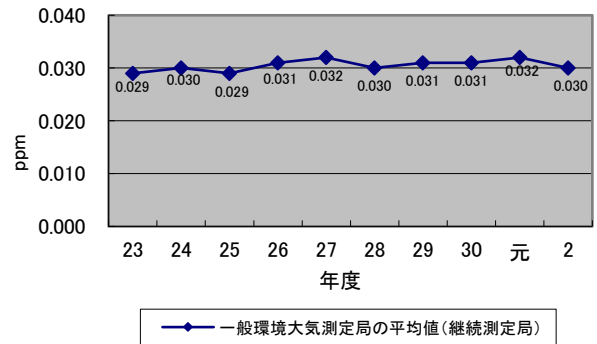


図4-1-5 光化学オキシダントの昼間の1時間値の年平均値

オ 一酸化炭素

盛岡市の自動車排出ガス測定局1局で、昭和49年度の開局以降、長期的及び短期的評価の環境基準を達成しています。

カ 微小粒子状物質 (PM2.5)

平成21年9月に新たに環境基準が告示されたことから、平成24年度までに8市に全10測定局を整備しました。

令和2年度は全10測定局で環境基準を達成し、注意喚起の実施もありませんでした。

今後は、成分の分析を実施するとともに知見を蓄積し、原因等について調査を進めます。

(2) 有害大気汚染物質

平成8年5月に大気汚染防止法が改正され、新たに有害大気汚染物質の調査を実施することになり、平成9年10月から県と盛岡市で、モニタリングを開始しました。

環境基準が定められているテトラクロロエチレン、トリクロロエチレン、ジクロロメタン及びベンゼンは、全ての地点において環境基準を達成しました(図4-1-7)。

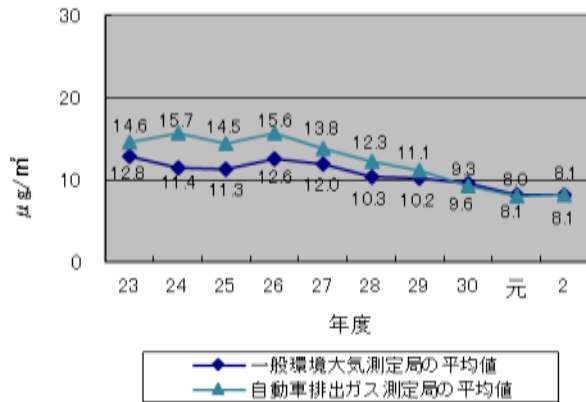


図4-1-6 微小粒子状物質 (PM2.5) の日平均値の年平均値

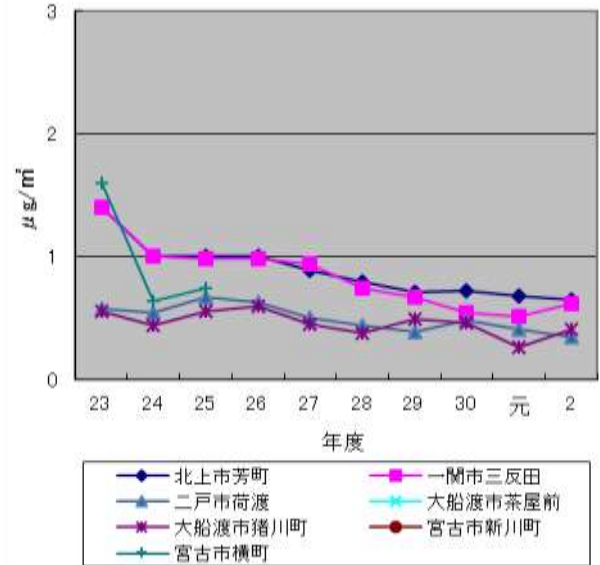


図4-1-7 ベンゼンの年平均値

2 酸性雨

欧州や北米では、森林や農作物に被害を与えたり、湖沼や河川を酸性化させたりするなど、国境を越えて大きな国際問題になっています。国内では、環境省(旧環境庁)が、昭和58年度から酸性雨対策調査を開始し、全国の多くの地点で欧米並みのpH4台の酸性雨を認め、平成6年3月には雫石町網張地区に国設八幡平酸性雨測定所を設置して管理及び調査を県に委託し、平成25年度まで測定していました。

このほかに、県では、独自に昭和59年度から酸性雨の実態を調査しており、昭和63年度に現在のろ過式採取装置による週間降水の測定を開始しました。これまでの県内1地点(盛岡市)の調査の結果、酸性化の指標であるpH等は、環境省が平成31年に公表した「酸性雨長期モニタリング結果報告書」における2013~2017年度の全国地点別平均値よりも弱い酸性度で推移しています。

(1) 降水のpH

令和2年度の平均値は、盛岡市で5.26であり、過去の10年間の変動範囲(4.75~5.19)より中性寄りとなりました。また、人為的な汚染のない南極氷床コアによる過去2000年の推定平均値5.37より若干酸性度が強くなっています。

(2) 降水のイオン成分

令和2年度における降水の酸性化の原因とされるイオン成分の量は、 nss-SO_4^{2-} が24.2 meq/m²/年、 NO_3^- が25.9 meq/m²/年でした。重さで表記すると、1 m²当たり1年間に硫酸1.16 gと硝酸1.60 gに相当する量が降ったこととなります。

3 大気汚染物質の発生源の規制及び指導

(1) 法律・条例による規制の概要

大気汚染防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では、ばい煙及び粉じんについて大気汚染物質の排出が規制されています。

なお、中核市である盛岡市、県の事務の権限移譲を受けている宮古市、花巻市及び北上市では、法に基づく規制事務を行っています。

ア 硫黄酸化物

硫黄酸化物は、ばい煙発生施設ごとに、排出口の高さに応じて許容限度を定めるK値規制方式がとられています。

本県におけるK値は、盛岡市(旧都南村及び旧玉山村の地域を除く)、宮古市(旧田老町、旧新里村及び旧川井村の地域を除く)及び釜石市が14.5、その他の地域が17.5です。

イ ばいじん

ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排ガス中に含まれるばいじん量で排出基準が定められています。また、条例では、廃棄物焼却炉及びオガライトの製造の用に供する乾燥炉について規制を行っています。

ウ 有害物質

ばい煙発生施設の種類ごとに、カドミウム及びその化合物、塩素及び塩化水素、ふっ素、ふっ化水素及びふっ化珪素、鉛及びその化合物、窒素酸化物の5物質について排出基準が定められています。

エ 粉じん

アスベスト等の人の健康に係る被害を生ずるおそれのある物質を「特定粉じん」、それ以外の粉じんを「一般粉じん」として区別しています。

一般粉じんについては、法及び条例により一般粉じん発生施設の種類ごとに集じん機、散水設備、防じんカバーの設置等の構造、使用及び管理に関する基準が定められています。

特定粉じんについては、法により特定粉じんが発生し、又は飛散する建築物その他の工作物の解体、改造又は補修に係る作業基準が定められています。

オ 揮発性有機化合物（VOC）

VOC排出施設の種類ごとに、排ガス中に含まれるVOCの炭素換算濃度により排出基準が定められています。

カ 水銀

水銀排出施設の種類ごとに、排ガス中に含まれる水銀量で排出基準が定められています。

(2) 施設の設置状況

一定規模以上のばい煙発生施設や粉じん発生施設は、大気汚染物質の発生源として、排出基準等が適用され、設置や変更にあたっては知事への事前届出が義務付けられており、その届出状況は次のとおりでした。

ア ばい煙発生施設

施設の設置状況は、表4-1-2のとおりです。法対象施設は、1,679事業所の3,524施設でした。ボイラーが2,616施設(74%)と最も多く、次いでディーゼル機関が553施設(16%)、乾燥炉が101施設(3%)、でした。

イ 粉じん発生施設

施設の設置状況は、表4-1-3のとおりです。法対象一般粉じん発生施設は、289事業所の1,736施設でした。コンベアが857施設(49%)を占め、次いで破碎機・摩砕機が400施設(23%)でした。

ウ VOC排出施設

施設の設置状況は、表4-1-4のとおりです。法対象施設は、10事業所の25施設でした。塗装施設が9施設(36%)と最も多く、次いで乾燥施設(印刷回路用銅張積層板等の製造)が8施設(32%)でした。

エ 水銀排出施設

施設の設置状況は、表4-1-5のとおりです。法対象施設は、29事業所の46施設でした。廃棄物焼却炉が41施設(89%)と最も多く、次いでセメントの製造の用に供する焼成炉が3施設(7%)でした。

表 4-1-2 ばい煙発生施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物	ガス工作物	鉱山に係る施設
延事業所数		1,679	1,414	352	2	3
大気汚染防止法	1 ボイラー	2,616	2,603	9	0	4
	2 ガス発生炉・加熱炉	2	-	-	2	-
	3 焙焼炉・焼結炉	1	1	-	-	-
	5 金属溶解炉	32	32	-	-	-
	6 金属加熱炉	22	22	-	-	-
	7 石油加熱炉	3	3	-	-	-
	9 焼成炉	18	17	-	-	1
	10 反応炉	2	2	-	-	-
	11 乾燥炉	101	99	-	-	2
	13 廃棄物焼却炉	61	61	-	-	-
	21 肥料等製造用施設	5	5	-	-	-
	29 ガスタービン	95	13	82	-	-
	30 ディーゼル機関	553	136	417	-	-
31 ガス機関	13	2	10	1	-	
計		3,524	2,996	518	3	7
条例	事業所数	26				
	ばい煙	1 廃棄物焼却炉	27			
	2 オガライト乾燥炉	-				
計		27				

1 施設名は法施行令別表第1及び条例施行規則別表第1による

表 4-1-3 粉じん発生施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物	鉱山に係る施設
大気汚染防止法	事業所数	289	260	1	28
	2 堆積場	287	253	6	28
	3 コンベア	857	818	1	38
	4 破砕機・摩砕機	400	380	-	20
	5 ふるい	192	178	-	14
	計	1,736	1,629	7	100
条例	事業所数	576	576		
	1 堆積場	93	93		
	2 破砕機・摩砕機	112	112		
	3 ふるい	169	169		
	4 打綿機	253	253		
	5 切断機施設等	1,181	1,181		
	計	1,808	1,808		

1 施設名は法施行令別表第2及び条例施行規則別表第2による。

表4-1-4 VOC排出施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設名		届出施設
大気汚染防止法	事業所数	10
	1 乾燥施設	1
	2 塗装施設	9
	3 乾燥施設(塗装の用に供する)	4
	4 乾燥施設(印刷回路用銅張積層板、粘着テープ等の製造における接着の用に供する)	8
	5 乾燥施設(接着の用に供する)	1
	9 貯蔵タンク	2
計	25	

1 施設名は法施行令別表第1の2による。

2 ガス工作物、電気工作物、鉱山に係る施設は該当なし。

表4-1-5 水銀排出施設の設置状況

(令和3年3月31日現在)

施設名		計	届出施設	電気工作物
大気汚染防止法	事業所数	29	27	2
	1 小型石炭混焼ボイラー	1	-	1
	2 石炭燃焼ボイラー	1	-	1
	7 セメントの製造の用に供する焼成炉	3	3	-
	8 廃棄物焼却炉	41	41	-
	計	46	44	2

1 施設名は法施行令別表第1及び法施行規則別表第3の3による。

2 ガス工作物、鉱山に係る施設は該当なし。

(3) 立入検査の実施状況

法及び条例に基づき、ばい煙関係94事業所331施設、粉じん関係22事業所50施設について立入検査を実施し、その状況は表4-1-6のとおりでした。また、ばい煙量等の測定結果は表4-1-7及び表4-1-8のとおりでした。

その他の施設では自主測定記録の確認により検査を実施した結果、排出基準を超過していた施設は認められませんでした。

施設の使用管理の不備に対する改善命令や警告等の行政処分は、該当がありませんでした。

表4-1-6 工場・事業場の立入検査実施状況

(令和3年3月31日現在)

区分		事業所数		施設数		
		県	盛岡市	県	盛岡市	
大気汚染防止法	ばい煙	対象	1,388	291	2,943	581
		実施件数	81	13	314	17
	一般粉じん	対象	266	23	1,542	194
		実施件数	18	0	44	0
	VOC	対象	9	1	24	1
		実施件数	1	0	13	0
水銀	対象	23	6	35	11	
	実施件数	3	1	6	1	
条例	ばい煙	対象	24	2	25	2
		実施件数	0	0	0	0
	粉じん	対象	556	20	1,709	99
		実施件数	4	0	6	0

表4-1-7 ばい煙測定の実施状況及び措置状況

(令和3年3月31日現在)

区分	事業所数	施設数	測定項目数				基準超過件数
			SO _x	NO _x	ばいじん	HCl	
大気汚染防止法	県	7	16	12	16	14	0
	盛岡市	1	1	1	1	1	0
条例	県	0	0	0	0	0	0
	盛岡市	0	0	0	0	0	0
計	8	17	13	17	15	1	0

表4-1-8 VOC測定の実施状況及び措置状況

(令和3年3月31日現在)

区分	事業所数	施設数	基準超過件数
大気汚染防止法	県	13	13
	盛岡市	0	0
計	13	13	0

4 アスベスト対策

(1) 特定粉じん排出等作業

令和2年度に届出がなされた実施件数は99件(うち盛岡市は32件)でした。

また、法に基づく立入検査の実施件数は123件(うち盛岡市は30件)でした。作業基準その他アスベストの飛散防止対策について確認を行った結果、基準に違反している施設は認められませんでした。

(2) 石綿健康被害者の救済

県では、石綿健康被害者の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律」に基

づき、平成19～28年度にかけて救済給付に充てるための石綿健康被害救済基金に対し資金を拠出しました。

この救済給付制度により、令和2年度末までに、県内において医療費等の支給の認定を受けた件数は56件、特別遺族弔慰金等の支給の認定を受けた件数は47件でした。

5 高速交通による騒音・振動

(1) 高速自動車道

東北自動車道における自動車騒音の実態を把握するため、沿線市町の32地点で調査を実施した結果、全地点で環境基準を達成し、達成率は昨年度から7ポイント上昇しました（表4-1-9）。

高速自動車道に係る公害については、沿線各県「東北・上越・北陸新幹線、高速自動車道公害対策10県協議会」（昭和53年1月設置）を組織し、公害対策の検討、情報交換を行うとともに、遮音壁設置等の適切な公害防止対策の実施を東日本高速道路株式会社に要望しました。

また、本県独自でも岩手県高速交通公害対策連絡協議会（昭和62年2月設置）を組織し、令和元年度の測定結果を基に環境基準を上回っている地点への早急な騒音防止対策の実施について、東日本高速道路株式会社東北支社に要望しています。

(2) 新幹線鉄道

本県では、沿線住民の生活環境保全のため、一関市から盛岡市（車両基地まで）間の沿線区域について、東北新幹線鉄道開業前の昭和52年9月に「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の地域指定を行いました。

さらに、盛岡・八戸間開業前の平成10年3月には、盛岡市から二戸市までの沿線区域について、地域指定を行いました。

騒音・振動の測定については、従前から沿線市町とともに行っています。令和2年度は、騒音について23箇所、延べ35地点において調査を実施しました。標準測定点とされている25m地点における環境基準の達成率は、52%（昨年度48%）となっており、昨年度に比べ上昇しています（表4-1-10）。振動については、19箇所19地点全てが「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策」の指針値70デシベルを下回っています。

新幹線鉄道に係る公害についても、高速自動車道に対する取組と同様に、岩手県高速交通公害対策連絡協議会より東日本旅客鉄道株式会社に対して、沿線住民の良好な生活環境の保全を図るため「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」の達成に向けて効果的な対策の実施を要望しました。

(3) 航空機

花巻空港は、昭和39年2月に第3種空港として供用開始され、同年4月開港、その後、平成6年度には中型ジェット機の就航に向け、滑走路のかさ上げ工事が行われ、平成7年4月から中型ジェット機が就航し平成17年3月には滑走路が500m延長され、2,500m滑走路が供用開始されました。

本県では、同空港周辺地域の生活環境を保全するため、ジェット機の就航に先立ち、昭和58年2月に花巻市（及び旧石鳥谷町）に「航空機騒音に係る環境基準」の地域指定を行い、それに伴い調査地点を設置しました。

なお、令和2年度は新型コロナウイルスの影響により、全調査地点で測定を中止しました。

6 騒音・振動の発生源の規制及び指導

(1) 規制地域の指定

騒音規制法・振動規制法では、騒音・振動を防止して住民の生活環境を保全する地域を知事が指定し、この指定地域内の工場・事業場における事業活動と建設工事に伴って発生する騒音・振動について必要な規制を行うとともに、自動車から発生する騒音についての許容限度を定めています。また市町村長は、道路交通に起因する自動車騒音と振動について措置を要請できることとされています。

県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例では、工場・事業場の騒音につい

表4-1-9 高速自動車騒音にかかる環境基準の達成状況

地域の種類	測定地点数	達成地点数	時間帯別達成地点数		R2年度達成率(%)	(参考)R元年度達成率(%)
			昼間	夜間		
A類型	1	1	1	1	100	100
B類型	2	2	2	2	100	100
C類型	6	6	6	6	100	100
無指定	23	23	23	23	100	91
計	32	32	32	32	100	93

表4-1-10 新幹線鉄道騒音環境基準の達成状況

軌道中心からの距離	測定地点数			達成地点数			R2年度達成率(%)			(参考)R元年度達成率(%)		
	I	II	計	I	II	計	I	II	計	I	II	計
25m	13	10	23	6	6	12	46	60	52	36	58	48
50m	7	5	12	4	5	9	57	100	75	57	100	75
計	20	15	35	10	11	21	50	73	60	38	71	53

て騒音規制法の規制対象外の7種10施設に対し必要な規制を行っています。

県は、法又は条例に基づき、騒音については、昭和47年度以降、振動については、昭和52年度以降、順次、地域の実態に応じ規制地域の指定を行っています。

なお、騒音規制法及び条例に基づく騒音規制地域並びに振動規制法に基づく振動規制地域の指定状況は表4-1-12、4-1-13のとおりです。

表4-1-12 騒音規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市 町 村 名
S48.3.30	S48.4.1	盛岡市(旧告示45.2.27)、釜石市、宮古市、一関市、奥州市、花巻市(以上旧告示46.2.26)、大船渡市、久慈市、遠野市
48.10.30	48.11.1	滝沢市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、大槌町、野田村
49.3.18	49.4.1	北上市、二戸市
49.12.14	50.1.1	岩泉町
53.3.10	53.4.1	山田町
54.3.16	54.4.1	岩手町
55.3.14	55.4.1	雫石町、一戸町
62.3.13	62.4.1	紫波町
H5.3.23	H5.4.1	八幡平市
計		13市10町1村

表4-1-13 振動規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市 町 村 名
S53.3.10	S53.4.1	盛岡市、宮古市、大船渡市、奥州市、花巻市、北上市、一関市、釜石市
54.3.16	54.4.1	二戸市、久慈市、遠野市、矢巾町、金ヶ崎町、平泉町、滝沢市
55.3.14	55.4.1	岩手町、大槌町、山田町、岩泉町、野田村
56.3.13	56.4.1	雫石町、一戸町
62.3.13	62.4.1	紫波町
H5.3.23	H5.4.1	八幡平市
計		13市10町1村

7 悪臭

(1) 規制地域の指定・規制基準の設定

法律による悪臭の規制は、昭和46年6月に公布され昭和47年5月に施行された悪臭防止法によって行われています。悪臭物質として規制されているものは、現在、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミンなど22種類の物質です。なお、平成7年4月に排出水中における悪臭物質の規制基準が適用されました。

また、平成8年4月1日からは、人の嗅覚で判定する嗅覚測定法による臭気指数規制が法律でも実施できることとなりました。悪臭防止法では、知事が悪臭を防止して住民の生活環境を保全する地域を指定するとともに、政令の範囲内で規制基準の設定を行うこととしています。

県内では、法に基づいて昭和48年度以降地域の実情に応じ規制地域の指定が行われ、現在9市町において規制地域が指定され、うち5市が悪臭物質の濃度による規制を、4市町が臭気指数による規制を行っています。

また、平成5年8月に花巻市が、平成5年12月に江刺市(現奥州市)が嗅覚測定法を導入した悪臭公害防止条例を制定し、肥料工場等からの悪臭を規制しています。

(2) 悪臭防止の指導

平成12年4月から悪臭防止法の規制及び測定に関する事務は市町村の自治事務となっています。また、規制地域の内外で継続して苦情が発生している事業場がある場合には、市町村の要望に応じて県が助言・指導を行っています。

表4-1-14 悪臭規制地域の指定状況

指定(告示) 年月日	施行 年月日	市 町 村 名
S49.3.18	S49.4.1	北上市
49.12.14	50.1.1	盛岡市、宮古市、釜石市、大船渡市
61.3.14	61.4.1	花巻市、久慈市
63.3.15	63.4.1	奥州市
H6.3.25	H6.4.1	矢巾町
計		8市1町

一口メモ 悪臭物質

200万種類以上あるといわれる化合物や元素のうち、においを持つものは約40万種類に及び、特に問題となるものは窒素化合物、硫黄化合物の中に多くあります。

法令による規制は、悪臭のうち測定可能な個々の原因物質について濃度で規制する方式と、複合された悪臭を規制するため人の嗅覚で判定する臭気測定法(官能試験法)による規制方式をとっていますが、一部の自治体では嗅覚測定法による規制を公害防止条例などで実施しています。

第2節 水環境の保全



1 公共用水域

水質汚濁防止法の規定に基づき作成した「令和2年度公共用水域水質測定計画」により、県内の125河川、9湖沼及び14海域の計148の公共用水域（ただし、環境基準当てはめ水域は、河川92、湖沼9、海域15）において、国土交通省41地点、岩手県209地点、盛岡市15地点で水質測定を実施しました（達成状況は巻末資料参照。126ページにURL記載）。

(1) 水質の概況

ア 健康項目

（人の健康の保護に関する環境基準）

健康項目の環境基準は、カドミウム等27項目について、全水域一律に基準が適用されており、基準達成・非達成の評価は全シアンについては最高値、その他の項目については年間平均値で行うこととされています。

令和2年度の環境基準の達成状況は表4-2-1のとおりで、92地点で調査を行い、全ての水域で環境基準を達成しました。

イ 生活環境項目

（生活環境の保全に関する環境基準）

生活環境項目の環境基準は、pH、BODなど12項目について、水域ごとに環境基準類型が当てはめられており、その類型で定められている基準値がその水域に適用されます。本県においては、116水域（河川92、湖沼9、海域15）において環境基準の類型が当てはめられており、そのうち基準の厳しい（きれいな水である）AA類型が29水域、A類型が84水域となっています（表4-2-2）。

令和2年度は、水質汚濁の代表的指標であるBOD（河川）又はCOD（湖沼及び海域）の環境基準の達成率が96.5%で、令和元年度より1.7ポイント下がりました（表4-2-2及び図4-2-1）。

また、富栄養化の指標である全窒素の環境基準を当てはめている7湖沼（網取ダム貯水池など）、同様に全窒素及び全燐の環境基準を当てはめている8海域（宮古湾など）の計15水域については、大船渡湾において全窒素が、豊沢ダム貯水池及び世増ダム貯水池において全燐が環境基準値を超過し、環境基準の達成率は80.0%でした（表4-2-3）。

なお、水生生物の保全の指標である全亜鉛、ノニルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）の環境基準を当てはめている81水域（河川72、湖沼9）については、全ての水域で環境基準を達成しました（表4-2-4から表4-2-6）。

表4-2-1 「人の健康の保護に関する環境基準」の達成状況

項 目		令和元年度		令和2年度	
		調査地点数	基準超過地点数	調査地点数	基準超過地点数
カドミウム	工場の下流、鉱床地帯等で測定	49	0	44	0
全シアン	工場の下流等で測定	31	0	27	0
鉛	工場の下流、鉱床地帯等で測定	54	0	50	0
六価クロム	工場の下流等で測定	31	0	28	0
砒素	工場の下流、鉱床地帯等で測定	55	1	52	0
総水銀	工場の下流、鉱床地帯等で測定	41	0	37	0
アルキル水銀	工場の下流等で測定	21	0	17	0
P C B	工場の下流等で測定	21	0	18	0
ジクロロメタン	有機塩素化合物 工場の下流等で測定	58	0	54	0
四塩化炭素		57	0	53	0
1,2-ジクロロエタン		57	0	53	0
1,1-ジクロロエチレン		57	0	53	0
シス-1,2-ジクロロエチレン		57	0	53	0
1,1,1-トリクロロエタン		57	0	53	0
1,1,2-トリクロロエタン		57	0	53	0
トリクロロエチレン		57	0	53	0
テトラクロロエチレン		57	0	53	0
1,3-ジクロロプロペン		33	0	32	0
チウラム	農業 農業地帯、 ゴルフ場の下流 で測定	34	0	33	0
シマジン		33	0	32	0
チオベンカルブ		33	0	32	0
ベンゼン	工場の下流等で測定	32	0	29	0
セレン	主要河川で測定	28	0	25	0
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	主要河川で測定	29	0	26	0
ふっ素	工場の下流等で測定	29	0	29	0
ほう素	主要河川で測定	41	0	41	0
1,4-ジオキサン	工場の下流等で測定	22	0	24	0
計		実数 97	実数 1	実数 92	実数 0

備考）複数項目の調査を行う地点があるため調査地点の計は各項目の地点数の合計とはならない。

表4-2-2 BOD(又はCOD)の環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		海域		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
AA	29	1	0	0	-	-	29	1
A	(60)59	0	9	3	15	0	(84)83	3
B	0	0	0	0	0	0	0	0
C	3	0	0	0	0	0	3	0
計	(92)91	1	9	3	15	0	(116)115	4
達成率	98.9%		66.7%		100%		96.5%	

※ ()書きは、全当てはめ水域ですが、馬淵川上流水域は、環境基準点が他県にあるため達成率の算出から除いております。

表4-2-3 全窒素・全磷の環境基準の達成状況

類型	湖沼		海域		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
I	0	0	0	0	0	0
II	3	1	8	1	11	2
III	4	1	0	0	4	1
IV	0	0	0	0	0	0
V	0	0	0	0	0	0
計	7	2	8	1	15	3
達成率	71.4%		87.5%		80.0%	

※ 全窒素・全磷ともに環境基準を満足している場合に、達成水域としました。

表4-2-4 全亜鉛の環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	72	0	9	0	81	0
計	72	0	9	0	81	0
達成率	100%		100%		100%	

表4-2-5 ノニルフェノールの環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	72	0	9	0	81	0
計	72	0	9	0	81	0
達成率	100%		100%		100%	

表4-2-6 LASの環境基準の達成状況

類型	河川		湖沼		全水域	
	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数	当てはめ水域数	非達成水域数
生物特A	0	0	0	0	0	0
生物A	72	0	9	0	81	0
計	72	0	9	0	81	0
達成率	100%		100%		100%	

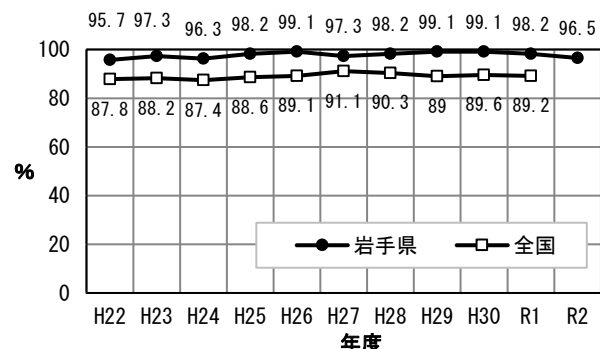


図4-2-1 BOD(又はCOD)の環境基準達成の経年変化

BOD・CODの環境基準に対する適合性の評価方法について

BOD・CODについては、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間データのうち、75%以上のデータが基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、すべての環境基準において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

窒素・磷の環境基準に対する適合性の評価方法について

窒素・磷については、環境基準点で測定されたデータ(表層)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、湖沼については全ての環境基準点において基準値を満足している場合に、海域については年間平均値を当該水域内の全ての基準点について平均した値が基準値を満足している場合に、達成とみなします。

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASの環境基準に対する適合性の評価方法について

全亜鉛、ノニルフェノール及びLASについては、環境基準点で測定されたデータ(日間平均値)の年間平均値が基準値を満足することにより環境基準を達成しているとみなします。

なお、複数の環境基準点を有する水域における評価については、当該水域内の全ての環境基準点において基準値を満足している場合に、達成とみなします。

ウ 要監視項目

要監視項目は、人の健康の保護に関連する物質で、環境中の検出状況から健康項目となっていないが、知見の集積に努めるべきとされているもので、クロロホルム等31項目が指定されています。このうち、指針値が定められている29項目について、超過した地点はありませんでした（表4-2-7）。

(2) 水域区分ごとの水質状況

ア 河川

(ア) 北上川流域

北上川は、流路延長249 km、流域面積10,150 km²を有し、本県内陸部を縦断して宮城県で太平洋に注ぐ、我が国第4位の流域面積をもつ河川です。岩手県に属する区域は、流路延長176 km、流域中心部で比較的広い平野となっています。

主な支流は、上流部では奥羽山脈から赤川、松川、雫石川、また、北上山地から丹藤川、中津川があります。旧松尾鉱山のそばを流れる赤川は、同鉱山から強酸性の坑内水や浸透水が排出され、以前はかなり汚濁されていましたが、国や県の各種対策により水質は年々改善されています（図4-2-2、表4-2-8）。北上川、雫石川、中津川の合流点に位置している盛岡市は人口約30万人の県内最大の都市ですが、各河川には鮭がそ上し、「きれいな水」に生息する水生生物が多く確認されるなど良好な水環境を保っています。

中流域から下流域にかけては、北上川支流のなかで最大の流域面積(954.5 km²)をもつ猿ヶ石川、最大の流路延長(75.3 km)を持つ和賀川や稗貫川、豊沢川、胆沢川、磐井川、砂鉄川など多くの支流が流入しています。これらは、西の奥羽山脈又は東の北上高地を源とし、いずれも岩手の穀倉地帯を潤すとともに、ここに住む人々の生活に欠かせない上水道にも利用されるほか、恵まれた自然景観や、イワナやヤマメ、アユなどの川の幸をもたらしています。また、本流沿いに立地する工業地帯へは質量ともに恵まれた工業用水を供給しています。

また、本流域には、岩手県全人口の70%以上が住み、その流域面積は岩手県全面積15,275 km²のうち約50%（約7,860 km²）を

占めることから、盛岡市、花巻市、北上市、奥州

市及び滝沢市など8市町を対象とした北上川上流流域下水道事業や一関市と平泉町を対象とした磐井川流域下水道事業の整備が進められており、人口集中地域からの生活排水や工場排水による都市内中流河川の汚濁については改善傾向にあります。

環境基準の類型指定については、AA類型が6水域、A類型が37水域、C類型が2水域となっており、AA類型の1水域（北上川の一部）環境基準超過がありました。それ以外の水域ではBODの環境基準を達成しました。

表4-2-7 要監視項目の測定結果

(令和3年3月31日現在)

項目	調査地点数	検出地点数	指針値超過地点数
クロロホルム	15	0	0
トランス-1,2-ジクロロエチレン	15	0	0
1,2-ジクロロプロパン	15	0	0
p-ジクロロベンゼン	15	0	0
イソキサチオン	10	0	0
ダイアジノン	10	0	0
フェニトロチオン	10	0	0
イソプロチオラン	10	0	0
オキシ銅	10	0	0
クロタロニル	10	0	0
プロピザミド	10	0	0
E P N	10	0	0
ジクロロボス	10	0	0
フェノブカルブ	10	0	0
イプロベンホス	10	0	0
クロロニトロフェン	10	0	-
トルエン	工場の下流等で測定	4	0
キシレン	工場の下流等で測定	5	0
フタル酸 ジエチルヘキシル	主要河川で測定	4	0
ニッケル	工場の下流等で測定	12	2
モリブデン	主要河川で測定	6	0
アンチモン	主要河川で測定	8	0
塩化ビニルモノマー	工場の下流等で測定	5	0
エピクロロヒドリン	工場の下流等で測定	5	0
全マンガン	工場の下流等で測定	12	11
ウラン	工場の下流等で測定	4	1
フェノール	工場の下流等で測定	6	0
ホルムアルデヒド	工場の下流等で測定	7	0
4-tert-オクチルフェノール	工場の下流等で測定	3	0
アニリン	工場の下流等で測定	3	0
2,4-ジクロロフェノール	工場の下流等で測定	3	0

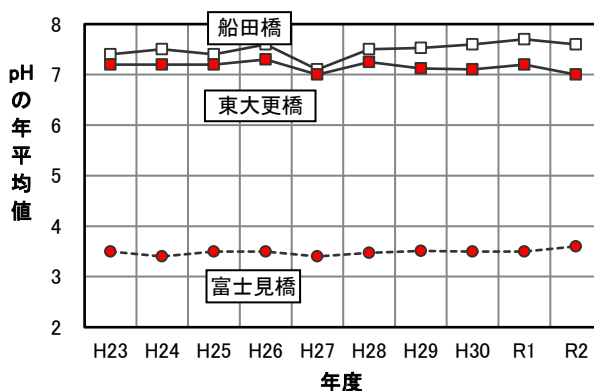


図4-2-2 北上川流域の水質の経年変化

表4-2-8 北上川上流域の水質の経年変化(砒素)

年度	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
富士見橋	0.005	0.004	0.003	0.003	0.004	0.004	0.005	0.005	0.004	0.005
東大更橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
船田橋	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001	0.001
定量 限界値	0.001 (mg/l)									

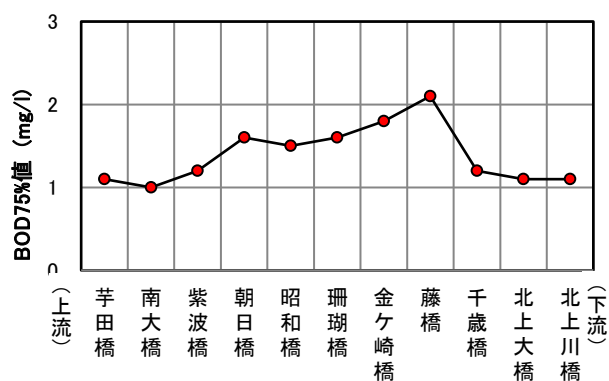


図 4-2-3 北上川流域における BOD の変化

(イ) 内陸北部地域

馬淵川周辺地域は、北上高地北部から青森県に流下する馬淵川、雪谷川、瀬月内川が主な河川です。雪谷川と瀬月内川は県境付近で合流し、新井田川となって馬淵川とともに八戸湾に注いでいます。利水は農業用水が多く、馬淵川からは上水道用水の取水があります。

環境基準の類型指定については、A類型が5水域、C類型が1水域となっています。馬淵川及び新井田川のいずれも青森県に環境基準点があるため、本県のみでの測定で評価できませんが、県内においては概ね良好な水質となっています。

また、これらの地域は、県条例による排水基準の上乗せ基準が適用されています。

米代川は、総流路延長136.3 km、流域面積4,099.4 km²を有し、秋田県能代市で日本海に注いでいます。本県に属する部分の流域は山林と農村地帯が主です。

環境基準の類型指定については、AA類型に指定されており、当該地域の全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

(ウ) 沿岸北部流域

(青森県境から宮古市田老町北部にかけて)

沿岸北部流域は、北上高地北部から太平洋に注ぐ流路の短い河川がほとんどですが、久慈川は流路延長27.6 km、流域面積464.7 km²を有し、また、小本川は流路延長48.7 km、流域面積731 km²の比較的流量の多い河川です。各河川とも自然環境に恵まれ、環境基準の類型指定については、AA類型が8水域、A類型が5水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

(エ) 沿岸中部地域

(宮古市田老町南部から釜石市までの沿岸海川)

流路延長73.7 km、流域面積972 km²と流量も豊富で支流も多い閉伊川や甲子川、鶴住居川を除けば急流の小規模な河川が多くなっています。各河川とも東日本大震災津波により堤防等が被災し、現在復旧工事等を行っています。

また、宮古市田老町の長内川上流には、旧田老鉱山がありますが、鉱業権者が鉱害対策を行っています。

環境基準の類型指定については、AA類型が12水域、A類型が9水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

また、甲子川流域には、県条例による上乗せ基準が適用されています。これは排水量が40 m³/日(一律基準50 m³/日)以上の排水のある特定事業場が対象となり、業種によって40 m³/日未満の事業場についても適用され、各項目についてより厳しい排出基準が定められているものです。

(オ) 沿岸南部地域

(大船渡市三陸町から宮城県境まで)

流路延長40 km、流域面積515.9 km²の気仙川を除けば、リアス式海岸へ流れ込む急流で小規模な河川が多くなっています。各河川とも東日本大震災津波により堤防等が被災し、現在復旧工事等を行っています。

環境基準の類型指定については、AA類型が2水域、A類型が5水域となっており、全ての水域でBODの環境基準を達成しました。

イ 湖沼

本県の天然湖沼の多くは奥羽山系の山岳湖沼であり、いずれも小規模(面積0.1 km²以下)で環境基準は当てはめられていません。

ダム湖(総貯水量1,000万m³以上)については9湖沼について環境基準の類型指定を行っています。類型は全て湖沼Aとなっており、田瀬ダム貯水池、湯田ダム貯水池、世増ダム貯水池で環境基準超過が

ありましたが、それ以外の6水域でCODの環境基準を達成しました。

また、御所ダム、豊沢ダム、入畑ダムについては全燐Ⅱ類が、四十四田ダム、綱取ダム、田瀬ダム、世増ダムについては全燐Ⅲ類型がそれぞれ当てはめられており、豊沢ダム貯水池及び世増ダム貯水池を除く5水域で環境基準を達成しました。

ウ 海域

(ア) 一般環境

これらの海域はいずれも水産業が盛んで、ほとんどの海域でワカメ、ホタテガイ等の養殖が行われており、湾岸では水産加工業が発達しています。また、いずれの海域もその大部分が三陸復興国立公園区域であり、宮古湾の浄土ヶ浜などの景勝地には多くの観光客が訪れます。東日本震災津波により甚大な被害を受けましたが、現在復興に向けての取組が行われています。

環境基準の類型指定については、14湾15水域において行っています。全て海域Aとなっており、全ての水域でCODの環境基準を達成しました。

また、岩手県の湾の多くは閉鎖性海域であり、富栄養化が進行するおそれがあることから、全ての閉鎖性海域8海域で全窒素及び全燐についても環境基準の類型指定を行っており、大船渡湾を除く7水域で環境基準を達成しました。

(イ) 海水浴場

令和2年度に開設した県内の水浴場のうち規模の大きな海水浴場5地点において、水質測定を実施しました。

調査結果により水浴場の水質は「適」、「可」及び「不適」に評価され、5地点全てで水浴場として適当な「適」と判定されました。

表4-2-9 水浴場の調査結果

水浴場名	判定結果
浄土ヶ浜	適 (水質 AA)
女遊戸	適 (水質 AA)
真崎海岸	適 (水質 AA)
舟渡	適 (水質 A)
種市海浜公園	適 (水質 AA)

<参考>

ふん便性大腸菌群数、油膜の有無、COD及び透明度によって、「水質AA」及び「水質A」であるものを「適」、「水質B」及び「水質C」であるものを「可」とする。

2 地下水

「令和2年度地下水質測定計画」に基づき地域の全体的な地下水質の概況を把握する「概況調査」、新たに発見された汚染井戸の周辺を調査する「汚染井戸周辺地区調査」、汚染井戸の経年水質変化の監視を目的とした「継続監視調査」の3種類に区分し、30市町村の169井戸(このうち、水質汚濁防止法の政令市の盛岡市実施分は26井戸)の地下水質について調査を行いました。その結果、33本の井戸で環境基準値を超過しました。

(1) 概況調査

27市町村において69の井戸で実施し、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

8市町村において17本の井戸で実施し、環境基準を超過した井戸はありませんでした。

(3) 継続監視調査

23市町村において83本の井戸で実施し、33本の井戸で環境基準値を超過しました。主な基準超過物質は、鉛、砒素、テトラクロロエチレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等です。

(4) 結果に基づく対応

所管広域振興局保健福祉環境部等では、環境基準を超過した汚染井戸の所有者に対して、市町村と連携を図りながら水道水または新たな水源へ切替を指導しています(有機塩素化合物による汚染の場合は、切替えまでの間、煮沸飲用するよう指導)。

また、汚染井戸周辺に有害物質使用特定施設が所在する場合は、当該事業場の立入検査を実施し、当該物質の保管、使用、廃棄を適正に行うよう指導の強化を行うこととしています。

なお、環境基準または指針値の2分の1以上の値が検出された井戸は、原則として、継続監視調査地点として引き続き汚染状態を監視することとしています。

3 工場・事業場排水の監視・指導

(1) 特定施設等の届出状況

水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例により、特定施設等(水質汚濁防止法で規制する施設)、又は汚水等排出施設(当該条例で規定する施設)(以下「特定施設等」という。)を設置しようとする者は、あらかじめその内容を知事(盛岡市に設置する場合は、盛岡市長)に届け出ることが義務づけられており、令和2年度末の届出状況は、表4-2-10のとおりです。

法対象事業場数5,181のうち721事業場に対し排水基準が適用され、また、条例対象事業場数は25、うち1事業場に対し排水基準が適用されました。

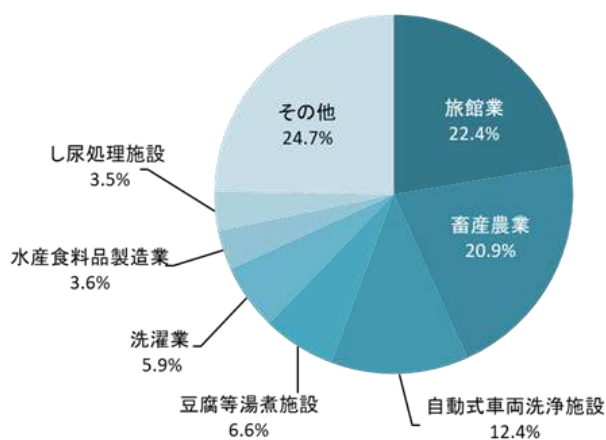
表4-2-10 水質汚濁防止法及び県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例届出状況

(令和3年3月31日現在)

区分		法施設	条例施設	計
届出特定事業場数	A 1日当たりの平均排水量50m ³ 以上のもの	577 (29)	1 (0)	578
	有害物質を使用するもの	46 (5)	0 (0)	46
	B 1日あたりの平均排水量50m ³ 未満のもの	4,576 (472)	24 (0)	4,600
	C 上乘せ基準適用	1 (0)	0 (0)	1
	D 有害物質を使用するもの	143 (45)	0 (0)	143
	小計 (A+B)	5,153 (501)	25 (0)	5,178
	うち排水基準適用事業場 (A+C+D)	721 (74)	1 (0)	722
	E 第5条第3項有害物質使用特定事業場	24 (9)		24
	F 届出有害物質貯蔵指定事業場	41 (4)		41
	G うち有害物質貯蔵指定施設のみ	4 (0)		4
届出事業場数 合計 (A+B+E+G)		5,181 (510)	25 (0)	5,206

注) () の数値は盛岡市分の再掲

特定事業場全体 (5,157 事業場)
※条例及び第5条第3項届出事業場を除く



排水基準適用事業場 (720 事業場)
※条例及び第5条第3項届出事業場を除く

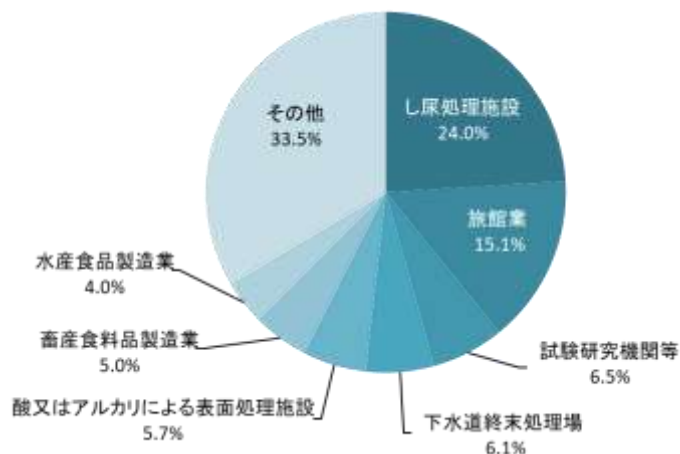


図 4-2-4 特定事業場の業種区分(水質汚濁防止法関係)

表4-2-11 排水基準適用事業場に対する立入検査の状況

区分		法施設	条例施設	計
排水基準適用事業場数		720 (74)	1	721
延べ立入検査実施事業場数		490 (34)	0	490
違反事業場数		30 (3)	0	30
措置内容	改善命令	0 (0)	0	0
	警告	16 (3)	0	16
	勧告	0 (0)	0	0
	その他の文書指導	16 (0)	0	16
排水基準違反項目	pH	9 (2)	0	9
	BOD	2 (0)	0	2
	COD	0 (0)	0	0
	SS	2 (0)	0	2
	大腸菌群数	11 (2)	0	11
	全窒素・全磷	5 (0)	0	5
	有害物質	4 (0)	0	4

※ 1事業場で複数の基準超過があるため排水基準違反項目の合計は違反事業場数と一致しない

※ () の数値は盛岡市分の再掲

(2) 排水規制の概要

特定施設等を設置する事業場から排出される排水の規制項目は次のとおりです。

ア 人の健康に被害を生ずるおそれのある物質 (有害物質)

対象となるカドミウム等27物質については、全ての特定事業場に対して全国一律の基準が適用されています。

イ 生活環境に係る被害を生ずるおそれがある項目(生活環境項目)

対象となる水素イオン濃度等14項目については、1日当たりの平均的な排水が50 m³以上の特定事業場に対し全国一律の基準が適用されています。また、窒素含有量は葛丸ダム貯水池、大船渡湾等の

3 湖沼 9 海域に流入する排水、燐含有量は高松の池、大船渡湾等40湖沼 9 海域に流入する排水について適用しています。

なお、新井田川河口水域及び釜石湾水域に排水を排出する場合は、県の排水基準を定める条例に基づきより厳しい排水基準が課せられています（上乘せ基準）。

(3) 立入検査の実施状況

延べ490事業場への立入検査の結果、そのうち排水基準に適合しない排水を排出、又は排出するおそれのあったものは30事業場であり、違反項目別では、pH 9 事業場、BODまたはCOD 2 事業場、SS 2 事業場、大腸菌群数11事業場、全窒素・全燐 5 事業場、有害物質 4 事業場となり、これらの事業場に対し警告16件、その他の文書指導16件の措置を行いました。

4 生活排水対策

公共用水域の水質汚濁の原因の一つとして、炊事、洗濯、入浴等、人の日常生活に伴う生活排水があげられます。生活排水対策を推進するために、県では、下水道やコミュニティプラント、農業・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽など生活排水処理施設の整備を促進するとともに、各家庭からの汚濁負荷を削減するため、広報メディアを利用した水質保全に係る県民意識の普及・啓発のほか、台所の流し用水切り袋や廃油処理剤の使用など県民による実践活動の推進を図っています。

また、特に生活排水対策の実施を推進することが必要な地域を「生活排水対策重点地域」として指定しています。2地点が指定されていましたが、指定を受けた市による、「生活排水対策推進計画」の策定及び生活排水による汚濁が著しい水路等を浄化する施設、廃油回収・石けん再生、水質保全意識の高揚を図るための「水生生物による水質調査」等の事業の展開により、河川水質等が改善され、平成28年度にすべての指定が解除されました。

5 水需給の動向

(1) 水循環と水資源賦存量

岩手県の年間降水量は1,375 mm(平成3年から令和2年までの過去30年の平均)と全国平均の1,668mmに比べて約18%少なく、過去30年間の最大降水量は1,741 mm(平成10年)、最小降水量は1,039 mm(平成8年)となっています。

年間降水量から、蒸発散量や地下浸透による無効水量を除いた本県の水資源賦存量は、平水年でおおよそ136億 m^3 、渇水年ではおおよそ96億 m^3 で、平成30年度におけるおおよその水利用率は、渇水年の賦存量に対して29%となっています。

(2) 水需給の動向

全用水の需要量は、都市用水と農業用水が共に減少傾向を示していることから、全体としては緩やかに減少すると見込まれます。

都市用水の需要推移をみると、生活用水は、水道普及率や下水道普及率の上昇、生活水準の向上等需要の増加が予想されますが、人口の減少により大幅な増加は見込まれません。工業用水は産業構造の変化や回収率の向上、節水が進んだことなどから今後は減少傾向が見込まれ、都市用水全体としては緩やかな減少傾向で推移すると見込まれます。

また、農業用水については、水田面積の減少に伴いやや減少傾向にあります。一方で、昭和30年代以降に整備された農業水利施設の多くが耐用年数を迎えており、水路の劣化に起因する濁水等による用水の損失が心配されるところでありますが、農業農村整備事業の計画的な実施により、今後も効率的な水利用は維持されるものと考えられます。今後は水田の畑地利用が進むことから、農業以外の多面的利用(防火用水等の地域用水や水生生物が棲息するための水路用水)としての需要を見込んでも、全体として緩やかな減少傾向で推移していくものと見込まれます。

なお、現在岩手県内で建設中の水資源開発施設はありません。

6 水道水源

水道は、安全な水を安定的に供給する役割を持っており、このため、安定供給のための施策と安全性を確保するための施策を講じています。

(1) 安定供給の確保

令和2年3月末における本県の給水人口は1,151,740人であり、水道普及率は94.2%となっています。これを施設別にみると、上水道1,099,689人(95.5%)、簡易水道が46,561人(4.0%)、専用水道が5,490人(0.5%)となっています。

このうち大半を占める上水道と簡易水道の年間取水量を水源種別割合についてみると、上水道では年間取水量147,576千 m^3 に対し、表流水等の地表水が48.8%、伏流水等の地下水・湧水が48.0%、他の水道事業者等から受けた水量が3.2%となっています。簡易水道では、年間取水量7,492千 m^3 に対し、表流水が70.9%、伏流水等の地下水・湧水が29.1%となっています。

(2) 安全性の確保

水道はその供給する水の安全性を確保するため、できるだけ良質な水源を求めることが基本です。表流水や伏流水、浅井戸などは比較的地表の影響を受けやすいことから、水源水質保全に努めるとともに、水質汚染事故等の異常時に迅速かつ的確な対応がとれるよう緊急連絡体制の整備を図っています。

また、下痢等を引き起こすおそれのあるクリプトスポリジウム等の耐塩素性病原微生物が本県でも検出されるなど、水源汚染対策が必要であることから県内の水道水源について水道事業者による汚染状況調査を実施するとともに、対応施設の整備や浄水管理の徹底を図っています。

なお、水道水源の水質監視については、岩手県水道水質管理計画により、水道事業者等による定点監視等を実施しており、水源水質の安全性を確認しています。

7 北上川清流化確保対策

(1) 概要

旧松尾鉱山は、北上川の支流の一つ赤川の上流、八幡平の中腹に位置しており、硫黄の生産により一時は「雲上の楽園」と呼ばれ隆盛を極めました。重油脱硫による安い回収硫黄が出回るなどして経営が悪化し、昭和46年に閉山、昭和47年に鉱業権を放棄しました。閉山後も大量の強酸性水が赤川に流入し、北上川を汚染したため、大きな社会問題となっていました。

このような状況の中で、岩手県議会は昭和46年7月「北上川水質汚濁防止のための抜本的対策」を国に請願しました。これを受けて国は、同年11月に林野庁、通商産業省、建設省、自治省、環境庁で構成される「北上川水質汚濁対策各省連絡会議」、いわゆる五省庁会議を設置し対策の検討を進めました。

こうした取組の結果、昭和47年5月から建設省において暫定中和処理が行われる一方、昭和52年には、新たな中和処理施設を岩手県が通商産業省の補助を受けて建設すること、昭和56年12月には、その維持管理を「岩手県の依頼により金属鉱業事業団が実施するもの」とされました。

(2) 鉱害防止対策の状況

新中和処理施設の維持管理は、岩手県が通商産業省（現経済産業省）の補助を受け、金属鉱業事業団（現独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構）に委託しており、昭和57年4月から本格的に稼働を開始しています。

以来片時も休まぬ新中和処理施設の稼働によって北上川は清らかな流れを取り戻し、「母なる川」としてよみがえり今日に至っており、現在も新中和処理施設においてpH2程度、毎分18 m³前後という強酸性で大量の坑廃水が中和され、澱物を分離した処理水だけが赤川に放流されています（表4-2-12参照）。

新中和処理施設の稼働によって北上川は清らかな流れを取り戻し、「母なる川」としてよみがえり今日に至っています。

また、坑廃水の中和処理とは別に、鉱滓等の堆積物の崩壊・流出防止、坑内あるいは堆積物への雨水の浸透・流入を防ぎ、坑内水や浸透水を減少させることを目的として、発生源対策工事が行われました。県では、昭和47年から露天掘り跡地の覆土植生工事を始め、鉱滓等堆積場の整形被覆植生工事、山腹水路工事などを平成14年度まで行いました。

なお、平成12年度から16年度まで国の委託事業により省エネルギー総合実証試験が行われ、単位水量当たりの電力費が26 %削減される等の成果が得られました。この試験設備を引き続き実操業に使用するなど、処理費用の縮減に努めています。

(3) 最近の動向

五省庁会議は昭和56年を最後に開かれていませんが、坑廃水処理は半永久的に続けなければならない、国においても重要性を認識し続けてもらうよう、平成11年から「五省庁等連絡会」を毎年開いています。令和2年10月には国の担当者と危機管理や中和処理施設の維持管理等の課題に対する取組等を意見交換するなど、共通認識を得る努力を続けています。

平成23年3月11日の地震では施設に大きな被害はありませんでしたが、施設に影響を及ぼす大規模災害時の対応をはじめ、様々な事象に対して万全を期することとしています。

一方、発生源対策工事が完了したため、盛岡森林管理署と返地協議を進め、平成29年度までに69.3 haを返地しています。残り175.5 haについては、必要に応じて協議を行うこととしています。

表4-2-12 平成28年度から令和2年度までの
旧松尾鉱山における坑廃水処理の状況

年度	処理水量 (千 m ³)	毎分水量 (m ³)	炭カル 使用量 (t)	中和沈殿 物(t)	原水 (pH)	処理水 (pH)	坑廃水処 理事業費 (百万円)
28	9,155	17.4	6,185	3,748	2.32	4.24	545
29	8,962	17.1	5,988	3,791	2.31	4.20	773
30	9,346	17.8	6,335	4,006	2.33	4.20	604
R1	10,001	19.0	6,820	4,269	2.35	4.21	715
R2	9,689	18.4	6,440	3,960	2.33	4.20	1,098

8 その他の休廃止鉱山対策

湯田地区の休廃止鉱山（赤石・分沢鉱山、柳沢鉱山）については、県が昭和61年度から平成12年度まで発生源対策工事を実施しました。

田老鉱山（昭和56年度～）、土畑鉱山（昭和63年度～）、花輪鉱山（平成3年度～）で行っている坑廃水処理については、昭和56年度から自然汚染及び他者汚染に相当する坑廃水の処理経費について、国が4分の3、県が4分の1をそれぞれ補助することにより、処理を実施する者の負担を軽減する措置が取られています。

一関市及び奥州市において、亜炭を採掘した坑道跡により発生した陥没被害の原状回復を支援しています。

第3節 土壤環境及び地盤環境の保全



土壤汚染対策法に基づく区域の指定件数は、令和2年度末時点で要措置区域は4件、形質変更時要届出区域は22件です。

地盤沈下は、主に地下水の過剰な採取が原因で、建造物、道路、農用地等に被害が発生しますが、本県においては、現在のところこれらの影響による地盤沈下は発生していません。

第4節 化学物質の環境リスク対策の推進



1 PRTR制度

PRTR制度は、人の健康や動植物に有害性のある化学物質について、事業者自らが環境への排出量等を把握し、県を経由して国に届出を行い、国が届出排出量・移動量と、推計した届出対象外の排出量（届出の対象とならない事業者や家庭、自動車などからの排出量）とを併せて1年ごとに集計、公表する制度です。化学物質排出把握管理促進法（PRTR法）に基づき平成14年4月から実施されています。

なお、当初届出対象物質は354物質でしたが、平成20年の同法改正により、平成22年度把握分から対象物質が見直され、462物質が対象となりました。

令和元年度に事業者が把握した対象化学物質の排出量・移動量について令和2年度に行われた届出の集計の結果、県内の届出事業所数は504事業所（全国の1.5%）であり、事業者から届出のあった当該事業所からの排出量については、全事業所・全物質の合計で約1,181トン（全国の0.8%）、移動量の合計は約1,437トン（全国の0.6%）でした。また、国が推計を行った届出対象外の排出量については、合計で3,036トン（全国の1.5%）でした。

2 環境コミュニケーションの推進

従来の環境行政は、環境基準等を基とする規制によって化学物質の環境中への排出を規制してきましたが、多種多様な化学物質が製造、使用及び処理される現状において、従来の規制的手法だけでは対応しきれない状況となっています。

表4-4-1 環境コミュニケーションに係る研修

年度	研修名
16	実践・環境リスクコミュニケーション研修会、PRTR県民セミナー
17	リスク実践劇場、リスク実践道場
18	実践版円卓リスクコミュニケーション
19	環境コミュニケーション研修会（ファシリテーター養成講座） 環境報告書作成マニュアル検討会
20 ～ 22	環境コミュニケーションセミナー 環境コミュニケーション研修会（ファシリテーター養成講座） 環境報告書作成研修
23	東日本大震災の影響により中止
24～	環境コミュニケーションセミナー 環境報告書作成研修
R2	環境コミュニケーションセミナー（オンライン）

このようなことから、平成11年にP R T R制度が制定され、平成14年から化学物質の環境中への排出量等の集計結果が毎年公表される等、企業の自主的な管理を促す仕組みが導入されており、併せて、企業が、環境配慮への取組について、住民、行政と情報を共有し、共通認識を形成しつつ、環境保全にともに取り組む、環境コミュニケーションの取組が求められるようになりました。

県では、このような状況を踏まえ、環境コミュニケーションに関する取組として、平成16年から、工場等の見学や工場・事業場における様々な環境に配慮した活動等の取組を紹介し、工場・事業場とその周辺住民が意見交換をすることによりお互いの理解を深める「地域とはじめる環境報告会」の開催を支援しているほか、企業担当者を対象とする研修会を開催しています。

また、事業者が作成した「環境報告書」を作成するためのノウハウを学ぶための研修会を開催するとともに、県のホームページに掲載する取組「いわて環境報告書バンク」も実施しています。

3 化学物質環境実態調査

本調査は、一般環境中の化学物質の残留状況を把握する目的で、環境省が昭和49年から実施している調査です。

令和2年度の実施状況は次のとおりです。

- (1) 化学物質分析法開発

環境中への残留が懸念される物質として1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラン、アミダロンについて分析法開発を行いました。
- (2) 初期環境調査

水質はメタクリル酸2-エチルヘキシル、りん酸ジメチル=2,2ジシクロピニルを対象として調査を実施しました。
- (3) 詳細環境調査

花巻市豊沢川を対象にして、水質についてはフタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジイソニル、N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル、オクタメチルシクロテトラシロキサン、デカメチルシクロペンタシロキサン、トデカメチルシクロヘキサシロキサンを調査しました。
- (4) モニタリング調査

昭和53年から継続して環境中のPOPs類等の調査を行っています。水質、底質については花巻市豊沢川で、大気については滝沢市で、また、生物については、山田湾のムラサキイガイ及びアイナメを対象に実施しました。

4 ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、主として物の燃焼に伴って発生する化学物質ですが、毒性が強く、また、分解されにくい性質を持っています。このため、ダイオキシン類による環境の汚染の防止及び

表4-4-2 地域とはじめる環境報告会開催企業

令和2年度	
日本地下石油備蓄(株)久慈事業所	(20, 21, 22, 29*, R1*, R2*)
盛岡セイコー工業(株)	(20, 21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*, 30*, R1*, R2*)
ニッコーファインメック(株)	(18*, 19*, 20*, R2*)
過去の開催企業	
積水メディカル(株)	(21, 22, 23*, 24*, 27*, 30*)
スリーエムジャパンプロダクツ(株)	(17, 18, 19, 20, 21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*)
デンソー(株)	(28*, 29*)
トヨタ自動車東日本(株)岩手工場	(16, 17, 18, 19, 20*, 21*, 22*, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*)
川口印刷工業(株)	(17, 19, 20, 21, 22, 23*)
(株)川徳	(19, 21, 23*)
北上製紙(株)	(18, 24*, 25*)
一般財団法人クリーンいわて事業団	(24*, 25*)
小岩井乳業(株)	(21, 22)
小岩井農牧(株)	(18, 19, 20)
三光化成(株)	(22)
塩野義製薬(株)金ヶ崎工場	(16, 20*, 22, 23*, 25*, 26*)
十文字チキンカンパニー(株)	(20, 21, 22)
新日本製鐵(株)棒線事業部釜石製鐵所	(20, 21, 22)
(株)大東環境科学	(22)
太平洋セメント(株)大船渡工場	(19, 20, 21, 22)
(株)デジアイズ	(21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*)
花巻第二工業団地産業廃棄物研究会	(19, 20, 21, 22)
富士通マイクロエレクトロニクス(株)岩手工場	(16, 18, 19, 20*)
三菱マテリアル(株)岩手工場	(24*, 25*)
MeijiSeikaファルマ(株)北上工場	(17, 18, 19, 20, 21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*)
リコー東北(株)岩手支社	(20, 21, 22)
いわて県北クリーン(株)	(20, 21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*, 30*, R1*)
シチズン時計マニファクチャリング(株)	(22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 29*, 30*, R1*)
(株)ジャパンセミコンダクター	(17, 18, 19, 20, 21, 22, 23*, 24*, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*, 30*, R1*)
東京エレクトロテクノロジーソリューションズ(株)	(20, 21, 22, 25*, 26*, 27*, 28*, 29*, 30*, R1*)

注：()内の数字は開催年度、*印は自主企画によるもの。

表4-4-3 環境基準達成状況(令和2年度)

調査対象		調査地点数	調査結果(濃度分布)	環境基準値	単位
大環境	一般環境	5地点	0.0038~0.60	0.6	pg-TEQ/m ³
	沿道	1地点	0.0048~0.0092		
	発生源周辺	4地点	0.0039~0.023		
公共用水域	水質	40地点	0.033~0.26	1	pg-TEQ/L
	底質	40地点	0.13~3.4	150	pg-TEQ/g
地下水		7地点	0.033~0.054	1	pg-TEQ/L
土壌	一般環境	7地点	0.002~8.9	1,000	pg-TEQ/g
	発生源周辺	36地点	0.011~28		

その除去等を図ることを目的に、平成11年7月に「ダイオキシン類対策特別措置法」が制定され、平成12年1月15日に施行されました。県では、この法律の規定に基づき、ダイオキシン類を排出する施設に立入調査を行うとともに、環境調査を実施しています。

国土交通省、盛岡市と県で、大気、公共用水域、地下水、土壌の調査を実施し、全ての地点で環境基準を達成しました(表4-4-3)。

5 2.4.5-T系除草剤埋設地の周辺環境調査

昭和46年、林野庁は、それまで全国の国有林野内の下草の除草に使用していた2,4,5-T系除草剤の使用を中止し、残っていた同除草剤をコンクリート固化等により埋設処分するよう、各営林局に指示し、県内においては、青森営林局(当時)が約6tの同除草剤を県内の国有林15地区21ヶ所(1ヶ所当たり約300kg)に埋設処分しました。

この除草剤には、不純物として微量ながらダイオキシンが含まれていることが知られており、昭和59年には、愛媛県で不適正に埋設処分されていたことが発覚したことから、全国的な埋設状況調査が行われました。県内においても、営林局、県及び関係市町村が合同調査を実施し、20ヶ所の埋設地について、全てコンクリート固化により埋設されていたことを確認するとともに、周辺土壌等を分析した結果、2,4,5-T系除草剤は検出されませんでした。その後は、営林局において埋設地に囲いを設け、立入禁止とするとともに、定期的な点検等を実施し、その保全管理が図られてきました。

現在、県及び関係市町村で構成する「2,4,5-T系除草剤埋設地問題連絡協議会」を設置し、東北森林管理局に対する安全性の確認や恒久的な対策に係る要望活動や、同管理局が行う現地調査への同行による安全性の確認を行っています。

また県では、公共用水域への影響を確認するためのモニタリング調査を行っています。

第5節 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

1 環境に係る調査研究の充実

大気環境に係る研究については、県内各所におけるPM2.5をはじめとした大気中粒子状物質の採取、成分分析を行いました。

水環境に係る研究については、「医薬品・生活関連物資の環境実態等に関する研究」や「公共用水域における大腸菌の検査に関する研究」において、水環境中の汚染実態の解明のため調査を行いました。

2 公害苦情等

令和2年度に県及び市町村が受理した公害に関する苦情件数は、717件で前年度に比べ224件、45%の増加となりました。

3 公害紛争の処理

公害に係る紛争を迅速かつ適正に処理することを目的として、昭和45年6月に公害紛争処理法が制定されました。同法は、公害紛争について、あっせん、調停及び仲裁の制度を設け、これを専門に行う紛争処理機関として、国においては公害等調整委員会、都道府県においては公害審査会等の設置を規定しています。

本県では、昭和49年8月に岩手県公害審査会条例を制定し、常設の機関としましたが、平成19年11月に審査委員候補者制に移行しました。同審査委員候補者には、現在、法律、公衆衛生及び産業技術分野から9人が委嘱されています。

4 環境放射能

(1) 環境放射能水準調査の概要

我が国の環境放射能調査は、昭和29年のビキニ環礁における米国の核爆発実験を契機として開始されました。その後、米国、旧ソ連、中国の大気圏内核爆発実験やチェルノブイリ原発事故による放射能汚染の我が国への影響に関する調査・研究が進められてきました。現在は環境放射能調査体制の整備拡充が図られ、すべての都道府県で環境放射能調査を実施しています。

本県においても、昭和62年12月より、文部科学省の委託を受けてモニタリングポストを1台設置して「環境放射能水準調査」を実施しており、環境及び人への影響評価に資するための基礎的データの収集に努めています。

(2) 測定結果

モニタリングポストによる空間線量率の測定及び降下物や野菜等13種類の試料の核種分析を行いました。

た。

その結果は、表4-5-1、表4-5-2のとおりで、精米、野菜及び牛乳でセシウム 137 が検出されましたが、食品等の基準値(飲料水 10 Bq/kg、牛乳・乳児用食品 50 Bq/kg、一般食品 100 Bq/kg)と比べ低い値でした。

5 東京電力原子力発電所事故に伴う放射性物質による汚染への環境部門における具体的取組

原発事故を受けて、平成 23 年度に本県の環境放射能測定体制を見直し、きめ細かな測定に移行しました。また、県が平成 23 年 9 月に策定した方針に基づき、市町村が行う除染等への支援等を行ったほか、放射線に関する知識等の普及・啓発を行いました。

(1) 測定機器の増設

ア モニタリングポスト：既存の 1 台に加えて平成 23 年 12 月に 3 台（一関市、大船渡市、宮古市）、平成 24 年 3 月に 6 台（滝沢市、花巻市、奥州市、釜石市、久慈市、二戸市）を増設し、計 10 台で全県域を監視するとともに、測定結果を県のホームページ上にリアルタイムで公表する体制を整備しました。

なお、事故後の最大値は盛岡市（県環境保健研究センター）で 3 月 13 日の毎時 0.67 μ Sv/h で、4 月以降は事故前のレベルで推移しています。

イ ゲルマニウム半導体検出器：既存の 1 台に加え、平成 24 年 3 月に 2 台増設した計 3 台により、原発事故の影響を調査するため降下物、水道水、農林水産物等の測定を行いました。

(2) 緊急モニタリング

ア サーバイメータによる定期測定

県内の公園等 55 地点で月 1 回測定を実施し、平成 30 年度からは、一関市、奥州市及び平泉町の 28 地点では月 1 回、その他の 27 地点では 2 か月に 1 回測定を実施しています。これまでの最大値は、平成 23 年 6 月に一関市内で測定した 0.47 μ Sv/h ですが、平成 25 年 6 月以降は全地点において国の除染基準の 0.23 μ Sv/h を下回っており、現在では低減から横ばい傾向にあります。

イ 水道水

令和 2 年度は、盛岡市、一関市、奥州市及び平泉町において 3 か月に 1 回のモニタリングを実施しました。

なお、事故後の最大値は、平成 23 年 3 月 23 日に盛岡市で観測された放射性ヨウ素 5.29 Bq/kg、放射性セシウム 0.13 Bq/kg ですが、いずれも基準値を大幅に下回っており、また、平成 23 年 4 月 18 日に盛岡市で放射性セシウム 0.12 Bq/kg が検出されて以降は、不検出の状況が続いています。

(3) 生活環境の除染等

平成 23 年度に文部科学省が実施した航空機モニタリング調査結果等で、追加被ばく線量が年間 1 mSv に相当する毎時 0.23 μ Sv 以上の地域が存在する市町村を、平成 23 年 12 月に環境大臣が汚染状況重点調査地域に指定しました。

本県では、一関市、奥州市及び平泉町が指定され、除染実施計画を策定して除染等を行った結果、3 市町全てで、計画に基づく除染を終了しています。

(4) 食品（流通食品）への放射性物質の影響

県内に流通する食品について、食品衛生法に基づき収去を実施し、食品中の放射性物質濃度を測定しています。

表 4-5-1 空間線量率測定結果（令和 2 年度）

測定機器	測定値	単位	測定場所
モニタリングポスト (月平均値)	0.020~0.021	μ Gy/h	盛岡市

表 4-5-2 ゲルマニウム半導体検出器による核種分析結果（令和 2 年度）

試料名	セシウム 134	セシウム 137	単位	試料採取場所
大気浮遊じん	N. D.	N. D.	mBq/m ³	盛岡市
降下物	N. D.	N. D. ~0.334	MBq/km ²	盛岡市
上水（蛇口水）	N. D.	N. D.	mBq/L	盛岡市
土壌（0~5cm）	10.3	180	Bq/kg 乾土	滝沢市
土壌（5~20cm）	N. D.	13.1	Bq/kg 乾土	滝沢市
精米	N. D.	0.362	Bq/kg 生	滝沢市
大根	N. D.	0.0239	Bq/kg 生	盛岡市
白菜	N. D.	0.0373	Bq/kg 生	盛岡市
牛乳（原乳）	N. D.	0.0644	Bq/L	盛岡市
海水	N. D.	N. D.	mBq/L	洋野町
海底土	N. D.	N. D.	Bq/kg 乾土	洋野町
昆布	N. D.	N. D.	Bq/kg 生	洋野町
ホタテ貝	N. D.	N. D.	Bq/kg 生	山田町

注 1：計数値が計数誤差の 3 倍を下回るものについては「N. D.」と表記している。

注 2：海水は平成 15 年度から、海底土と昆布は平成 18 年度から実施している。

表 4-5-3 食品中の放射線物質検査件数

食品分類	件数
農産物	100
畜産物	18
水産物	31
牛乳・乳幼児食品	8
飲料水	9
その他	24
計	190

※全て基準値以下

令和2年度は、生鮮野菜、鶏卵、食肉、山菜等 190 検体の検査を実施し、全て基準値以下であることを確認しました（表 4-5-3）。

(5) 野生鳥獣肉の放射性物質検査

食用となる可能性が高い県内のニホンジカ等の野生鳥獣肉から基準値を超える放射性セシウムが検出され、国による出荷制限指示が出されていることから放射性物質検査を実施し、HP 等で県民等への情報提供を行いました（表 4-5-4）。

(6) ごみ処理関連と放射性物質の影響

原発事故による放射性物質に汚染された廃棄物については、事故当初、廃棄物処理法の対象外となっていました。平成 24 年 1 月に放射性物質汚染対処特別措置法が全面施行され、放射性セシウム濃度が 8,000 Bq/kg 以下のものについて、既存の廃棄物処理施設で処理できるようになりました。

また、市町村や事業者等の焼却施設などは特定一般廃棄物処理施設や特定産業廃棄物処理施設として、排ガスなどの放射性物質濃度や施設の敷地境界での空間線量率を測定することが義務付けられました。

県では、市町村や事業者等が実施した測定結果を取りまとめ、ホームページで公表しました。

令和2年度の結果は、表 4-5-5～4-5-8 のとおりとなりました（施設数は令和3年3月現在）。

焼却施設の飛灰は 8,000 Bq/kg を下回り、また、排ガスなどの放射性物質濃度は、基準値を下回っていました。空間線量率については、追加線量が 0.19 μ Sv/h（年間 1mSv）を超えない値となっていました。

最終処分場や汚泥脱水施設についても、基準値を下回っていました。

(7) 農林業系副産物の焼却について

原発事故により放射性物質に汚染された稲わら、牧草など農林業系副産物については、生産現場で利用ができなくなりました。

環境省は、これら農林業系副産物が既存の焼却施設で安全に処理できることを実証するため、一関市大東清掃センターの焼却施設において、平成 23～24 年度にかけて牧草を一般廃棄物と混合して焼却するモデル事業「放射性物質を含む可燃性廃棄物（牧草）焼却実証事業」を行いました。

このモデル事業の結果を受け、県では農林業系副産物について、市町村等の既存焼却施設で一般廃棄物と混焼し、焼却灰を 8,000 Bq/kg 以下となるよう管理して処理する方針を決定し、平成 24 年 11 月に「放射性物質により汚染された廃棄

表 4-5-4 野生鳥獣肉の放射線物質検査検体数

	年度	対象検体数 (うち基準値※超過)	出荷制限指示年月日
クマ肉	R2	15 検体 (超過 3)	平成 24 年 9 月 10 日
シカ肉	R2	41 検体 (超過 2)	平成 24 年 7 月 26 日
ヤマドリ肉	R2	20 検体 (超過 0)	平成 24 年 10 月 22 日

※放射性セシウム基準値 100 ベクレル/kg

表 4-5-5 市町村等一般廃棄物焼却施設

施設数	調査義務施設数*	排ガス (Bq/m ³)
14	1	不検出

表 4-5-6 市町村等一般廃棄物最終処分場

施設数	排水 (Bq/l)	周辺地下水 (Bq/l)
21	不検出～5.0	不検出

表 4-5-7 産業廃棄物の焼却施設

施設数	調査義務施設数*	排ガス (Bq/m ³)
12	1	不検出

表 4-5-8 産業廃棄物の最終処分場

特定産業廃棄物等を埋立している施設	排水 (Bq/l)	周辺地下水 (Bq/l)
1	不検出	不検出

※休止施設、稼働をしていない施設や放射性物質濃度が低いなど一定の要件に該当する施設として環境大臣の確認を受け排ガスなどの調査義務が免除されている施設を除いたもの。

特定一般廃棄物処理施設等における放射性物質のモニタリング結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006107.html>

特定産業廃棄物処理施設等における放射性物質のモニタリング結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/sanpai/1006090.html>

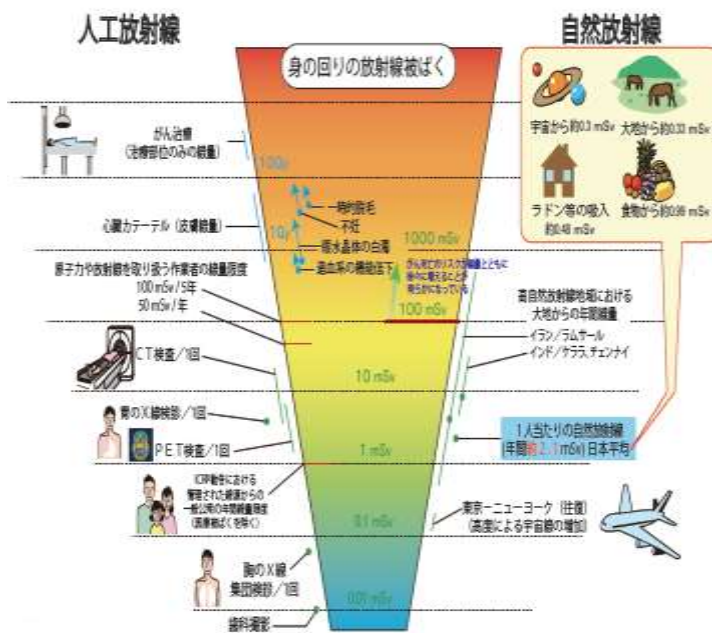


図 4-5-1 身の回りの放射線被ばく ((独行)放医研)

物等の焼却・処分等に係る対応ガイドライン」にて除染土壌及び除染廃棄物と合わせ、その処理方針を示しました。その後、遠野市などにおいて試験焼却や本焼却の取組が始まり、令和3年3月末時点では16市町で焼却処理（焼却終了を含む）が行われました。

(8) 普及・啓発の実施

各分野で放射線対策を円滑に進めるため、市町村職員等向けセミナーを開催していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により開催しませんでした。

第6節 環境影響評価制度について

環境影響評価制度は、事業者が事業を実施するに当たって、あらかじめ環境にどのような影響を及ぼすかについて調査、予測、評価を行い、その結果を公表して、県民、市町村長や知事から環境の保全の見地からの意見を聴き、それを踏まえて環境に配慮した事業計画を作成する一連の手續の仕組みです。

国においては、昭和47年の閣議了解以来、所掌する公共事業について取組が進められ、昭和59年からは閣議決定に基づき環境影響評価が実施されてきました。また、港湾法や公有水面埋立法等の個別法に基づく環境影響評価も行われてきました。

このような中、統一的な手續等による環境影響評価の実施が課題となって法制化の準備が進められ、国会の審議等を経て、「環境影響評価法」が成立、平成9年6月13日に公布され、平成11年6月12日に全面施行されています。

法で対象とする事業は、国が関与する高速道路、河川工事、発電所等13の事業のうち大規模なものとなっています。

本県では、平成2年に「ゴルフ場等大規模開発行為指導要綱」が制定され、ゴルフ場やレクリエーション施設等に対する指導を行ってきました。

その後、平成10年3月に制定した「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例」において環境影響評価の推進が明記され、平成10年7月15日に「岩手県環境影響評価条例」を制定して、法と同じく平成11年6月12日から全面施行しています。

条例で対象とする事業は、実施主体を問わず、県道、市町村道、農道、林道などの道路、廃棄物処理施設、スポーツ・レクリエーション施設、工場、事業場、建築物など法対象外事業も含む17種の事業のうち一定規模以上のものとなっています。

なお、東日本大震災津波による災害からの復興を推進するため、平成24年7月に条例を一部改正し、復興事業のうち、鉄道事業、土地区画整理事業及び住宅団地等の用地造成事業について、条例に基づく環境影響評価手續の適用を除外しています。

また、近年、全国的に太陽電池発電事業の建設にあたり、環境との調和や住民との合意形成などでトラブルになるケースが発生していることから、太陽電池発電事業は、令和2年4月1日から、法及び条例に基づく環境影響評価の対象としています。

表 4-6 環境影響評価に係る知事意見等の件数

	30年度	元年度	2年度
合計	3	2	3
法	1	2	2
風力発電所	1	1	1
太陽電池発電所	対象外	対象外	0
その他	0	1	1
条例	2	0	1



第1節 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造

1 水辺環境の整備

(1) 河川環境の整備

河川の持つ多様な生物の生息・生育・繁殖環境の保全に努めるとともに、地域の風土や文化を活かしながら生活にゆとりや潤いのある場を提供するため、多自然川づくりや親水空間の整備を進めています。

(2) 河川の水質浄化

近年、河川環境の中でも水質保全が大きな課題となっています。河川の水質を回復させるためには、污水处理施設の整備を進めるとともに、汚濁の進んでいる河川の水質浄化対策を図ることが必要です。

本県では、水質が悪化した花巻市後川において平成8年度から河川環境整備事業(浄化)による浄化施設の建設を行い、花巻市の協力も得て、平成12年度から本格的な稼働を行い水質改善が図られました。



河川改修工事で河畔林を保全した安家川【岩泉町】

(3) ダム貯水池等環境整備

ダム貯水池周辺環境の維持、保全に努めるとともに、レクリエーション等の親水の場を提供しています。

① ダム周辺環境整備

国土交通省の湯田ダムは平成11年に「地域に開かれたダム」に指定され、また平成14年にダム湖上流部に「貯砂ダム」が完成し西和賀町川尻地区では夏期においても安定した新たな湖面が創出されたことから、湖面を利活用した利用者の増加など、地域活性化に寄与しています。

また、県営の早池峰ダムは、平成7年に「地域に開かれたダム」に指定され、県及び花巻市(旧大迫町)において、ダム湖周辺を主体とした人々が楽しめるレクリエーション施設や、安らぎの場を創出する公園等を整備しており、家族連れや若者、登山帰りのグループなどでにぎわっています。

② 森と湖に親しむ旬間

森林の大切さ、ダムの重要性を啓発する目的で定められた国土交通省・林野庁・都道府県・市町村主催の「森と湖に親しむ旬間」(7月21日～31日)には、昭和62年から全国のダムで様々なイベントが実施されています。

本県においても、国土交通省管轄の5ダム(四十四田ダム、御所ダム、田瀬ダム、湯田ダム、胆沢ダム)及び県営の7ダム(網取ダム、滝ダム、入畑ダム、早池峰ダム、日向ダム、鷹生ダム、遠野第二ダム)において、ダム施設見学、森林学習や湖面パトロール等、森や湖に親しめるイベントを実施しています。

2 快適で衛生的な生活を支える污水处理施設の整備の促進

本県の下水道や合併浄化槽等の污水处理施設の人口普及率は、最も高い矢巾町が98.6%である一方、普代村は43.6%と低い水準に留まっています。(図5-1-1参照 ※全国平均は福島県の一部町村を除いた値)

県では、污水处理の普及促進等を図るため、平成29年度末に策定した県構想「いわて污水处理ビジョン2017」の目標である、令和7年度末までの污水处理人口普及率91%の達成に向け、下記の事業に取り組んでいます。

(1) 下水道

本県における下水道整備は、盛岡市が昭和28年に事業着手したのが始まりですが、現在、県において、北上川上流流域下水道(都南、花北及び胆江の3処理区)及び磐井川流域下水道(一関処理区)の2つの流域下水道事業を実施しています。

公共下水道事業は、令和2年度末現在、葛巻町及び普代村を除く31市町村が実施しています。

(2) 浄化槽

公共用水域の水質を保全するためには、し尿と生活雑排水を併せて処理する浄化槽の普及が必要です。令和2年度末現在、県内では、浄化槽58,448基(うち、住宅51,494基)が設置されています。県では個人が設置及び管理する(個人設置型)浄化槽と市町村が事業主体となる(市町村設置型)浄化槽の整備等に対する補助を行っています。

(3) コミュニティ・プラント(地域し尿処理施設)

団地等でし尿と生活雑排水を併せて処理する施設が、令和2年度末現在、4市に整備されています。

(4) 農業集落排水施設

農業用排水の水質保全、農業用排水施設の機能維持及び農村生活環境の改善を図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設が、令和2年度末現在、21市町村に整備されています。

(5) 漁業集落排水施設

漁港や周辺水域の浄化を図るとともに、漁業の健全な発展と漁村の生活環境を改善するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水を処理する施設が、令和2年度末現在、10市町村に整備されています。

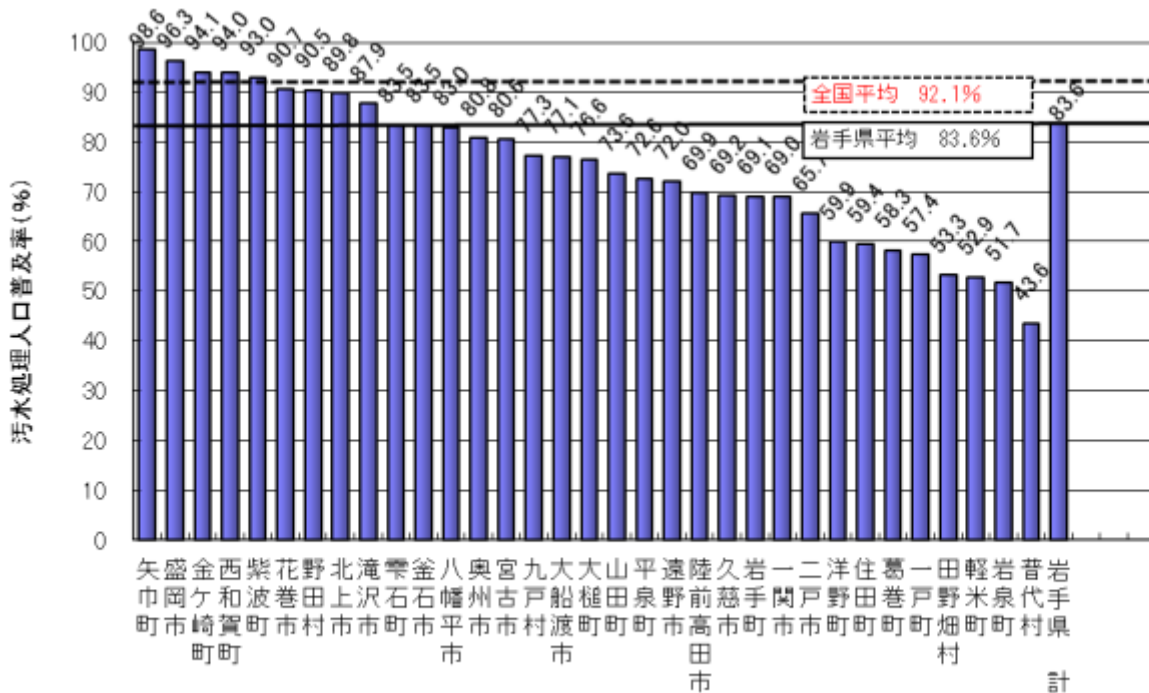


図 5-1-1 県内市町村別汚水処理人口普及率(R2年度末)

3 快適な住環境の整備の促進

地域の自然、歴史、文化等の特性に応じ、住民が誇りと愛着心を持つことのできる快適な居住環境の形成を促進するとともに、将来世代への継承を目指した活動を展開しています。

(1) 岩手型住宅の普及・啓発

省エネ性能に優れ、地域性にも配慮した「岩手型住宅」の普及に取り組んでおり、各種媒体等による県民への普及・啓発を行うとともに、岩手型住宅賛同事業者の募集・公表により岩手型住宅の建設を促進しています。

(2) 建築物の省エネ対策の推進

住宅、建築物分野における省エネ対策の一層の推進を図るため、平成29年に従前の省エネ法に替わる建築物省エネ法が全面施行されました。

県では、省エネ基準適合性判定や届出の審査において、省エネ基準に適合しない場合は、省エネ基準の適合に向けた指示や命令等を行うことで、建築物の省エネ対策の推進に取り組んでいます。



図 5-1-2 岩手型住宅

4 都市環境の整備

暮らしやすく住みよい都市の環境を維持し、都市の健全な発展と秩序ある整備を進めるため、土地利用の適正な誘導を図るとともに、街路や公園等の都市基盤の整備を行っています。

(1) 街路整備(県事業)

都市における安全かつ快適な交通の確保、災害に強く良好な市街地の形成、下水道等の地下埋設施設

の収容空間の確保を図るため、令和2年度は、4市町4箇所ですべて都市計画道路の整備を行いました。

(2) 土地区画整理事業

良好な宅地や道路・公園等の公共施設を一体的・総合的に整備する事業で、健全な市街地の整備を促進するため、県内で広く実施されています。県では事業の促進に向けて指導や助言を行っています。

令和2年度は、6市町12箇所ですべて整備が行われました。

(3) 都市再生整備計画関連事業

地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図ることを目的として、市町村が作成した「都市再生整備計画」に位置付けられた「まちづくり」に必要な幅広い施設整備等が事業の対象とされています。県では「都市再生整備計画」の目標が達成されるよう市町村に対する指導や助言を行っています。

令和2年度は、3市町5箇所ですべて整備が行われました。

(4) 電線共同溝整備

令和2年度までに県管理道路の27.9 km区間について電線共同溝を整備しており、県内の主要な駅周辺や中心市街地の無電柱化により、災害に強く、安全で、良好な景観を有するまちづくりを推進しています。



ビックルーフ滝沢
【滝沢市】



整備前



整備後

一般県道平泉停車場線
志羅山
【平泉町】

5 農村環境の整備

(1) 快適でうるおいのある生活環境の整備

農村地域における生活環境については、全般的に整備水準が向上しているものの、都市と比較して低い状況にあることから、集落道等の基礎的な生活環境施設の整備を行っています。

(2) 農村環境の保全と整備

環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進するため、広域振興局等に設置している希少野生動植物調査検討委員会において、事業計画区域内に生息する動植物を確認するとともに、環境に配慮した事業実施に努めています。

(3) 地域交流を促す交流基盤の整備

近年、国民の価値観が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」を重視する方向へ変化してきており、都市住民を中心に、グリーン・ツーリズムへの関心が高まっています。

本県では、受入れ体制の整備、情報の発信等を進め、グリーン・ツーリズムの普及、都市との交流拡大を図っています。

表5-1-1 グリーン・ツーリズム交流人口

(千人・回)

年度	H27	H28	H29	H30	R1	R2
合計	1,131	1,139	1,156	1,175	1,184	1,048

6 景観

豊かな緑や清らかな水辺、美しい町並みや歴史的な雰囲気などといった、私たちの生活にうるおいとやすらぎをもたらす快適な環境(アメニティ)を生み出す景観を保全し創造する取組が、県内でも多く行われるようになってきました。

景観法に基づき平成23年4月に施行された「岩手県景観計画」では、県、市町村、事業者及び県民それぞれの役割を定め、地域の特性を活かした優れた景観の保全と創造を図り、県民が誇りと愛着をもつことができる美しい県土の実現を目指しています。

県では、一定規模を超える建築等の行為について届出の義務付け、小学生を対象とした地域の景観への愛着や誇りを育むための景観学習、地域の住民団体やNPO法人との協働による地域の景観点検事業の取組や

景観づくり活動の支援を含むまちづくりアドバイザーの派遣など総合的な景観形成施策を実施しています。

さらに、県土の景観形成を図る上で重要な地域として岩手山麓・八幡平周辺の地域を重点地域に指定し、よりきめ細かく景観形成を図っていくこととしています。この地域では、県、市町村及びその他関係団体等が連携し、広域圏内の良好な景観の形成を推進するために、広域調整と意見交換を行う盛岡広域景観連絡協議会を設置しています。

市町村では、9自治体が景観行政団体へ移行し、景観法に基づく景観計画の策定及び条例を制定しています。また、景観法に基づかない景観条例や景観ガイドラインにより良好な景観誘導を図っている自治体も3自治体あります。

7 屋外広告物に対する規制

広告塔、広告板やネオンサインなどの屋外広告物は、様々な情報の伝達手段として、また、街を活気づけるものとして必要なものですが、無秩序に表示されると、街の美観や自然の風致が損なわれる場合があります。また、その設置や管理が適正に行われないと、強風や地震などにより、転倒、落下し、歩行者などに危害を及ぼすおそれもあります。

このため、県では、屋外広告物条例を定め、良好な景観の形成、風致の維持と公衆に対する危害の防止という2つの観点から、屋外広告物の表示を事前許可制度とするなどの必要な規制を行っています。

また、違反状態にあるはり紙などの簡易広告物はボランティアなどによる除却を、簡易広告物以外の違反広告物は調査、是正指導を行うほか、官民連携によるタウンミーティングを開催するなど、適正な屋外広告物の表示について周知を図っています。

さらに、岩手山麓・八幡平周辺地域と平泉周辺地域を景観保全型広告整備地区に指定し、広告物の指導を行っています。

第2節 歴史的文化的環境の保全



県では、平成20年3月「岩手県文化芸術振興基本条例」を制定しました。

本条例においては、文化芸術の振興に関し、基本理念を定め、県の責務並びに県民及び民間団体等の役割を明確にし、文化芸術の振興に関する施策の基本となる事項を定めています。

基本理念については、「県民一人ひとりの自主性及び創造性の尊重」など6つが定められ、振興に関する基本施策としては、「文化芸術の認識及び創造」「文化芸術の発信等」「文化芸術の基盤整備」を定めており、「地域の歴史的又は文化的な景観の保全」についても第18条において規定されています。

文化芸術振興施策の総合的かつ効果的な推進を図るため策定した「第3期岩手県文化芸術振興指針」（指針の適用期間：令和2年度から令和6年度までの5年間）に基づき、令和2年度は文化芸術振興に向けた各種施策を展開しました。

教育委員会では、岩手の文化財の保存管理及び適切な活用を図るための指針として、令和3年3月に「岩手県文化財保存活用大綱」を策定しました。また、文化財の保存管理と活用については、所有者又は管理団体が実施する文化財の保存修理事業及び市町村の史跡等の公有化を促進するための事業の経費の一部を補助しており、令和2年度は、特別史跡に指定されている平泉町の無量光院跡、毛越寺境内附鎮守社跡の史跡整備、国の史跡に指定されている一戸町の御所野遺跡、釜石市の橋野高炉跡の史跡整備などに対する補助を行いました。

さらには、広く県民の皆さんが文化財に親しみ学習する機会を提供し、文化財の積極的な活用を図るため、史跡公園の整備等を促進するなど、安らぎと潤いのある歴史的文化的環境の保全と活用を図っています。

第6章 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

第1節 環境学習の推進



1 学校における環境学習の推進

学校における環境教育は、小・中学校、義務教育学校では、関係教科及び道徳並びに特別活動や総合的な学習の時間において、また、高等学校においては、関連教科及び特別活動や総合的な探究（学習）の時間において、それぞれの教科・科目等の目標に即して取り上げられています。

本県で行っている環境教育の指導の要点は、次のとおりです。

自分自身を取り巻く全ての環境に関する事物・現象に対して、興味・関心をもち、意欲的に関わる中で、環境に対する豊かな感性を育み、問題解決の過程を通して環境に関する見方や考え方を育むとともに、持続可能な社会の構築に向けて積極的に参加・実践する力を育てる。

- 1 各教科等の特性を生かした指導
 - 環境に関する基本的な知識の習得
 - 環境に関する見方や考え方の育成
- 2 豊かな体験活動の推進
 - 環境に対する豊かな感受性の育成
 - 環境に働きかける実践力の育成
 - 身近な現象に目を向けた取組の推進
- 3 環境副読本「あかるい未来につなぐ大切なふるさと&地球」の活用（小学校第5学年）
- 4 環境教育指導資料（幼稚園・小学校編）の活用（国立教育政策研究所発行）

以上のことを踏まえて、各学校においては、地域や児童生徒の実態に応じた年間指導計画の改善や、教材の工夫がなされ、学校教育活動全体を通して環境教育の充実が図られています。

特に、地球の優れた環境の価値について理解を深めるとともに、環境を守り育む心と感受性を育成することを重点に掲げた取組が各学校で行われています。具体的には、地域の清掃活動やリサイクル運動、それに関わる調査活動などを通して地域の環境問題に積極的に関わりをもつとともに、よりよい環境づくりを目指した実践が行われています。

また、学校における環境学習の支援を図るため県内の小学5年生全員に岩手県の環境に関する児童向け環境副読本を配布しました。



環境副読本

2 多様で身近な環境学習機会の提供、支援

(1) 愛鳥週間用ポスター原画コンクールの開催

作品の製作過程を通じて、野生鳥類についての保護思想を高め、自然環境の保全等に関する意識啓発を図ることを目的に、県内の小学校及び中学校の児童生徒を対象に愛鳥週間用ポスター原画コンクールを開催しました。募集した作品は、愛鳥思想の普及啓発に関するポスターで、令和2年度の応募総数は、95点でした。

(2) 環境美化活動

県は、昭和59年に「クリーンいわて運動推進要綱」を定め、環境美化活動の実践により、ごみの散乱を防止し住環境の清潔を保持するとともに、廃棄物の発生を抑制し、3Rを推進するため、「クリーンいわて運動」を実施しています。

令和2年度は、6月の環境月間（クリーンいわて運動強調月間）を中心に各市町村において「クリーンいわて行動の日」を定め、環境美化活動を実施しました。また、地域の環境美化に多大な功績があった個人及び団体に対し、環境大臣表彰（2企業、3個人）及び知事表彰（3個人、1団体）が行われました。

(3) 環境アドバイザーの派遣

県民の身近な環境学習を支援するため、県内の各地域で開催される環境問題の研修会等に、環境アドバイザーとして知事が委嘱した有識者を派遣する環境アドバイザーの派遣業務を平成3年度から行っています。令和2年度は、171回派遣し4,878人が受講しました。

(4) 出張環境学習会の開催

環境学習広報車（愛称「エコカーゴ」）を活用した出張環境学習会を24回実施し、地域における環境

学習を支援しています。

(5) 水生生物による水質調査

調査では、川底に棲み、肉眼で見ることができる大きさの様々な生き物(カゲロウやサワガニなど)の生息状況を調べ、その結果から川の水質を把握します。

この調査は、手軽に、しかも誰でも参加できることから小・中学生から大人まで広く水質保全意識を啓発するための学習教材として極めて有効と考えられます。令和2年度は、新型コロナウイルスの影響で、全国調査が中止となりましたが、岩手県独自に実施し、表6-1-1のとおり多くの参加がありました。

また、調査結果は表6-1-2のとおりで、調査の結果、水質階級Ⅰ「きれいな水」と判定された地点が87.6%でした。



水生生物調査の様子

表6-1-1 令和2年度水生生物調査状況

区分	岩手県主催	国土交通省主催	合計
団体数	129	2	131
延べ参加数	3,314	138	3,452
河川数	92	2	93
延べ地点数	135	2	137

※河川数は重複して計算されているものがあります。

表6-1-2 調査結果による水質階級の状況

水質階級	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	判定できず	計
判定地点数	120	14	2	1	0	137
%	87.6	10.2	1.5	0.7	0.0	100

(6) こどもエコクラブ

「こどもエコクラブ」は、次代を担う子どもたちが、地域において仲間と一緒に体験的、継続的に環境学習や環境保全活動に取り組み、将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成することを支援するため、環境省が平成7年度から開始した事業です。

登録状況は図6-1のとおりで、各クラブでは、水生生物による水質調査、自然観察などの活動が行われています。

環境学習交流センターを県事務局として、こどもエコクラブNEWSによる情報提供を行ったほか、県内のエコクラブの交流会を開催しました。

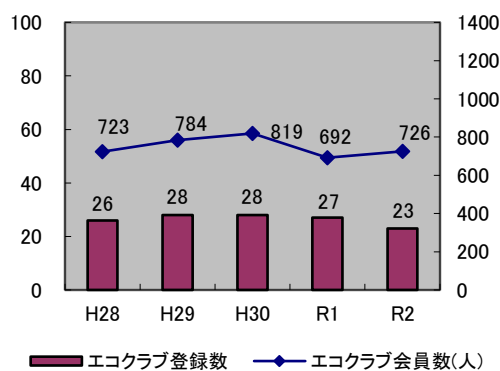


図6-1 こどもエコクラブの登録・会員数推移

(7) いわて環境学習応援隊による企業等の環境学習取組促進支援

平成21年度より始めた「いわて環境学習応援隊」により、企業等の環境学習を促進するとともに地域や学校の環境学習機会を提供しています。

令和2年度末の「いわて環境学習応援隊企業」の登録数は56であり、過去5年間の環境学習の支援状況は表6-1-3, 4のとおりです。

表6-1-3 環境学習会への講師派遣回数・受講人数

	H28	H29	H30	R1	R2
派遣回数	47	63	56	61	39
受講人数	1,189	1,335	1,160	547	994

表6-1-4 事業所等における見学受入・プログラムの提供回数・人数

	H27	H28	H29	R1	R2
提供回数	1,760	1,579	1,789	409	192
受講人数	36,052	32,785	41,572	17,075	11,056

第2節 環境に配慮した行動・協働の推進



1 環境に配慮した行動の促進

今日の環境問題の解決には、県民、事業者、行政が相互に連携し、県民一人ひとりが各々の役割を認識し、自主的かつ積極的に環境に配慮した行動を実践することが求められています。

このため県では、平成18年4月1日に「いわて県民情報交流センター(アイーナ)」に県内の環境活動拠点施設として「環境学習交流センター」を設置しました。

センターでは、①環境情報の収集提供、②環境学習の支援、③環境保全活動の支援を行い、県民やNPO等との連携・協働により、環境パートナーシップの構築を促進しています。

令和2年度は、県民の環境に対する意識の醸成を図るため、センター内で環境学習講座を開催したほか、県内各地への環境アドバイザー派遣や出張環境学習会などを実施し、地域における環境学習を支援しました。

表6-2-1 環境学習交流センター利用者数

平成28年度利用者数	45,905人
平成29年度利用者数	43,048人
平成30年度利用者数	45,010人
令和元年度利用者数	49,789人
令和2年度利用者数	30,511人



環境学習交流センターによる出張環境学習会の様子

2 県民参加の森林づくり促進

全ての県民が享受する本県の豊かな森林環境を次の世代に良好な状態で引き継いでいくため、県民みんなで支える仕組みとして、平成18年度から「いわての森林づくり県民税」を導入し、この税を財源として、以下の取組等を通じ、「いわての森林づくり」を進めています。

- (1) 針葉樹の人工林等を広葉樹が入り混じって生育する森林(針広混交林)に誘導するための森林整備を実施し、森林が持つ水源かん養や県土の保全、地球温暖化防止等の多様な公益的機能の維持増進を図っています。令和2年度は542 haの森林を確保し整備しました。
- (2) 地域住民等による主体的な森林づくり活動を支援することにより、県民の森林保全等に対する理解と参画を促進しています。令和2年度は29団体の活動を支援しました。



森林づくり活動

3 流域の連携による環境保全活動の推進

「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(H15制定)」に基づき、各広域振興局・保健福祉環境センター単位で設置されている流域協議会(16協議会)が主体となって流域基本計画の策定に取り組み、県内の全ての流域において計画を策定するとともに、住民参加による様々な環境保全活動を実施しています。

4 環境情報の提供

環境学習交流センターでは、現地取材などを通して環境に関する様々な情報を収集し、館内での展示、メールマガジン、ホームページ及び情報誌などを活用し、わかりやすい環境の情報提供、情報発信を行っています。

また、図書や視聴覚資料の閲覧と貸出しのほか、環境活動に必要な器具等の貸出しを行うとともに、環境に関する各種相談に対応しています。

さらに、県ではホームページを通じて、環境に関する情報提供、情報発信を行っています。

表6-2-2 流域基本計画の策定状況

年度	策定計画
H16	花巻(豊沢川)、北上(和賀川)、宮古(閉伊川・小本川)、久慈(久慈川)
H17	奥州(北上川、胆沢川)、花巻(葛丸川)、遠野(猿ヶ石川)、一関(磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川)、釜石(大槌川・小槌川・鶴住居川・水海川・小川川・甲子川・片岸川・熊野川)、久慈(洋野町流域)、二戸(馬淵川・新井田川)
H18	盛岡(北上川上流、米代川・馬淵川上流)、花巻(稗貫川、猿ヶ石川)、大船渡(三陸町流域、盛川、気仙川)、久慈(野田村・普代村流域)
H23	遠野(猿ヶ石川)、花巻(猿ヶ石川)を統合
H28	盛岡(北上川上流、米代川・馬淵川上流)を統合、奥州(北上川、胆沢川)を統合、久慈(久慈川、洋野町流域、野田村・普代村流域)を統合
H30	一関(磐井川、金流川、太田川、砂鉄川、千厩川、黄海川、大川・津谷川)を統合
	計 15 計画

5 環境広報活動

1972年6月5日、ストックホルムで開催された国連人間環境会議における日本の提唱により、毎年6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国で様々な環境に関する行事が行われています。

令和2年度の環境月間(6月)行事として県内では、テレビやゲームを消して、読書・読み聞かせなどにより環境のことを考えてもらう運動を北海道、秋田県、青森県とともに実施した4道県共同行動、地球温暖化に関する講演、夏季の節電の実施、ごみ拾い等の清掃活動の実施及び環境に関する図書展示・ミニイベントなどが行われました。

また毎年度、県内の環境の現状や課題、その解決に向けた施策をとりまとめた環境報告書を出版するとともに、岩手県HPでも県の環境施策を公表しています。



環境学習交流センターの様子



第3節 県境を越えた連携、国際的取組の推進

1 北海道・北東北地域の連携

平成20年8月に開催された第12回北海道・北東北知事サミットの合意事項に基づき、「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部(以下「推進本部」という。)」が同10月に発足しました。

推進本部では、所掌事項として、四道県が連携・協力して推進する地球温暖化対策の調査検討や普及啓発活動に関すること、地球温暖化に関する相互の情報交換及び地球温暖化対策において共同して行う必要がある取組に関することを採りあげて推進しています。

令和2年度は、四道県が連携した北海道・北東北を一つのエリアとする普及啓発事業の展開(北海道)、再生可能エネルギー導入先進地域の形成に向けた取組の推進(青森県)、環境教育の充実(岩手県)について検討したほか、温室効果ガスの排出状況及び令和2年度の温暖化対策、再生可能エネルギーの導入に係る接続制約及び水素利活用の取組について意見交換を行いました。

※()は幹事道県名

2 東アジアへの環境分析技術支援について

(1) 目的

本県が世界に先駆けて開発した「環境試料からの有機フッ素化合物の分析技術」を供与・指導することにより、地域における環境汚染物質の環境負荷低減対策を促進し、併せて、「世界の工場・新たな成長市場」として脚光を浴びている東アジア諸国への県産品の市場浸透、観光客の誘致、文化・学術の交流等の促進を図ることとしている本県の海外戦略の一翼も担おうとするものです。

(2) これまでの成果・効果等

平成13年度から環境省の委託研究事業を受けて環境水中の分析法開発を行うとともに、国立環境研究所、岩手大学、京都大学、北九州市立大学、大連理工大学、中国医科大学、韓国国立環境科学院、韓国国立全南大学との共同研究で有機フッ素化合物の環境分析等を実施し大きな成果を挙げました。

河川水などの環境水、川底の泥(底質)、生物(メダカ)に蓄積している有機フッ素化合物の種類ごとの蓄積傾向や濃度の相関を世界で初めて包括的に明らかにするとともに、環境中に排出される有機フッ素化合物量の推計等を行いました。また、環境中レベルの低濃度でほ乳類(ラット)に曝露させた際の各臓器への蓄積状況、排出状況についても、世界で初めて明らかにしました。

(3) 令和2年度の事業概要

韓国に対する技術支援として、国立環境研究所・兵庫県環境研究センター・韓国国立環境科学院・韓国国立釜山大学との共同研究において、河川中に存在する多種の化学物質の網羅分析を行い、医薬品及び生活由来化学物質等環境に影響を与える可能性のある化学物質のスクリーニングを実施した。また、令和3年2月にWeb上で開催された日韓共同研究シンポジウムでこの研究成果を発表しました。

第7章 環境を守り育てる産業の振興



第1節 環境関連産業の振興

本県の豊かな自然環境を守り育てていくとともに、企業や生活者にとっても良好な環境を形成していくため、環境に配慮した産業活動の展開が重要となっています。

このため、廃棄物のリサイクル等に関する技術開発や新事業活動を促進するとともに、ゼロエミッション構想の推進などにより、環境関連産業の育成、創出を図っていくことが、本県産業の競争力を高めていくうえでも必要となっています。



岩手県再生資源
利用認定製品の例

1 ゼロエミッションの推進

県内企業等がゼロエミッションに取り組むための調査や支援、リサイクル産業の振興による環境調和型の地域づくりを目指した取組を進めています。

(1) 産業・地域ゼロエミッション推進事業補助金

支援件数6件 補助金額3,298万円（令和2年度）

(2) 岩手県再生資源利用認定製品制度

限りある資源の有効利用を促進し、循環型地域社会の形成を図るため、一定の基準を満たすリサイクル製品を県が認定し利用拡大を図ることを目的としています。

令和2年度は、一般廃棄物の焼却で生じる溶融スラグを原料としたコンクリート二次製品など2社4製品認定しました。



図7-1 認定マーク

2 新事業活動の促進

県内において、新規創業や経営革新などにより、環境関連分野の新たな事業活動に取り組む中小企業等に対し、産業支援機関と連携して、制度融資、専門家による経営指導、事業計画の作成指導や市場調査、商品開発や販売促進などの支援を行っています。

第2節 自然共生型産業の振興



1 環境に配慮した産業活動の促進

(1) 環境に配慮した持続的農業の推進

ア 環境保全型農業の導入促進

本県は、環境に配慮した持続的な農業を推進することにより、安全で安心な農産物を供給するとともに、地域住民及び消費者、流通関係者、実需者が一体となって安全・安心な産地の形成を図る必要があります。

このため、効率的な施肥管理法である補給型施肥や、農薬の使用回数を減らした病害虫防除など、環境負荷を軽減する技術の導入を促進することとしているほか、県民が環境保全型農業への理解を深めることができるよう、交流機会の促進に取り組むこととしています。

イ 環境にやさしい栽培技術の開発

農業研究センターにおいて、環境にやさしい栽培技術の開発に鋭意取り組み、令和2年度は9つの技術が新たな成果として公表されました（表7-2）。

表7-2 農業研究センターが開発した
環境にやさしい栽培技術一覧（R2）

分野	研究成果名
病害虫 制御	○土着天敵保護を目的に下草の高刈りを実施するりんご園地に生息するカブリダニ類
	○りんご園地における土着カブリダニ類保護のための下草管理
	○土着カブリダニ保護体系を実施するりんご園地におけるリンゴワタムシの防除対策
土壌作 物栄養	○レタス根腐病（レース2）の耕種的な被害軽減対策
	○補給型施肥による土壌化学性および収量の経年変化（水田）
	○補給型施肥による土壌化学性および収量の経年変化（露地野菜）
	○マイクロ波抽出と簡易測定キットによる土壌蓄積養分の簡易評価手法（追補）～リン酸・カリ減肥の判定～
	○大豆・麦栽培で想定される緑肥作物の特性
○大豆栽培における緑肥作物の効果	

(2) 家畜排せつ物の適正管理と利用の促進

良質で安全な畜産物の安定的供給を図り、今後とも畜産経営を維持していくためには家畜排せつ物の適正な管理を確実にを行い、周辺住民・消費者等の理解・信頼をより一層確保することが重要となっています。

また、耕種部門においては、たい肥など有機質資源に対する関心が高まってきており、さらに環境保全型農業に対する県民・消費者等の関心も極めて高くなっています。

このため、県では、規模拡大農家への家畜排せつ物処理施設の整備の支援や、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」(平成11年11月1日施行)に基づく適正管理の指導のほか、生産される堆肥の活用を促進するための施策を講じています。

(3) 農薬の適正使用

農薬には、作物毎に農薬の残留基準値や使用基準、注意事項等が設定されており、県では、毎年度「岩手県農作物病害虫・雑草防除指針」を作成して農薬の安全かつ効率的な使用を推進するとともに、農薬による環境への影響を未然に防止するため、次のような指導を行っています。

① 農薬安全使用指導の徹底

農薬危害防止運動(6月1日～8月31日)を展開し、安全使用の徹底を図りました。

【農薬危害防止運動期間中の主な実施事項】

- ・農薬適正使用研修会を、6月に開催(参加者35人)
- ・農薬危害防止のためのポスター、リーフレットの配付
- ・広報機関等による広報宣伝

② 農薬取扱者の資質向上

農薬の取扱いに携わる者(販売者、防除業者等)や農業適正使用を指導する者(JA営農指導員、農家組織代表等)の資質向上を目的とした農薬管理使用アドバイザー認定制度(平成16年11月制度改正)に基づき、同アドバイザーを令和2年度までに1,368人を認定しています。農薬管理使用アドバイザーは、農薬の販売や使用する場面において農業者等に必要な情報を与え、注意を喚起しています。

2 優れた自然を活用した観光産業の振興

県では、平成28年4月に沿岸市町村等と共同で設立した三陸DMOセンターと一体となり、三陸の個性ある「食」や、「三陸ジオパーク」などの優れた自然環境を生かした観光ルートの充実を図るとともに、内陸部と沿岸部を結ぶバスツアーの造成を支援するほか、地域の観光関係者が主体となって取り組む、優れた資源を生かした着地型旅行商品づくりを支援しています。

第3節 環境に関する科学技術の振興



県では、平成31年3月に策定した「岩手県科学技術イノベーション指針」において、科学技術の展開が期待される分野の一つとして「環境・エネルギー分野」を掲げ、自然エネルギー関連の取組を進めることとしています。

1 環境に関する研究開発の促進

本県産業界においても環境関連技術開発に取り組む事例がみられ、岩手県工業技術センターでは、県内中小企業における研究開発や新商品開発の取組を支援しています。

○岩手県工業技術センターにおける研究開発

- ・有害物使用の低減や環境改善に資する研究
- ・リサイクルの促進や、省資源省エネルギーに資する研究
- ・バイオマスエネルギーの利用促進に資する研究

2 三陸沿岸における海洋環境等の調査研究

東日本大震災津波により海洋環境が著しく攪乱されたことから、「いわて海洋研究コンソーシアム」に参画する海洋関係研究機関・大学等の連携により、沿岸漁場等の海洋環境や生態系の調査を実施しています。

第3編 岩手県環境基本計画の進捗状況

第1章 令和2年度の主要施策の実施状況及び数値目標の達成状況

I 低炭素社会の構築

【実施状況】

1 二酸化炭素排出削減対策の推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
1	◎■▼温室効果ガス排出削減割合	%	(H19) △0.9	(R2) △25.0	(H30) △11.2	c
2	▼年間二酸化炭素排出量	千トンのCO2 /年	(H24) 11,497	(H30) 11,694	(H30) 13,055	c
3	◎◆省エネ活動を実施している県民の割合	%	(H22.1～2 調査)82.3	87.5	(R2.1～2 調査)86.4	b
4	エコスタッフ認定者数（累計）	人	903	2,200	1,978	b
5	いわて地球環境にやさしい事業所認定数	事業所	159	220	252	a
6	乗用車の登録台数に占める次世代自動車の割合	%	(H26) 8.2	14.2	19.2	a
7	エコドライブ講習会参加者数（累計）	人	(H26) 568	829	991	a
8	再生可能エネルギーによる電力自給率	%	(H26) 18.9	35.0	41.7	a
9	県内エネルギー消費量に対する再生可能エネルギーの導入割合	%	12.3	23.9	24.7	a
10	住宅用太陽光発電設備導入件数（累計）	件	(H26) 19,980	23,485	30,529	a
11	ペレットの利用量	トン	3,937	-	3,544	(c)
12	チップの利用量	トン	1,277	232,500	230,421	b
13	◆三セク鉄道・バスの1人当たり年間利用回数	回	20.4	20.4	10.5	c
14	公共交通機関利用者数	千人	27,378	24,641	12,694	c
15	◆広域的なバス路線数	路線	57	57	40	c
16	県内の主要交差点における混雑多発箇所の解消・緩和率	%	38.9	52.8	52.8	a
17	信号機のLED化率	%	(H23) 39	52	56.1	a
18	長期優良住宅の認定戸数	戸	316	650	744	a

指標名の凡例：

- ◎ 目指す姿指標（指標のうち、計画における目指す姿のイメージが県民に伝わりやすい指標を、7本の施策の柱ごとに「目指す姿指標」として設定）
- 不確実要素の介在等の理由から目標とする到達点の提示のみにとどめる指標
- ◆ 現状維持指標（基準年次等の数値を維持することを目標とする指標）
- ▼ マイナス指標（基準年次等より数値を下げることを目標とする指標）

「達成度区分」の計算方法

年度目標値に対して、どれくらい達成したかを示す割合

(a : 100%以上、b : 80%以上～100%未満、c : 80%未満)

計算方法

$$\frac{\text{年度 (R2) の実績値 (現状)}}{\text{年度 (R2) の目標値}} \times 100 (\%)$$

■ 省エネルギー対策の推進

- 県民の地球温暖化防止に対する意識を高め、自主的な取組促進に繋げることを目的に、県民の省エネ取組の成果をホームページ上で分かりやすく表示する「いわてわんこ節電所」を運営し、13,529人が参加しました。
- 気候変動への緩和策と適応策を含めた気候変動対策の総合イベントとして「いわて気候変動チャレンジフェスタ」を盛岡市で開催し、広く県民に普及啓発を行いました。
- 気候変動の影響について、県民に身近なメディアを用いて理解増進を図るため、気候変動の影響とその対策に関するミニ番組（16回放送）やCM等（110回放送）を制作し、放送しました。
- 気候変動適応への県民の理解増進を図るため、気候変動影響と適応策の専門家によるシンポジウムを盛岡市で開催し、80人の参加がありました。
- 地球温暖化防止活動推進センターと連携して、県民参加型省エネ・節電キャンペーンを実施するとともに、うちエコ診断の紹介や各地域への地球温暖化防止活動推進員の派遣等により、県民が身近にできる省エネルギーや節電の取組を促進しました。
- 「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例」に基づき、二酸化炭素の排出量が相当程度多い事業者に地球温暖化対策計画の策定や報告を促すとともに、エコスタッフの養成（92人）や「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定（累計252事業所）等を通じて、二酸化炭素の排出抑制を図りました。

■ 交通等における低炭素化の推進

- 主要交差点における混雑箇所の解消・緩和に向けて、引き続き、道路整備等の推進を図りました。
- 自転車を活用した環境負荷の低減等を目的とした岩手県自転車活用推進計画を策定しました。

■ 再生可能エネルギーの導入促進

- 災害時に避難所等となる防災拠点施設への再生可能エネルギー設備の導入支援（6箇所）を図ったほか、被災住宅等への太陽光発電設備の導入支援（51箇所）を行いました。
- 岩手県風力発電導入構想の実現に向けて、発電事業者や市町村と導入における課題や事業化について情報共有を図りました。
- 小水力発電設備の導入促進に向け、農業水利施設を活用した小水力発電施設の実施設設計及び整備を進めました。
- 水素ステーション等の導入に向け、整備上の課題などについて、関係団体や市町村と意見交換を実施しました。また、気候変動対策の総合イベントのブース出展や「いわてわんこ節電所」の特設ページを通じて、水素エネルギーに関する県民の理解促進を図りました。
- 二酸化炭素の排出削減を促進するため、県内の豊富な木質資源を活用した木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みました。

■ 低炭素なまちづくり

- 長期優良住宅の普及を図るため、長期優良住宅認定制度及び優遇施策の周知に取り組みました。
- 省エネ基準を満たし、県産木材を利用した「岩手型住宅」の普及を図るため、建設・リフォーム費用に対する補助や、岩手型住宅の建設を推進する「岩手型住宅賛同事業者」の取組をイベントにて周知しました。

2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
19	間伐実施面積	ha	12,139	12,000	4,210	c
20	産業分野の木質バイオマス導入事業者数	事業者	(H22) 17	-	38	(a)

■ 適切な森林整備の促進

- 「いわて環境の森整備事業」を活用し、水源のかん養や県土の保全等の公益的機能の維持増進を図るため、管理不十分な人工林の混交林誘導伐を実施しました。

- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備事業等の活用により間伐や伐採跡地への再造林等を促進しました。

3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R2 年度)	現 状 (R2 年度)	達成度 区分
21	フロン類回収量の報告率	%	98.2	100	94.0	b

■ フロン類の回数・破壊の促進

- 県民及び県内の事業者に対し、フロン製品の適正な使用及びフロンの適切な回収を周知しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 2018（平成 30）年度の温室効果ガス排出量は、基準年（1990（平成 2）年）に比べ、0.5%の増加となり、森林吸収及び再生可能エネルギー導入による削減効果を考慮すると 11.2%の減少でした。特に、家庭部門、製造業などの産業部門、商業・サービス業などの民生業務部門において、排出量が増加していることから、温暖化防止いわて県民会議の構成団体と連携し、省エネルギー対策と再生可能エネルギー導入促進の 2 つを柱とした活動の一層の拡大を図っていくほか、県内の中小事業者等を対象とした LED 照明や空調設備等の高効率省エネルギー設備導入の補助や事業活動のエネルギー使用量の削減を図る地球温暖化対策計画書制度の強化に取り組んでいきます。
- ◆ 家庭や地域における地球温暖化対策を推進するため、地球温暖化防止活動推進センターと連携し、いわてわんこ節電所への参加促進、イベントを通じた普及啓発、省エネ・節電キャンペーンの実施、小学生を対象とした「地球温暖化を防ごう隊」への参加呼びかけ及び地球温暖化防止活動推進員の派遣等を実施します。
- ◆ 省エネ住宅の普及促進を図るため、広報や相談事業を実施します。
- ◆ 事業者の環境に配慮した事業活動を支援するため、「いわて地球環境にやさしい事業所」の認定やエコスタッフ養成セミナーの開催等により、事業活動の省エネルギー対策を推進していきます。
- ◆ 二酸化炭素排出量の少ない次世代自動車の普及促進を図るため、温暖化防止いわて県民会議と連携し、各種広報を通じて、環境負荷の低減、蓄電・給電機能の活用などエネルギーインフラとしての価値の普及啓発を実施していきます。
- ◆ 二酸化炭素の排出抑制と電力自給率の向上等を図るため、引き続き、太陽光や風力、地熱などの再生可能エネルギーの事業化を促進するほか、住宅用の太陽光・蓄電池設備の共同購入を支援する事業や被災家屋等への太陽光発電設備の導入に向けた支援を実施します。
- ◆ 地域に根ざした再生可能エネルギーの導入を促進するため、県内企業を対象にしたメンテナンス事業等への参入に関するセミナーの開催や、再生可能エネルギー設備等導入に係る低融資制度による支援を実施し、事業化を推進します。
- ◆ 再生可能エネルギー由来の水素の利活用を推進するため、地域内エネルギー循環モデルの実現可能性調査や、岩手県水素ステーション等研究会の活動を通じた水素ステーションや F C V 等の水素関連製品の普及促進、セミナー等の開催による水素の理解促進に取り組みます。
- ◆ 災害時においても一定のエネルギーが供給できる災害に強いまちづくりを実現するため、市町村等が行う再生可能エネルギーを活用した自立・分散型エネルギー供給体制の構築のための計画づくりを支援します。
- ◆ 地熱発電の導入促進に向け、引き続き、関係機関とのネットワーク構築を図ります。
- ◆ 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き間伐等の適切な森林整備を促進します。
- ◆ 県産木材の利用を促進するため、需要者が求める品質・性能の確かな県産木材製品の安定供給体制の整備を支援します。
- ◆ フロン類回収量の報告率向上のため、引き続き、関係団体と協力して回収業者への周知を徹底します。

II 循環型社会の形成

【実施状況】

1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
22	◎▼一般廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 53.8	(R1) 47.4	(R1) 41.3	a
23	◎▼産業廃棄物最終処分量	千トン	(H20) 70	(R1) 80	(R1) 97	c
24	▼県民一人1日当たりごみ排出量	g/日	(H20) 955	(R1) 911	(R1) 927	c
25	▼県民一人1日当たり生活系ごみ排出量	g/日	(H20) 664	(R1) 633	(R1) 636	b
26	一般廃棄物のリサイクル率	%	(H20) 18.8	(R1) 20.6	(R1) 17.6	b
27	▼産業廃棄物排出量	千トン	(H20) 2,035	(R1) 2,750	(R1) 2,532	a
28	産業廃棄物リサイクル率	%	(H20) 63	(R1) 68.5	(R1) 58.5	b
29	アスファルト・コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	(H30) 99.0	(H30) 99.9	a
30	コンクリート再資源化率	%	(H20) 96.4	(H30) 99.0	(H30) 99.7	a
31	建設発生木材再資源化等率	%	(H20) 91.2	(H30) 95.0	(H30) 98.7	a
32	◆自県内処理率	%	(H20) 95.0	(R1) 97.5	(R1) 95.8	b

■ 発生抑制、リサイクルの推進

- 県民、事業者、行政等の各主体による3Rの取組を促進するため、岩手県オリジナルの3R推進キャラクター「エコロル」を活用した普及啓発に取り組みました。
- 一般廃棄物について、市町村ごとのごみの排出・処理状況やごみ処理事業に関して、ホームページ等を利用して情報提供を行いました。
- 食品ロス¹を削減するため、忘新年会シーズンに合わせて、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」を実施し、“3010（さんまるいちまる）運動²”の実践や食品ロスの削減に取り組む飲食店等を対象とした「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の登録事業を実施しました。
- 流通段階から消費段階におけるごみ減量化・リサイクルの促進を図るため、「エコショップいわて認定制度」を運営し、令和2年度末で179店舗を認定しました。
- 一定の基準を満たすリサイクル製品について、「岩手県再生資源利用認定製品」として認定した製品は令和2年度末で162製品あり、ホームページ等でPRするとともに、県自ら優先的な使用に努め、リサイクル製品の利用拡大を推進しました。
- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和2年度末で県内の延べ125事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。
- 一般廃棄物処理施設の広域化の取組の進捗状況に応じて、市町村等の協議会に参画し、処理体制の構築や施設整備・維持管理等に関する助言を行いました。
- 「いわて第2クリーンセンター」について、PFI事業契約に基づき、運営・維持管理モニタリングを行い、公共関与による産業廃棄物処理を推進しました。
- 家畜排せつ物については、堆肥化により、土づくりの資材として有効活用を促進しました。

¹ 食品ロス：本来食べられるにも関わらず捨てられてしまう食品をいい、我が国における発生量（平成30年度）は約600万トンと推計されています。

² 3010運動：宴会開始後30分間は自分の席を移動せずに料理を楽しみ、宴会終了10分前になったら、再び自分の席に戻って料理を食べきる運動です。

- 公共工事において、再生材の利用・現場内の再利用・再資源化施設への搬出などに配慮した設計を行い、廃棄物の発生抑制に努めました。
- 下水処理において発生する下水道汚泥焼却灰については、セメント原料への利用に取り組みました。

■ 事業者の省資源化の促進

- 事業者が行う 3 R の取組に対し情報提供や助言等を行い、事業者の省資源化を促進しました。

2 廃棄物の不適正処理の防止等

No.	指標名	単位	基準年次 (H21 年度)	目標 (R2 年度)	現状 (R2 年度)	達成度 区分
33	◆適正処理率	%	98.5	99.4	99.7	a
34	◆家畜排せつ物法管理基準適用対象 農家における管理基準適合割合	%	100	100	100	a

■ 産業廃棄物の不適正処理の防止等

- 「循環型地域社会の形成に関する条例」や、青森県・秋田県と同一内容の「県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する条例」と「岩手県産業廃棄物税条例」を運用し、廃棄物の適正処理を進めました。
- 産業廃棄物処理業者の格付け制度により、優良な処理業者の育成に努め、令和 2 年度末で 98 事業者を認定（★★★28、★★59、★11）しました。
- 広域振興局等に配置している産廃 G メン（産業廃棄物適正処理指導員）による監視・指導を行うとともに、警察や市町村等の関係機関との合同パトロールや北海道・東北 6 県・新潟県との広域連携によるスカイパトロール、土日祝祭日の立入検査を実施し、不適正処理の監視体制の充実を図りながら、監視指導を実施しました。
- 地域における巡回指導や、補助事業導入による処理施設整備の支援をしました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 一般廃棄物については、一人 1 日当たりの排出量は平成 28 年度まで減少傾向にありましたが、近年横ばいとなっており、リサイクル率も伸び悩んでいることから、食品ロスの発生抑制や使い捨てプラスチックの使用抑制など廃棄物の 3 R を基調とするライフスタイルの定着や環境に配慮した事業活動を促進するため、市町村との連携・強化を図りながら、更に県民参加型の取組を進めます。
- ◆ 産業廃棄物については、事業者の 3 R を促進するため、発生抑制等に資する製品・技術開発を支援するとともに、廃棄物のセメント資源化など環境産業での活用を進めます。
- ◆ 産業廃棄物の不適正処理の発生を防止するため、各主体と連携したパトロールの実施や産廃 G メンの配置による効率的な監視・指導等を行い、不適正処理の早期発見、早期対応を図ります。
- ◆ 原子力発電所事故により、放射性物質に汚染された牧草、稲わら、堆肥、しいたけホダ木等の農林業系副産物が大量に発生したことから、農家等の負担軽減や周辺住民への配慮のため市町村とともに、処理に向けた一時保管や焼却処理を促進します。
- ◆ 漁業系廃棄物の適正処理や有効活用など水産分野の取組については、引き続き廃棄物の有効利用にかかる情報提供や廃船処理の確認などの取組を促進します。

Ⅲ 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成

【実施状況】

1 豊かな自然との共生

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
35	◎■大気や水がきれいに保たれ、自然や野生動植物を大切にしながら生活することに満足している県民の割合	%	(H22.1～2調査) 35.3	(R2) 50.0	(R2.1～2調査) 37.7	c
36	◎■生物多様性の認知度	%	—	(R2) 75.0	(R1) 62.8	b
37	◎■イヌワシ繁殖率	%	12.5	(R2) 14	7.7	c
38	生物多様性上重要な地域の選定	地域	(H26) —	10	11	a
39	水田における地域協働等の取組面積割合	%	(H25) 68	81	81	a
40	◆ニホンジカの捕獲数	頭	(H26) 10,919	10,000	20,731	a
41	鳥獣被害対策実施隊設置市町村数	市町村	(H26) 24	33	32	b
42	グリーンボランティア人数	人	164	240	230	b

■ 自然環境の保全

- 自然環境保全地域や自然公園の保全のため、関係機関、ボランティア等との連携・協働により、外来植物の防除活動を実施するとともに、盗採パトロールや利用者のマナー指導等のキャンペーンを実施しました。
- イヌワシの繁殖支援や希少植物の盗採防止活動などにより、希少野生動植物の保護・保全対策に取り組みました。

■ 多様な動植物が生息・生育できる森・里・川・海のつながりの確保

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。

■ 野生動植物との共生の推進

- 狩猟捕獲等の促進による個体数調整、生息状況調査などの実施や鳥獣保護区等を更新するなど、野生生物の保護管理対策の推進及び生息・生育環境の保全を図りました。
- 野生鳥獣による農作物被害を防止するため、市町村協議会等が行う有害鳥獣捕獲活動や侵入防止柵の整備、地域全体での被害防止活動等を支援しました。
- 新規狩猟者確保のため、狩猟免許試験予備講習会を開催するとともに、受講者の利便を考慮し、狩猟免許試験を休日に開催しました。
- 農地や農業水利施設などの整備に当たっては、広域振興局等に設置している公共事業等に係る「希少野生動植物調査検討委員会」において、学識経験者の助言を受け、必要に応じて、事業計画区域内に生息する希少野生動植物の保全対策を実施するなど、生物多様性に配慮した事業実施に努めました。

2 自然とのふれあいの推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
43	◎◆自然公園ビジターセンター等利用者数	人	136,031	550,000	427,226	c
44	グリーンボランティア人数 (No.42 再掲)	人	240	240	230	b

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R2 年度)	現 状 (R2 年度)	達成度 区分
45	県立広域公園利用者数	人	168,524	225,000	183,794	b

■ 自然とのふれあいの推進

- 県内 11 の自然公園の主要な地域に自然公園保護管理員を配置し、グリーンボランティア等との協働により、自然公園内のパトロールや利用者のマナー啓発活動等を実施しました。
- 登山道、遊歩道、トイレなどの自然公園等の施設整備を行い、利用者の安全性・利便性の向上を図ることで、自然に触れ豊かな環境を知る機会を提供しました。
- 早池峰地域保全対策事業推進協議会を開催し、関係機関と連携した利用者のマナー向上対策の推進等、貴重な高山植物が多数生育する早池峰山の総合的な保全対策に取り組みました。

■ 都市公園や森林公園の整備とふれあいの推進

- 森林公園等を活用した森林環境学習等の実施により、森林の役割等について県民理解の醸成を図りました。

■ 里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進

- 中山間地域の森林を活用した自然とのふれあいを促進するため、関係団体と連携した里山の保全活動及び森林環境教育等の活動並びに企業等が行うボランティア活動等への支援を行いました。
- 県民の森林づくりへの理解と参画を促進するため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、里山林の整備など、県民が主体的に行う森林づくり活動を支援しました。

■ 温泉の保護と安全安心な利用の推進

- 温泉資源の保護と利用者の安全確保を図るため、事業者等に対し、温泉の掘削や利用等に係る指導を行うとともに、主要源泉の調査等を行いました。

3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R2 年度)	現 状 (R2 年度)	達成度 区分
46	◆森林面積	千ha	(H21) 1,179	1,178	(R1) 1,177	b
47	農山漁村の環境保全活動の参加人数	人	(H26) 106,543	122,500	121,558	b

■ 中山間地域等における農林業の振興による農地や森林の多面的機能の維持・増進

- 「中山間地域等直接支払制度³」を活用し、農業生産活動を通じて農地の多面的機能の維持・増進に取り組む農業者を支援しました。

■ 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進

- 森林の環境保全機能に対する県民理解の醸成を図るため、「いわての森林づくり県民税」を活用し、県民の主体的な森林づくりの取組を支援しました。
- 岩手の森林を良好な状態で次の世代に引き継いでいくため、「いわての森林づくり県民税」を活用した強度間伐を実施し、森林環境の保全に努めました。
- 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、森林整備事業等の活用により伐採跡地の再造林や間伐等を促進しました。

■ 藻場・干潟の保全活動の促進・海岸の保全

- 東日本大震災津波により被災した増殖場の機能回復を図るため、復旧、整備に取り組みました。

³中山間地域等直接支払制度：中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において、耕作放棄地の発生防止、多面的機能の維持・増進のため、5年以上農業生産活動を継続して実施することを約束した農業者に対し、交付金を交付する制度。

- 藻場・干潟の保全活動の促進のため、モニタリング調査等に取り組みました。
- 東日本大震災津波により被災した海岸保全施設の復旧、整備等に取り組みました。

■ 災害に強い県土づくり

- 土砂流出等の災害防止対策を目的として、砂防等施設の整備を推進しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 希少野生動植物の保護・保全のため、生息状況調査や繁殖支援や、希少植物の食害防止等に取り組みます。
- ◆ 生物多様性の保全と持続可能な利用を図るため、自然環境の現状や動向を把握するとともに、生物多様性の周知・理解を進め、地域での保全活動を支援していきます。
- ◆ シカやクマ、イノシシなどの野生鳥獣による農林業被害や人身被害の抑制のため、市町村や関係団体と連携し捕獲を実施するなど、個体数の適正な管理に取り組みます。
- ◆ 農地の多面的機能の維持・増進のため、引き続き「中山間地域等直接支払制度」を活用し、中山間地域において適切な農業生産活動が継続されるよう農業者を支援します。
- ◆ 生物多様性の保全の観点から、引き続き、農地や農業水利施設などの整備・管理において、農家の理解や地域住民の合意のもと、生物の生息・生育環境を維持・形成する取組を推進します。
- ◆ 森林の有する公益的機能の維持・増進を図るため、引き続き間伐等の適切な森林整備を促進します。

IV 安全で安心できる環境の確保

【実施状況】

1 大気環境の保全

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21年度)	目 標 (R2年度)	現 状 (R2年度)	達成度 区分
48	◎◆大気の二酸化窒素等環境基準達成率	%	100	100	100	a
49	◆有害大気汚染物質の環境基準達成率	%	100	100	100	a
50	◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数	日	0	0	0	a
51	◆新幹線鉄道の騒音環境基準達成率	%	71	71	86	a

■ 地球規模の大気の保全

- 酸性雨による生態系への影響を把握するため、森林植生モニタリング（樹木衰退度調査）を実施しました。
- 関係団体と連携のうえ、フロン類の排出抑制及び適正処理の周知を実施しました。

■ 大気汚染物質排出源の監視・指導等の充実・有害大気汚染物質等に係る対策の推進

- 大気の汚染実態の把握のため、大気環境の常時監視を実施しました。また、大気環境における有害大気汚染物質の常時監視を実施するとともに、事業者に対して排出又は飛散の抑制等を啓発し、事業者の自主的な排出等の抑制を促進しました。

■ 騒音・振動・悪臭対策の推進

- 新幹線の騒音・振動測定を実施し、測定結果を事業者へ情報提供するとともに、環境基準が未達成な地域の騒音等の防止対策の推進について各事業者に要望しました。
- 悪臭公害は、近年、発生源が飲食店やサービス業等多岐にわたっていることから、市町村と連携して悪臭発生の防止について周知しました。

2 水環境の保全

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R 2 年度)	現 状 (R 2 年度)	達成度 区分
52	◎◆公共用水域のBOD等環境基準達成率	%	96.5	96.5	96.5	a
53	◆排水基準適用の事業場における排水基準達成率	%	100	100	100	a
54	◆地下水の環境基準達成率	%	100	96	100	a
55	▼未処理家庭雑排水量	千m ³ /日	77	-	42	(a)
56	◆岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視の実施割合	%	(H20) 95.2	100	100	a
57	◆新中和処理施設放流水水質基準達成率	%	100	100	100	a

■ 健全な水循環の確保

- 公共用水域や地下水の水質を把握するため、257 地点の公共用水域、157 地点の地下水を測定しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。
- 家庭の生活排水による水環境への影響について、小学生等を対象に出前講座を開催し、普及啓発を図る予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を見送りました。

■ 水道水の水質保全対策の強化

- 水道水の安全性の確保を図るため、水道水源における岩手県水道水質管理計画に基づく水道事業者等による監視を実施しました。

■ 北上川清流化対策の推進

- 旧松尾鉱山から排出される坑廃水の中和処理を確実に実施し、長期安定的な対策の確立に努めるなど、北上川清流化を推進しました。また、その取組を広く県民へ周知し、NPO等による旧松尾鉱山跡地での植樹活動等を支援しました。

3 土壌環境及び地盤環境の保全

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R 2 年度)	現 状 (R 2 年度)	達成度 区分
58	◆土壌の環境基準達成率	%	100	98	100	a

■ 市街地における土壌汚染防止対策の推進

- 地下水の常時監視により、市街地等の土壌汚染状況の早期発見に努めました。
- 汚染が確認された区域において、汚染土壌が適切に措置されるよう監視・指導を実施しました。

4 化学物質の環境リスク対策の推進

No.	指 標 名	単 位	基準年次 (H21 年度)	目 標 (R 2 年度)	現 状 (R 2 年度)	達成度 区分
59	環境報告書作成企業数	企業	-	220	376	a
60	◆化学物質の環境基準達成率	%	100	100	100	a
61	◆PRTR 排出量等の届出率	%	100	100	100	a
62	◆ダイオキシン類の環境基準達成率	%	100	100	100	a

■ PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進

- 事業者が作成した環境報告書を県のホームページで紹介する「いわて環境報告書バンク」の取組を実施しました。
- 事業者主催による「地域とはじめる環境報告会」について、引き続き県等が開催を支援しました。

■ 化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進

- 一般環境中及び発生源周辺のダイオキシン類の常時監視を実施しました。

5 監視・観測体制の強化・充実と公害苦情等への的確な対応

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
63	◆光化学オキシダント注意報の年間発令日数 (No.50再掲)	日	0	0	0	a
64	◆モニタリングポストの年間稼働台数	台	(H24) 10	10	10	a

■ 環境に係る監視・観測体制の強化

- 東アジアからの越境汚染の影響も受けるとされる微小粒子状物質 (PM_{2.5})⁴の常時監視を実施しました。
- 県内の公共用水域及び地下水の常時監視を実施しました。また、特定事業場に対する立入検査を実施し、排水基準を超過した事業場に対して指導を行いました。

■ 公害苦情等への的確な対応

- 県と各市町村間で公害苦情等の連絡を密にするとともに、情報共有を徹底しました。

■ 放射性物質による影響の把握等

- 環境中の放射性物質等のモニタリングを実施し、測定結果を公表しました。

6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進

- 岩手県環境影響評価条例に基づく、事業者からの電気工作物の新築等の届出はありませんでしたが、事業者等からのお問い合わせや事前相談の機会を通じ、適切に環境配慮がなされるよう助言・指導を行いました。
- 岩手県土地利用基本計画（計画図）の変更 21 件について、国及び市町村と協議のうえ岩手県国土利用計画審議会に諮問し、承認されました。
- 国土利用計画法施行令の規定に基づく地価調査について、不動産鑑定評価を委託して基準地 375 地点の標準価格を判定し、一般の土地取引価格の指標となるよう公表しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) について、大気常時監視測定局における大気中濃度の監視のほか、発生源を把握するための成分分析を継続して実施するとともに、成分分析結果等に係る知見を蓄積し、発生源の解析等に役立てます。
- ◆ 公共用水域や地下水の水質監視を実施するとともに、工場・事業場の排水の監視・指導を実施し、環境基準の維持・達成が図られるよう取り組みます。
- ◆ 「いわて環境報告書バンク」の取組について、事業者等に周知を行い、県のホームページで紹介する環境報告書を増やすとともに、環境報告書を作成する事業者等の取組を支援します。
- ◆ 公害苦情等の適切かつ迅速な解決を図るため、今後とも、市町村や県における必要情報の収集・共有化を図ります。
- ◆ 除染実施計画策定市町（一関市、奥州市、平泉町）を中心に、除去土壌の処理等の放射線影響対策の取組を推進します。

⁴ 微小粒子状物質 (PM_{2.5}) : 大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径 2.5 マイクロメートル以下のものをいい、肺の奥深くまで入りやすいため、呼吸器疾患やぜんそく等の原因となると考えられている。

V 快適でうるおいのある環境の創造

【実施状況】

1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
65	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数	団体	42	93	114	a
66	県民一人当たり都市公園面積	m ²	13.7	14.7	15.9	a
67	水洗化人口割合	%	61.9	-	77.1	(a)
68	長期優良住宅の認定戸数 (No.18再掲)	戸	316	650	744	a
69	景観づくりに取り組む地区数 (累計)	地区	(H26) 35	47	51	a
70	県管理道路における無電柱化延長	km	24.6	27.9	27.9	a

■ 緑と水のうるおいのある空間の創造

- 生物の生息環境や川が織りなす安らぎのある景観などに配慮した「多自然川づくり」により、人と自然が調和する良好な水辺空間の保全と整備を推進しました。

■ 快適で豊かな生活環境等の整備の促進

- 国の交付金を受け、市町村等が行う水道施設の耐震化対策や、水道事業の広域化に係る事業に対して補助し、水道水の安定供給、水道事業の経営効率化を促進しました。
- 市町村の公共下水道や農業集落排水施設、漁業集落排水施設、浄化槽に係る事業に対し財政的支援を行い、汚水処理施設の整備を促進しました。
- 環境にやさしい木材の利用を促進するとともに、地域の森林資源を有効に活用した木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みました。

■ 良好な景観の保全と創造

- 市町村や県民に対して、「岩手県景観計画」のリーフレットの配布などを行い、県土全体についての目指すべき景観像等の普及啓発に取り組みました。

2 歴史的文化的環境の保全

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
71	◎■本県の歴史遺産や伝統文化に誇りや愛着を持つ県民の割合	%	(H22.1~2調査) 59.3	(R2) 70	(R2.1~2調査) 53.6	c
72	登録有形文化財(建造物)登録件数	件	72	84	92	a

- 世界文化遺産に登録されている「平泉の文化遺産」や「橋野鉄鉱山」について、史跡整備を更に進めるとともに、児童生徒に対する世界遺産出前授業の実施や県民を対象としたフォーラムを開催し、保存管理の大切さや遺産の価値について理解を深めるための普及啓発を展開しました。

また、一戸町の御所野遺跡を含む「北海道・北東北の縄文遺跡群」については、令和2年1月に、政府からユネスコ世界遺産センターに推薦書が提出された後、令和2年9月に、イコモスによる現地調査が実施され、世界文化遺産への登録に向けた取組が前進しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 品質の確かな県産木材製品をPRし、県産木材住宅の普及を図るとともに、未利用間伐材等を活用した木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みます。

VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進

【実施状況】

1 環境学習の推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
73	◎◆省エネ活動を実施している県民の割合 (No.3 再掲)	%	(H22.1~2 調査) 82.3	87.5	(R2.1~2 調査) 86.4	b
74	◎◆環境学習交流センター利用者数	万人	3.7	4.2	3.1	c
75	小学校における地球温暖化を防ごう隊実施割合	%	(H26) 16.1	20.0	9.9	c
76	水生生物調査参加市町村数	市町村	(H26) 30	33	28	b

■ 学校における環境学習の推進

- 学校における環境学習は、関係する教科、特別活動や総合的な学習の時間において、それぞれ教科・科目等の目標に即して実施しました。また、学校における環境学習を効果的に行うために環境学習副読本や教師用手引書を作成し、県内の全小学校に配布しました。
- 岩手大学と連携し、環境をテーマとした講義を実施しました。

■ 多様で身近な環境学習機会の提供、支援

- 水生生物による水質調査は、131 団体、延べ 3,452 人の参加のもと、93 河川の延べ 137 地点で実施し、水質保全意識の高揚を図りました。
- 「水の週間（8月1日から1週間）」行事の一環として、広く水に対する関心を高め、理解を深めることを目的に、次代を担う中学生を対象とした水の作文コンクールを実施しました。この結果は、作文集として取りまとめ関係者に配布するとともに、県のホームページに掲載し周知を図りました。
- 水と緑の交流フォーラムを開催し、環境保全活動に関する表彰等を実施したほか、パネルディスカッションにより活動者同士の交流を深めました。
- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員を派遣するとともに、環境学習広報車「エコカーゴ」を活用し県内各地を訪問する出張環境学習会等を実施することにより、環境学習及び環境保全活動を支援しました。
- 環境に関する講師派遣や見学受入等を行う企業・団体を環境学習応援隊として登録・周知することにより、地域における体験による環境学習を推進しました。
- 地球温暖化防止活動推進センターと連携し、温暖化対策に取り組もうとする県内小学校に「地球温暖化を防ごう隊員ノート」を配布し、小学生とその家庭における、省エネルギーに関する取組を支援しました。また、「いわてわんこ節電所」での各学校の取組紹介や動画配信を通じて、取組の普及を図りました。
- 3R推進キャラクター「エコロル」を活用して、保育園等訪問を行い、幼少期からの3Rの推進に係る普及啓発を実施しました。
- 小中学生を対象とした「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」を実施したところ、県内23校から172点の作品の応募があり、入賞作品21点を選出しました。
- 食品ロスを削減するため、忘新年会シーズンに合わせて、「もったいない・いわて☆食べきりキャンペーン」を実施し、「3010（さんまるいちまる）運動」の実践や食品ロスの削減に取り組む飲食店等を対象とした「もったいない・いわて☆食べきり協力店」の登録事業を実施しました。

■ 環境人材の育成

- 地域で地球温暖化対策の意識啓発等に取り組む地球温暖化防止活動推進員の活動を支援するため、スキルアップと推進員間の連携・情報共有を図る研修会を実施しました。

2 環境に配慮した行動・協働の推進

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
77	◎◆省エネ活動を実施している県民の割合 (No.3 再掲)	%	(H22.1～2調査) 82.3	87.5	(R2.1～2調査) 86.4	b
78	◎環境報告書作成企業数 (No.59 再掲)	企業	—	220	376	a
79	身近な水辺空間の環境保全等に取り組む団体数 (No.65 再掲)	団体	42	93	114	a

■ 県民の環境に配慮した行動・協働の推進

- 地球温暖化防止活動推進センターを中心として、より省資源や省エネルギー等の環境に配慮した取組の普及啓発を図るとともに、地球温暖化防止活動推進員の派遣事業により、地域の自治会、住民団体や企業等での研修会等で環境配慮への意識啓発を図りました。
- 「アドプト活動⁵」や「多面的機能支払制度」を活用した地域協働活動への支援により、農地・農業用水など地域資源の保全活動を促進しました。
- 河川等の身近な社会資本の維持管理について、住民との協働による草刈りや清掃等を実施しました。

■ 企業の環境に配慮した行動・協働の推進

- 事業者が作成した環境報告書を県のホームページで紹介する「いわて環境報告書バンク」の取組により、県民等への情報提供を行いました。(再掲)
- 流通から消費段階におけるごみの減量化を推進するため、ごみの減量化・リサイクルの促進に積極的に取り組む店舗を「エコショップ」として、令和2年度末までに179店舗を認定しました。また、本制度を通じて、レジ袋削減に向けた取組を推進しました。

■ 県の環境に配慮した行動の率先実行

- 県関係施設において省エネ・節電に取り組んだほか、グリーン購入基本方針等に沿って、環境に配慮した製品の購入に努めました。
また、県も一事業者として、平成28年3月に策定した地球温暖化対策第4次岩手県率先実行計画(岩手県エコマネジメントシステム)により、温室効果ガス排出量の削減に取り組み、令和元年度は平成26年度(基準年度)比▲1.3%、前年度比で▲0.9%の削減となりました。

■ 環境広報及び情報提供の推進

- 環境学習交流センターや地球温暖化防止活動推進センターにおいて、定期的にメールマガジンや広報誌を発行するとともに、環境に関する企画展を開催するなど、県民へ環境情報を提供しました。

3 県域を越えた連携、国際的取組の推進

- 平成20年度に設置した「北海道・北東北地球温暖化対策推進本部」を中心に、北海道・北東北三県が連携した普及啓発や環境学習等の取組を検討・調査するとともに、6月の環境月間等では学校や図書館等へ読書や読み聞かせの実施を呼びかける共同行動を実施しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 県民の環境問題に対する関心は高いものの、具体的な行動に必ずしも結びついていないことから、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら、環境学習交流センターの事業(環境アドバイザー派遣、環境学習広報車派遣等)等を通じて、より一層動機付けにつながるような環境学習機会の拡充を図ります。
- ◆ 学校等が行う水生生物調査等の体験的な環境学習を支援します。

⁵ アドプト活動：道路や水路等の公共施設の一部区域・区間を「養子」とみなして、住民・団体・企業等が「里親」となり、「養子」となった施設の一部区域(区間)を責任を持って保守管理する制度。

- ◆ 保育園等訪問や「いわてごみゼロ・3R推進ポスターコンクール」等を通じて、子どもたちが3Rに対する興味・関心を持つきっかけづくりに取り組みます。
- ◆ 3R推進キャラクター「エコロル」の活動を通じて、3Rを基調としたライフスタイルの定着に向けて取り組むとともに、エコショップいわて認定制度等を通じて、事業者の環境に配慮した事業活動を促進します。
- ◆ 過疎化・高齢化による集落機能の低下などを背景に、多様な主体の参画による農地・農業用水など地域資源の保全活動が求められていることから、地域協働による保全活動を積極的に支援し、農業・農村が有する多面的機能の維持・増進を図る必要があります。
- ◆ いわて地球環境にやさしい事業所認定制度を一層普及させ、環境マネジメントシステムを導入する企業の増加を図っていきます。
- ◆ 県の事務事業における温室効果ガスの排出削減が進んでいないことから、県としての役割を果たすため、業務活動の省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入に率先して取り組んでいきます。
- ◆ 医薬品や化粧品等に含まれる化学物質による環境汚染に関する（日韓）共同研究に参加し、環境中のモニタリング調査等を実施します。また、国内外の研究機関との関係を良好に維持、発展させていきます。

Ⅶ 環境を守り育てる産業の振興

【実施状況】

1 環境関連産業の振興

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
80	産業・地域ゼロエミッション推進事業による事業者等支援数	件	46	113	125	a
81	農業水利施設を活用した小水力発電導入数	施設	(H23) 3	7	9	a

- 「産業・地域ゼロエミッション推進事業」により、令和2年度末で県内延べ125事業者による産業廃棄物等の3Rの取組を支援しました。(再掲)
- 小水力発電設備の導入促進に向け、農業水利施設を活用した小水力発電施設の実施設設計及び整備を進めました。(再掲)

2 自然共生型産業の振興

No.	指標名	単位	基準年次 (H21年度)	目標 (R2年度)	現状 (R2年度)	達成度 区分
82	◎自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農地面積	ha	(H26) 2,428	6,000	3,043	c
83	間伐実施面積 (No.19 再掲)	ha	12,139	12,000	4,210	c
84	産業分野の木質バイオマス導入事業者数 (No.20 再掲)	事業者	(H22) 17	-	38	(a)
85	ペレットの利用量 (No.11 再掲)	トン	3,937	-	3,544	(c)
86	チップの利用量 (No.12 再掲)	トン	1,277	232,500	230,421	b
87	グリーン・ツーリズム交流人口	千人回	(H26) 1,112	-	1,048	(b)

■ 環境と調和した農林水産業の推進

- エコファーマーや環境保全型農業直接支援対策等の制度を活用し、自然環境の保全に資する農業の生産方式の導入など、環境に優しい農業への取組を推進しました。
- 酪農における堆肥の適正還元に対する交付金や国の事業を活用した畜産農家の堆肥舎整備、堆肥センターの機能保全のための補改修など、環境への負荷軽減対策を促進しました。

- 農業集落排水施設などの汚水処理施設に係る改築更新事業へ財政的支援を行い、農業集落における生活環境基盤の維持に取り組みました。

■ 木材関連産業の振興

- 森林資源の循環利用を図るため、伐採跡地への再生林や間伐等の森林整備を促進しました。
- 県内外の工務店等へ県産木材製品のパンフレットを配布するなど、県産木材の特徴を発信しながら、販路拡大に向けて取り組んだほか、未利用間伐材等を有効に活用した木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みました。
- 漁業資源の持続的利用に向け、漁協等において資源管理計画を策定し、計画数は累計で162件となりました。

■ 優れた自然を活用した観光産業の振興

- ジオツーリズム交流人口の拡大に向け、来訪者を受け入れるガイドを養成するため、ガイドプログラム作成、ジオ概論及び環境関連法などの講座を開催したほか、受入体制の整備に取り組みました。

■ グリーン・ツーリズムの推進

- グリーン・ツーリズム交流人口の拡大に向け、地域の受入体制を強化するための研修会や、多様な旅行者ニーズに対応可能なグリーン・ツーリズム実践者の確保・育成に向けた研修会の開催に取り組みました。

3 環境に関する科学技術の振興

- 県農業研究センターでは、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構や他の都道府県公設試験研究機関、民間企業等と連携し、水稻や果樹等における温暖化対応技術開発に取り組みました。
- 東日本大震災津波からの復興に向け、海洋研究機関等との連携活動の促進や産学連携による研究活動の支援に取り組みました。
- 東日本大震災津波後の漁場や漁業資源の状況を把握するため、漁場環境調査等を実施しました。

【主な課題と今後の取組】

- ◆ 環境関連産業の振興のため、「産業・地域ゼロエミッション推進事業」の有効活用等により事業者等の3Rの取組を支援します。
- ◆ 多様化するグリーン・ツーリズムのニーズに対応するため、地域で受入活動の中心となる人材の育成を継続するとともに、企業の社員研修の受入れなどの取組を支援します。
- ◆ 土壌への炭素貯蓄量を高めるカバークロープの作付けや有機農業など、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果が高い営農活動の取組を支援します。
- ◆ 堆肥処理やエネルギー利用による家畜排せつ物の地域循環型の取組を促進するため、耕畜連携や堆肥舎等の施設整備を支援します。
- ◆ 豊富な森林資源の有効活用を促進するため、木材加工業者と工務店等とのマッチング支援などにより新たな県産木材の需要を創出し、販路拡大を図るとともに、年間を通じて安定的な需要が期待できる産業分野での木質バイオマスエネルギーの利用拡大に取り組みます。
- ◆ 森林資源の循環利用を図るため、引き続き再生林や搬出間伐等の適切な森林整備を促進します。
- ◆ 環境との調和に配慮した水産業の本格復興を推進するとともに、関係団体等と連携し、漁業資源の持続的利用や漁場環境の回復・保全に取り組みます。
- ◆ ジオツーリズム交流人口の拡大を図るため、三陸の地質遺産や文化・自然を活用した教育、保護・保全、新たな魅力の掘り起しと国内外への情報発信などに取り組むジオパーク活動を推進します。

第2章 令和2年度 いわたの水を守り育てる施策の実施状況について

1 水環境の保全及び水資源の確保に関する施策

- 生態系の維持に配慮した河川整備、森林整備等を実施したほか、水環境のモニタリング等を通じた水質監視、汚水処理施設の整備による生活雑排水対策等に取り組んだ結果、公共用水域のBOD等環境基準達成率が良好に推移するなど、健全な水環境が維持されました。

(1) 水環境の保全・水資源の確保（環境生活部、県土整備部）

ア 公共用水域及び地下水の水質保全

263地点の公共用水域、169井戸の地下水質の水質測定を実施しました。

イ 北上川清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において処理を実施しました。

ウ 工場・事業場監視

公共用水域及び地下水の水質保全のため、有害物質を使用し、又は排水量が多い工場・事業場の排水の検査を行い、排水基準を超過するなど違反が認められた場合、改善を指導しました。



新中和処理施設

<主な事業>

水質保全対策費

休廃止鉱山鉱害防止事業費

エ ダイオキシン類環境モニタリング

公共用水域、地下水及び土壌におけるダイオキシン類の常時監視を実施し、環境基準達成率は100%でした。

<主な事業>

化学物質環境対策費（ダイオキシン類環境モニタリング事業）

オ 汚水処理施設の整備

生活雑排水が適正に処理されて川などに流れるようにするため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の整備を進め、汚水処理人口普及率が1.0%増加しました（R1：82.6%⇒R2：83.6%）。

カ 放射性物質モニタリング

公共用水域（河川34地点、海域2地点、海水浴場5地点）及び地下水（22地点）の水質測定等を実施しました。

その結果、放射性ヨウ素については、全地点において不検出でした。放射性セシウムについては、公共用水域等の水質全地点では不検出となっていますが、河川の底質及び河川敷土壌では昨年度と概ね同程度の濃度で検出されています。

周辺環境の空間線量率については、県で測定している一般環境と同程度であり、全体としては低下傾向を示しています。

また、盛岡市及び放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域である一関市、奥州市、平泉町の水道水の放射性物質濃度を測定しました。その結果、放射性セシウムは全地点で不検出でした。



一関浄化センター

(2) 河川などの生態系の維持及び多様な生物が生息できる親水空間の創造

(環境生活部、農林水産部、県土整備部)

ア 多自然川づくりの取組

河川の維持・改修工事等において、河川が本来持つ多様な生物の生息・生育環境及び良好な水辺空間の保全と創出を図る「多自然川づくり」を実施しました。

<主な事業>

広域河川改修事業
総合流域防災事業

イ 生物多様性に配慮した農村環境の整備

農業農村整備事業の実施に当たっては、振興局等に設置している公共事業等に係る「希少野生動植物調査検討委員会」において、学識経験者の助言を受け、事業計画区域内に生息する希少野生動植物等の状況確認のほか、必要に応じて動物の移送や植物の移植を行うなど、希少野生動植物の生息環境を維持・形成する取組を推進し、環境との調和に努めました。

<主な事業>

農業農村整備事業（全般）

ウ 希少野生動植物の保護

平成14年に指定した指定希少野生動植物16種、特定希少野生動植物10種の監視や保護対策を実施しました。

<主な事業>

条例指定種等保護事業費

(3) 森林及び水田が持つ水源かん養機能の維持及び増進（農林水産部）

ア 森林の環境保全

森林の水源かん養機能を維持増進するため、伐採跡地への再造林や間伐等への支援、県有林の整備、保安林制度の運用、治山施設の整備を実施しました。

イ いわて環境の森の整備

「いわての森林づくり県民税」を活用し、水源のかん養や県土の保全等の公益的機能の維持増進のため、管理不十分な人工林の混交林誘導伐等を実施しました。

ウ 環境保全型農業の普及

環境に配慮した持続的な農業を広く普及定着させるため、農薬、化学肥料の使用量を低減する取組や堆肥の施用、長期中干等による地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動への支援を実施しました。

エ 中山間地域等における多面的機能の維持

中山間地域等直接支払制度を活用し、地域の農業者等による耕作放棄地の発生防止活動や水路、農道等の管理活動等により、水源かん養や洪水防止等の多面的機能の維持に努めました。

<主な事業>

中山間地域等直接支払事業
農地維持支払交付金
資源向上支払事業費

オ 農地、農業用水等の保全

農地の水源かん養機能など、農業・農村の多面的機能の発揮に向け、地域が共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全活動を支援しました。

(4) 都市部の道路又は公園における雨水の浸透面の保全等（県土整備部）

御所湖広域公園などにおいて植栽や緑化等の維持管理を実施し、公園における雨水の浸透面の保全等を行いました。

＜主な事業＞
広域公園整備事業



御所湖広域公園 乗物広場

2 効率的で持続的な水の利用を推進する施策

■ 「新しいわて水道ビジョン」に基づいて水道事業者等への支援を行ったほか、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入や下水熱の活用等、合理的・効率的な水の利用を促進する取組を行いました。

(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的又は効率的な利用

（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

ア 「新しいわて水道ビジョン」の推進

新しいわて水道ビジョンに定める「持続」「安全」「強靱」の基本方針に従って、水道事業者等が進める水道施設の耐震化や水安全計画策定の取組を財政面やノウハウ面で支援しました。

＜主な事業＞
水道施設耐震化等推進事業費
水道事業広域連携推進費

イ 農業水利施設の整備

農業用水を安定的に供給するため、農業水利施設を整備したほか、施設の長寿命化を図るため、機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施しました。

＜主な事業＞
かんがい排水事業
基幹水利施設ストックマネジメント事業

ウ 農業用水の活用

農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備の導入を進めました。

＜主な事業＞
小水力等再生可能エネルギー導入推進事業

エ 工業用水

将来にわたり安定供給が図られるよう、送配水管等の施設の老朽化対策などの改良・修繕を計画的に実施しながら、良質な工業用水を工業団地に供給しています。

オ 下水熱の活用

下水熱を回収し、盛岡駅西口地区に空調用冷温水を供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施し、下水が持つエネルギーの効率的な利用を図っています。

(2) 地下水及び河川水の適切な利用（農林水産部、県土整備部）

ア 河川水の適切な利用

県が所有する農業用水利権について、営農状況の変化等に応じた見直しに向けた協議・調整を行いました。

<主な事業>
土地改良事業調査
河川管理事務

イ 河川の適切な管理

県が管理する312河川について、ダムや主要河川において流量観測を実施し、河川水量を的確に把握するとともに、河川水の利用について調査・調整を行い、適正な管理及び許認可を実施しました。

(3) 節水型の機器・設備の導入促進（環境生活部）

環境学習交流センター及び岩手県地球温暖化防止活動推進センター事業において、節水型機器の導入等と呼びかけました。

3 水の有効利用を推進する施策

- 雨水利用設備を導入した県の公共施設の見学等による情報発信を行うとともに、水需給の動向調査を実施するなど、水の有効利用についての普及啓発や調査等に取り組みました。

(1) 公共施設等における雑用水・雨水設備の導入促進と情報発信（環境生活部）

盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」において設置している雨水利用や中水道利用施設等を、ホームページや県民向けの施設見学において紹介するなど普及啓発を行いました。



アイーナ施設見学

(2) 温泉水、雪及び氷の特性を活かした地域の取組の奨励（環境生活部）

近年では、温泉水の持つエネルギーを有効活用した取組が進められており、導入した施設の紹介などを行っています。

(3) 水の有効利用に関する技術開発及び調査研究の推進（環境生活部）

県内の水需給の動向を把握し、将来的な水需給計画の基礎資料とするため、水需給動向調査などを行っています。

4 水の価値を再認識するための施策

■ 県民・事業者等が実施する水環境保全活動に対する顕彰として「水と緑を守り育てる活動知事感謝状」を2団体に贈呈したほか、県内各地で水生生物調査等を実施し、活発な活動が展開されました。

(1) 生態系の調査及び保護に関する情報の発信（環境生活部）

ア 水生生物調査

県内の93河川137地点において、地域の小学校や環境保全団体の3,452名が「水生生物による水質調査」を実施しました。県でも、広域振興局の担当者や講師の派遣等により支援するとともに、調査結果を「水生生物を指標とした岩手県の河川水質マップ」としてまとめ、関係機関や参加団体等に広く配布し、周知を行っています。

なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により全国水生生物調査は中止となりましたが、調査を希望する団体が多かったことから、調査実施者が感染症対策を行う旨を要領に追加し、県独自の調査事業を実施しました。（このため、令和2年度は全国順位なし。）

<主な事業>

環境保全対策費（水生生物調査）



水生生物調査の様子

イ 公共用水域及び地下水の水質保全

公共用水域・地下水等の水質やダイオキシン類の測定を実施するとともに、結果をホームページや環境報告書で公表しました。

ウ 希少野生動植物の生息状況調査

「いわてレッドデータブック」改訂に向け、希少野生動植物の生息状況調査を行いました。

(2) 学校及び家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励

(環境生活部、農林水産部、県土整備部、教育委員会)

ア 学校における環境教育の推進

学校における環境教育は、関係教科、特別活動や総合的な学習の時間等において、それぞれの教科・領域等の目標に即して取り上げられています。

学校ごとに地域の河川等の清掃活動やそれに関わる調査活動等を通して地域の水について学ぶとともに、よりよい環境づくりを目指した実践が行われています。



環境学習教材

イ 環境学習の支援

盛岡駅西口の「いわて県民情報交流センター（アイーナ）」内に設置している環境学習交流センターにおいて、地域の自然体験・環境学習等への講師派遣や、環境学習広報車を活用し、地域に出向いて環境学習を行う出張環境講座等により、学校・地域における環境学習の取組を支援しています。

また、学校における環境学習の支援を図るため、本県の自然の豊かさや様々な環境問題について紹介した児童向け環境副読本を作成し、県内の小学校5年生全員に配布しました。

環境をテーマとした講習会である「いわて環境塾」を開催し、地域で活動する環境人材の発掘及び育成を行いました。



いわて環境塾の様子

<主な事業>

環境学習交流センター管理運営費
いわての優れた環境を守る人づくり事業費

ウ 水生生物調査

小中学校や地域の団体に対し、水生生物調査への参加の呼びかけを行うとともに、出前講座等を実施し、水環境への関心が高まるよう支援しました。

<主な事業>

環境保全対策費（水生生物調査）



水生生物調査の様子

エ 農村地域における生きもの調査

農業農村整備事業の計画・実施区域や多面的機能支払制度に取り組む地域において、農家や地域住民の参加による生きもの調査を行い、農業・農村が有する多面的な機能についての理解の促進と普及啓発に努めました。

<主な事業>

土地改良事業調査
資源向上支払事業費
資源向上支払交付金

オ 水の作文コンクール

水の週間（8月1日から7日まで）行事の一環として作文コンクールを実施し、6校から応募のあった22作品から優秀賞5作品と佳作5作品を選定しました。これら入選した作文は県のホームページで公開するとともに、文集として関係者及び県内の中学校へ配布しました。

なお、優秀賞5作品を優れた作品として国のコンクールへ推薦し、うち3作品が入選しました。

カ 下水道・浄化槽出前講座

公益財団法人岩手県下水道公社、公益社団法人岩手県浄化槽協会と連携し、小学生等を対象に汚水処理施設の役割や機能について学習する出前講座を実施しており、令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため、年度途中で申込み受付を見合わせましたが、水循環や水の大切さについて普及啓発を行い、環境教育の充実、意識の向上を図りました。



下水道・浄化槽出前講座

(3) 県民及び事業者が実施する水環境の保全等の活動に対する顕彰（環境生活部）

ア 環境大臣表彰

永年にわたる活動の実績が認められ、盛岡市立下橋中学校（盛岡市）が地域環境保全功労者表彰を受賞しました。

イ 環境保全活動表彰

永年にわたり環境保全活動等に取り組んでいる11団体・8個人に対し知事表彰の贈呈を行いました。

ウ 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

条例に基づき創設した表彰制度により、2団体に対し知事感謝状を贈呈しました。

エ 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

永年にわたり継続して「水生生物による水質調査」活動を行っている学校等に対し感謝状の贈呈を行いました。



環境保全活動表彰状贈呈式
(R2年度表彰者一覧は別添のとおり)

(4) いわての水の価値等に関する情報の発信（環境生活部、農林水産部、県土整備部）

ア 昭和60年に岩手県が選定した県内の優れた水環境「いわての名水20選」と平成の名水百選（平成20年度環境省選定）について、県ホームページ等でPRしています。

水質保全活動の歴史については、北上川清流化確保対策に関する解説ボードを開運橋に設置し周知を図るとともに、パネル・パンフレット等により、イベント等を通じて情報発信を行いました。



名水マップ



名水 久慈 不老泉

イ 溪流でのシャワークライミングや手づかみによる魚とりなど、水辺環境等の地域資源を活用した体験型観光に関する情報発信を行っています。

ウ 県内の親水公園や多自然川づくりの事例について、ホームページで紹介しています。



シャワークライミング（久慈市）

5 その他の施策

- 事業者等が県民と環境情報を共有するリスクコミュニケーションの取組を進めたほか、「環境学習交流センター」による出前環境講座や環境保全活動等の様々な機会を活用し情報交換や普及啓発活動に取り組みました。

(1) リスクコミュニケーションの促進（環境生活部、農林水産部）

ア 地域で事業を実施する企業の環境配慮の取組を、住民・行政と情報共有する環境コミュニケーションについて、企業が自主的に環境報告会を開催しています。県も企業向けのセミナーや研修会等を開催し、これらの取組を支援しています。

<主な事業>
水と緑の活動促進事業費（環境コミュニケーション推進費）

イ 県内の河川の流域ごとに行政・事業者・NPO・環境保全団体等からなる流域協議会を設置し、水環境のあり方や、環境保全について定期的に情報交換・協議が行われています。

<主な事業>
水と緑の活動促進事業費

ウ 農薬適正使用研修会の開催や農薬管理使用アドバイザーの認定等を行い、農業者や販売業者等の農薬に対する適正使用・管理意識の向上を図りました。

また、畜産業者に対して、家畜排せつ物の適切な処理についての巡回指導や処理施設整備の支援を実施しています。

(2) 県民への普及啓発・環境保全活動の促進（環境生活部、農林水産部、県土整備部、企業局）

ア 森川海条例に基づく各流域協議会の活動を支援することにより、県民の環境保全活動への意識向上を図っています。

<主な事業>
水と緑の活動促進事業費

イ 環境学習交流センターによる講師派遣や出前環境講座、中学生を対象とした水の作文コンクールを開催するなど、環境意識の向上を図っています。

<主な事業>
環境学習交流センター管理運営費
水利用対策費

ウ 農業に関わる偉人や先人たちの功績や農業・農村の歴史を紹介する「農業農村整備紙芝居」を上演するなど、農地や農業用施設の重要性についての理解促進と普及啓発を図りました。

エ 地域住民や企業等が、農業水利施設の管理者である土地改良区等と施設管理協定（アドプト協定）を締結し、地域が主体となった環境保全活動を実施しました。

オ ダムや農業用水路など農業水利施設が持つ多面的機能の理解を深めるため、イベント等普及啓発活動を支援しました。

カ 農業・農村が有する多面的機能の維持・増進を図るため、地域が共同で行う農地・農業用水等の地域資源の保全活動を支援しました。

＜主な事業＞
農地維持支払交付金
資源向上支払事業費
ふるさと水と土保全対策事業

キ 河川や海岸の清掃・美化活動等を行うボランティア団体 68 団体に対して、物品支給などの支援を実施しました。

＜主な事業＞
いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度

ク 各種イベントでのチラシ配布等、関係機関と連携し、河川への油流出事故防止活動を行いました。また、植樹を行う市町村や団体に対して苗木を提供するなど、環境保全活動を支援しました。



油流出事故防止啓発チラシ



植樹活動支援事業

＜主な事業＞
油流出事故防止キャンペーン
植樹活動支援事業

いわての水を守り育てる条例 関連事業・取組一覧

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R2当初予算額 (千円)	(事業の場合) R2決算額 (千円)	(事業の場合) R3当初予算額 (千円)		
第8条 水環境の保全および水資源の確保に関する施策	(1) 河川などの生態系の維持および多様な生物が息できる親水空間の創造	・公共用水域及び地下水の水質保全 公共用水域水質及び地下水質の常時監視や工場、事業場の監視・指導等を実施	水質保全対策費	58,251	45,958	55,820	
		・ダイオキシン類環境モニタリング事業 公共用水域及び地下水におけるダイオキシン類の濃度を調査測定	化学物質環境対策費 (ダイオキシン類環境モニタリング事業)	12,240	11,505	11,160	
		・北上川清流化確保対策 旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁を防止するため、新中和処理施設において坑廃水処理を実施	休廃止鉱山鉱害防止事業費	1,311,040	1,095,501	1,442,145	
		・休廃止鉱山坑廃水処理事業費補助 義務者存在の休廃止鉱山の坑廃水処理費に対し補助	休廃止鉱山坑廃水処理事業費	31,323	28,633	27,679	
		・放射性物質モニタリング 水道水や土壌等の放射性物質を測定し、県民へ情報提供を実施	環境放射能モニタリング強化費	3,387	3,052	3,584	
		・希少野生動物植物の保護 希少野生動物植物の生息・生育状況の調査や保護活動の実施	条例指定種等保護事業費	578	321	529	
		・多自然川づくりの推進 県管理河川の改修及び維持管理等に際し、河川の豊かな自然環境の保全・創出を行う取組を推進	(河川事業・河川管理事務全般での取組)	—	—	—	
		・農業農村整備事業(全般) 実施にあたっては、生物多様性保全に配慮するなど環境との調和に配慮した事業を実施	—	—	—	—	
		・畜産基盤再編総合整備事業 汚水等の流出を防止するための家畜排せつ物処理施設等整備を支援	畜産基盤再編総合整備事業費	397,746	394,238	417,280	
		・流域下水道会計 建設費 下水道整備により、未処理家庭雑排水の削減を図る	流域下水道会計 建設費	2,200,665	241,642	2,138,771	
		・農業集落における汚水処理 水流入を促進するために市町村が行う事業へ補助し、未処理家庭雑排水の削減を図る	農業集落排水推進事業費補助 小規模農業集落排水推進事業費補助	170,810	161,077	295,228	
		・下水道事業償還基金費補助 市町村が実施する農業集落排水や下水道の整備を支援し、未処理家庭雑排水の削減を図る	下水道事業償還基金費補助 (農集排) 下水道整備促進対策費(うち公共下水道償還基金費補助)	64,450	59,101	56,715	
		・浄化槽設置整備事業費補助 個人の浄化槽設置に対して市町村が補助する事業へ補助し、未処理家庭雑排水の削減を図る	浄化槽設置整備事業費補助	163,124	105,653	121,999	
		・浄化槽下水道事業償還基金費補助 市町村が実施する浄化槽整備を支援し、未処理家庭雑排水の削減を図る	浄化槽下水道事業償還基金費補助	37,433	31,261	33,595	
		(2) 森林および水田を持つ水源かん養機能の維持および増進	・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 水田の耕作放棄を防止し、農業生産活動を通じた水源涵養機能の維持・増進を図る	中山間地域等直接支払事業費	2,699,613	2,635,982	2,677,622
			・環境と共生する産地づくり確立対策事業 環境保全型農業直接支払制度を活用し、環境保全型農業の取組を推進 環境保全型農業の普及のため、適正施肥や農薬の適正使用等研修会を開催	環境と共生する産地づくり確立事業費	156,655	120,720	152,564
			・農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	農地維持支払交付金、資源向上支払事業費	3,782,600	3,738,617	3,753,428
・いわて環境の森整備事業 水源のかん養や県土の保全等の公益上特に重要な森林の混交林誘導伐を実施	いわて環境の森整備事業費補助		719,693	507,769	760,740		
・保安林強化事業 保安林制度の普及啓発の実施や、保安林の配備と管理を推進	保安林強化事業費		23,325	24,193	31,003		
・治山事業 水源かん養等の保安林機能の向上のため、治山施設や森林の整備を実施	治山事業 (水源森林再生対策事業)		27,500	27,500	3,300		
・森林整備事業 森林の持つ水土保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進	森林整備事業費補助		922,824	1,363,031	525,904		
(3) 都市部の道路または公園における雨水の浸透面の保全および浸透能力の向	・公園・緑地の整備により、都市部における雨水の浸透面の保全の確保(御所湖広域公園)	広域公園整備事業費	192,480	213,131	155,790		

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R2当初予算額 (千円)	(事業の場合) R2決算額 (千円)	(事業の場合) R3当初予算額 (千円)		
第9条 効率的で持続的な水の利用を推進する施策	(1) 生活用水、農業用水、工業用水その他の用水の合理的または効率的な利用	・国から交付金を受けて、市町村及び一部事務組合が行う水道施設の耐震化や老朽化対策、水道事業の広域化の取組みに対して補助	水道施設耐震化等推進事業費	1,948,119	1,031,901	1,220,944	
		・水安全計画策定に関する研修会 ・新しい水道ビジョン推進のため、水安全計画策定に関する研修会を開催	水道事業広域連携推進費	25,314	24,168	46,315	
		・利水調整 ・工業用水道事業の経営健全化支援	工業用水道事業会計貸付金	—	—	—	
		・新岩手県水需給計画 ・全国水需給動態調査 ・湯水情報連絡会議 ・利水調整	水利用対策費 水資源確保対策費	956	659	921	
		【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 ・中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例：農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,699,613	【再】2,635,982	【再】2,677,622	
		・かんがい排水事業 ・農業用水の安定供給を図るため、農業用水路等の整備を実施	かんがい排水事業費	306,100	700,723	521,400	
		・基幹水利施設ストックマネジメント事業 ・基幹的な農業水利施設について、劣化状況に応じた機能保全計画の策定と機能保全対策工事を実施	基幹水利施設ストックマネジメント事業費	650,086	732,596	961,400	
		・土地改良事業調査 ・水田の区画整理や排水路等の整備に係る調査を実施	土地改良事業調査(事業計画)	470,449	522,562	438,541	
		・小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 ・農村地域に賦存する再生可能エネルギーを有効活用するため、農業水利施設を活用した小水力発電設備を設置	小水力等再生可能エネルギー導入推進事業費	163,000	171,483	42,400	
		・下水熱を回収し、盛岡駅西口地区に空調用冷温水を製造・供給する地域熱供給事業を平成7年度から実施	—	—	—	—	
		・流域下水道会計建設費 ・下水処理の放流渠の落差を利用した発電施設の整備	流域下水道会計建設費	—	—	—	
		・計画的な施設の改良・修繕を行うことにより、良質な工業用水の安定供給を確保	工業用水道事業	—	—	—	
		(2) 地下水および河川水の適切な利用	・工業用水道事業の事業計画調査等(地下水含む)	—	—	—	—
			・農業水利管理調査 ・河川から取水するための固有水利権について、営農状況等に応じた見直しを実施	土地改良事業調査(農業水利管理調査)	6,000	0	7,000
【再掲】 ・森林整備事業 ・森林の持つ水土保全機能等を発揮するための造林や間伐等の森林整備を促進	【再掲】森林整備事業費補助		【再】922,824	【再】1,363,031	【再】525,904		
(3) 家庭または事業所における節水型の機器または設備の導入促進	・水に関する普及啓発を実施 ・新岩手県水需給計画等	—	—	—	—		
	1	個別施設等における対応					
第10条 水の有効利用を推進する施策	(1) 公共施設における雑用水の利用を図る設備の導入促進	—	—	—	—		
	(2) 公共施設および民間施設における雨水貯留設備の導入促進	—	—	—	—		
	(3) 雑用水の利用を図る設備に関する情報発信および技術の普及	【再掲】 ・水に関する普及啓発を実施 ・新岩手県水需給計画等	—	—	—		
	(4) 温泉水、雪および氷の特性を生かした地域の取組の奨励	温泉熱など多様なエネルギーの利活用に向けた普及啓発を実施	—	—	—		
	(5) 水の有効利用に関する技術開発および調査研究の推進	温泉熱など多様なエネルギーの利活用に向けた普及啓発を実施	—	—	—		
	【再掲】 ・全国水需給動態調査	【再掲】水利用対策費	【再】835	【再】655	【再】806		

該当条文	関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R2当初予算額 (千円)	(事業の場合) R2決算額 (千円)	(事業の場合) R3当初予算額 (千円)	
第11条 水の価値を再認識するための施策	(1) 生態系の調査および保護に関する情報の発信	・公共用水域水質、地下水の水質測定結果を公表	【再掲】水質保全対策費	【再】58,251	【再】45,958	【再】55,820
		・公共用水域水質、地下水のダイオキシン類の調査測定結果を公表	【再掲】化学物質環境対策費(ダイオキシン類環境モニタリング事業)	【再】12,240	【再】11,505	【再】11,160
		・いわてレッドデータブックの掲載種を対象とした生息状況調査を実施	【再掲】条例指定種等保護事業費	【再】578	【再】321	【再】529
		・いわてレッドデータブックの改訂検討委員会等の開催及び改訂に向けた生息状況調査の実施	いわてレッドデータブック改訂事業費	8,007	5,458	10,000
	(2) 学校および家庭における水の大切さに関する環境学習の奨励	・環境アドバイザーの派遣回数 171回 出張環境学習の実施回数 24回	環境学習交流センター管理運営費	25,615	26,488	23,917
		・北東北三県合同による環境副読本の作成による学校における環境学習の奨励(県内小学5年生全員へリーフレット配布) ・環境学習応援隊の登録及び周知により地域・家庭における環境学習の支援(R2:56団体登録) ・いわて環境塾(全6回、45名認定)	いわての優れた環境を守る人づくり事業費	8,158	7,519	11,859
		・水生生物調査の奨励 小中学校等団体に対する水生生物調査への参加呼びかけ、出前講座の実施等による支援	環境保全対策費(水生生物調査)	1,538	1,419	4,042
		・子どもホタルンジャー(環境省事業)への参加奨励	—	—	—	—
		・農村地域における生きもの調査 農業農村整備事業の計画・実施地区内において、農家や地域住民に対し、生きもの調査を通じた農村環境保全に関する意識啓発活動を実施	資源向上支払事業費	2,165,889	2,138,587	2,110,310
		・各学校において、学校の方針により教育課程の年間計画に環境教育を盛り込み、学校全体として環境教育を推進 ・関連教科、特別活動及び総合的な学習の時間における指導	【再掲】土地改良事業調査(事業計画)	【再】470,449	【再】522,562	【再】438,541
(3) 県民および事業者が実施する水環境の保全および水資源の確保に関する活動ならびに水の有効利用に関する顕彰	・環境保全活動表彰(知事表彰) 毎年度、永年にわたり環境保全活動を実施している団体を表彰(5個人・7団体)	水と緑の活動促進事業費	1,768	768	1,768	
	・水と緑を守り育てる活動を実施している地域の中心団体へ感謝状を贈呈(4団体)	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)	【再】1,538	【再】1,419	【再】4,042	
	【再掲】 ・水生生物調査の永年調査団体への感謝状の贈呈	【再掲】水利用対策費	【再】835	【再】655	【再】806	
	・水に関する普及啓発を実施 水資源功績者表彰等	—	—	—	—	
	・河川愛護団体等への感謝状贈呈 河川環境の美化保全等に顕著な功績があった個人又は団体に対し、知事又は広域振興局長から感謝状を贈呈	河川愛護団体等感謝状贈呈事業	—	—	—	
	(4) いわての水の価値、水文化および水質保全活動の歴史に関する情報の発信	・いわての名水選定・情報発信 県内のすぐれた水環境をいわての名水20選として選定。パンフレット作成、イベントでのPRを実施 ・水生生物調査マップの作成・配布	【再掲】環境保全対策費(水生生物調査)	【再】1,358	【再】1,419	【再】4,042
	・北上川清流化確保対策に関するパンフレット作成、イベントでのPRを実施	【再掲】休廃止鉱山鉱害防止事業費	【再】1,311,040	【再】1,095,501	【再】1,442,145	
	・いわての水道概況の作成、情報発信	水道施設等指導監督費	1,480	1,337	1,405	
(5) 水辺景観の保全に関する情報の発信	・多自然川づくりの情報発信 県管理河川における多自然川づくり事例を、河川課ホームページで紹介	—	—	—	—	
その他の施策	第6条の2 事業者は、その事業活動が水環境に及ぼす影響について必要な情報を地域住民に提供するとともに、地域住民から要望があった場合には、説明および意見交換を行うことにより、その理解を得よう努める。	・流域協議会の運営支援 各流域における協議会において、情報共有・優良事例の紹介などを通じて、流域における水環境保全活動等の活性化を図る ・森川海事例集のHP掲載 各地域で行われる先進的・特徴的な水環境保全活動等を紹介し、県民への活動に対する理解と促進を図る	【再掲】水と緑の活動促進事業費	【再】1,768	【再】768	【再】1,768
		・環境コミュニケーション(企業と住民による環境対話)の推進 環境報告会開催企業への支援や企業向け研修会、セミナーを開催	水と緑の活動促進事業費(環境コミュニケーション推進費)	428	81	402
	第12条 県は、第6条第3項の規定に基づく情報の提供が促進されるよう、広報、啓発活動その他必要な措置を講じる。	・環境影響評価制度の適切な運用 事業者に対し、環境影響評価法又は若手県環境影響評価条例に基づく環境影響評価方法書等の公告・縦覧、並びに環境影響評価準備書の関係地域内における説明会の開催に関する指導を実施	環境影響評価制度推進費	2,275	1,014	2,731
		・公害防止協定等の締結の推進 事業者と住民との環境保全に関する合意形成を図る	【再掲】水と緑の活動促進事業費(環境コミュニケーション推進費)	【再】428	【再】81	【再】402
		・農業適正販売・使用推進事業費(農業展示園設置費) 適正な農業使用の普及を図るため、農業展示園を18箇所設置。	農業適正販売・使用推進事業費	936	276	630
		・農業安全使用対策指導 環境負荷低減のため、農業使用者に対する農業の適正使用・管理指導を実施	農業安全使用対策指導費(一般行政経費)	4,053	3,789	3,918
		・家畜排せつ物法の遵守に関する指導 畜産事業者に対し、家畜排せつ物の適切な処理に関する指導を実施	—	—	—	—

該当条文		関連事業又は取組	(事業の場合) 事業名	(事業の場合) R2当初予算額 (千円)	(事業の場合) R2決算額 (千円)	(事業の場合) R3当初予算額 (千円)	
その他の施策 (続き)	第7条の2 県民は、水を大切にすることを育むため、日常生活において水の価値について相互に教え、および学ぶとともに、水と親しむ機会を持ち、水環境の保全に関する活動を行うよう努める。	・環境情報誌「てとて」の発行 3回 ・環境学習講座の開催 13回	【再掲】環境学習交流センター管理運営費	【再】25,615	【再】26,488	【再】23,917	
		【再掲】 ・水に関する普及啓発を実施 中学生水の作文コンクール	【再掲】水利用対策費	【再】835	【再】655	【再】806	
		【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 活動例:農業用排水路等の整備及び維持管理の実施	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,699,613	【再】2,635,982	【再】2,677,622	
		・農業用水の重要性に関する意識啓発 農業用水の大切さを啓発するため、農業用水に関わる偉人や、先人達の苦勞等を紹介する農業農村整備紙芝居を年5回ほど上演	—	—	—	—	
		・農業用水利施設等の保全活動の促進 地域住民や企業等が、施設管理者である土地改良区等と施設管理協定(アドプト協定)を締結し、農業用水利施設の保全活動を実施	ふるさとの水と土保全対策費	20,658	21,863	20,658	
		【再掲】 ・農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	【再掲】農地維持支払交付金、資源向上支払交付金	【再】3,782,600	【再】3,738,619	【再】3,753,428	
		・いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業 河川の清掃・美化活動等を行うボランティア団体に対し、物品支給等の支援を実施	いわての川と海岸ボランティア活動等支援事業	6,401	2,643	2,930	
		・汚水処理の普及啓発事業 水の循環や汚水処理の大切さを周知するため、主に小学生を対象とした出前講座を開催	—	—	—	—	
		・水源涵養や森林資源を確保する取り組みとして、植樹活動を行う団体に対して苗木等を支援 ・施設見学会を通じて、クリーンな水力発電や良質な工業用水の役割に関する啓蒙・普及 ・油漏れ流出事故による河川等の汚染を防止するためのキャンペーンの実施	植樹活動支援事業 施設見学会 油流出事故防止活動	5,631	2,454	5,758	
		第7条の3 県民は、地域に生まれた水文化が持つ高い価値を改めて認識し、その水文化を保存および継承していくよう努める。	【再掲】 ・いわての名水選定・情報発信 県内のすくわれた水環境をいわての名水20選として選定。HP等でのPRを実施	—	—	—	—
		第7条の4 県民は、森林や水田の持つ水源のかん養、水環境の保全などの役割に関する理解を深め、水源地域が維持されるよう努める。	・水源地域整備計画地域対策の取りまとめ 水源地域整備計画の策定及び水源地域に係る整備事業の実施状況取りまとめ	【再掲】水資源確保対策費	【再】121	【再】4	【再】115
		【再掲】 ・中山間地域等直接支払事業費 中山間地域等直接支払交付金を活用した共同取組活動を支援 水田の耕作放棄を防止し、農業生産活動を通じた水源涵養機能の維持・増進を図る また、毎年度6月に本制度の実施状況を県民に公表	【再掲】中山間地域等直接支払事業費	【再】2,699,613	【再】2,635,982	【再】2,677,622	
		【再掲】 ・環境と共生する産地づくり確立事業 環境保全型農業直接支払制度を活用し、環境保全型農業の取組を推進 環境保全型農業の普及のため、適正施肥や農薬の適正使用等研修会を開催	【再掲】環境と共生する産地づくり確立事業	【再】156,655	【再】120,720	【再】152,564	
【再掲】 ・農地維持支払交付金、資源向上支払交付金 農村地域内において、農業者や地域住民が共同で農業用水路の保全管理や環境保全活動を実施	【再掲】農地維持支払交付金、資源向上支払交付金	【再】3,782,600	【再】3,738,619	【再】3,753,428			
・県民参加の森林づくり促進事業 地域住民が主体的に取り組む森林づくり、森林学習等を支援	県民参加の森林づくり促進事業	33,050	16,202	43,049			
・いわて森林づくり推進事業費(いわて森のゼミナール推進事業) 児童・生徒をはじめ、広く県民を対象に森林・林業に関して学習する機会を提供	いわて森林づくり推進事業費(いわての森ゼミナール推進事業)	4,821	4,798	5,019			

令和2年度「県及び事業者等が実施する水環境の保全等の活動に対する顕彰」表彰者一覧

1 環境保全活動表彰

※敬称略

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
【環境保全部門】 一般社団法人いわて流域ネットワーク	盛岡市	川と人のつながりを軸に川の環境学習、川の安全教室、川での体験会等積極的な活動を行っている。 また、川の指導者養成講習会、リバーガイド講習会、レスキュー講習会等を実施し、川で活動する人材育成にも努めている。
【環境保全部門】 カシオペア環境研究会	二戸市	岩手・青森県境産業廃棄物不法投棄事件を契機として、環境シンポジウムや講演会等の開催、情報発信を続けている。 また、毎年河川の水質調査指導を行い、白鳥川において、県の生活排水対策重点地域の23年ぶりの指定解除に貢献している。
【環境保全部門】 洋野町立向田小学校	洋野町	昭和53年7月に森林愛護少年団を結成して以来、42年間にわたり植樹活動や学習会等で森林保護の意識形成に取り組んでいる。 また、水生生物調査やごみ拾い活動などを毎年実施し、地元の自然環境を保護する人材育成に取り組んでいる。
【環境美化部門】 金野 庄平	陸前高田市	昭和58年頃から気仙川沿いの桜の植樹を契機に、河川敷の整備を継続して行っているほか、平成8年には気仙川、本宿川の清掃活動の立ち上げに貢献し、その後の継続にも助力している。
【環境美化部門】 田中 重信	盛岡市	平成15年以来、盛岡市きれいなまち推進員として、ごみ集積所等の管理指導による廃棄物の適正処理を図るなど地域美化活動に寄与している。
【環境美化部門】 横田 武	盛岡市	平成16年以来、盛岡市きれいなまち推進員として、ごみ集積所等の管理指導による廃棄物の適正処理を図るなど地域美化活動に寄与している。
【環境美化部門】 横田町第2部落会	陸前高田市	平成8年より1年に2回、7月1日の鮎釣り解禁日前と秋の初旬に気仙川、本宿川の清掃活動を継続して行っている。
【自然保護部門】 相澤 貞一郎	金ケ崎町	平成13年から県鳥獣保護管理員及び鳥獣保護巡視員として、鳥獣保護区等指定区域内の保全管理や鳥獣保護思想の普及啓発、狩猟者に対する事故及び違反防止のための指導啓発を行っている。
【自然保護部門】 伊藤 安治	陸前高田市	平成18年から県自然公園保護管理員として、三陸復興国立公園の広田半島の遊歩道における安全確保、環境整備に尽力しているほか、ボランティアとしても園内の環境整備に取り組んでいる。
【自然保護部門】 高橋 勝義	西和賀町	平成12年から県鳥獣保護管理員及び鳥獣保護巡視員として、鳥獣保護区等指定区域内の保全管理や鳥獣保護思想の普及啓発、狩猟者に対する事故及び違反防止のための指導啓発を行っている。
【自然保護部門】 高橋 博美	北上市	平成11年から県鳥獣保護管理員及び鳥獣保護巡視員として、鳥獣保護区等指定区域内の保全管理や鳥獣保護思想の普及啓発、狩猟者に対する事故及び違反防止のための指導啓発を行っている。

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
【地球温暖化対策部門】 シオノギファーマ株式 会社金ヶ崎工場	金ヶ崎町	2014年度にガスタービンコジェネレーション設備を本格稼働させたことにより、年間11,000トンの大幅なCO2排出削減を果たしているほか、照明のLED化、高効率モーターや冷凍機の導入等、設備の高効率化更新を行い、廃棄物再資源化等も含め、温室効果ガスの排出の抑制、省エネの推進に取り組んでいる。
【地球温暖化対策部門】 ニッコー・ファインメ ック株式会社	一関市	2012年度から自社工場の屋根に太陽光パネル設置を推進し、年間使用電力の1/4に相当する毎年約50,000kWhの発電実績がある。また、照明のLED化や、運搬車両のエコドライブの実践に取り組むとともに、2012年度からはハイブリッド車両の導入を進めている。
【水環境・水資源部門】 鹿妻穴堰土地改良区	盛岡市	平成16年から管理施設内での生き物調査や、地域団体が主催する自然観察会等においてアドバイザーとして支援しているほか、平成21年からは小学生を対象として、農業用水水源涵養林の植樹体験学習会や枝打ち体験学習会を実施し、環境教育に貢献している。
【水環境・水資源部門】 川を守る会前郷	紫波町	平成17年から紫波町の美化活動を推進する「まちピカ応援プログラム（アダプトプログラム）」に登録し、宮手川、五内川の河川清掃、堤防の草刈り及び中島児童公園の清掃を年10回程度、継続的に活動を行っている。
【水環境・水資源部門】 特定非営利活動法人 北上川サポート協会	一関市	平成15年度から北上川の環境保全について普及啓発を行っており、現在は「川とのふれあい」を活動のテーマに、清掃活動や自然観察会、水生生物調査等多くの事業を実施している。
【水環境・水資源部門】 一関市立桜町中学校 情報科学部	一関市	平成8年の部設立以来、磐井川の水生生物調査を実施し、平成20年度からは「吸川をきれいにする会」と「吸川探検隊」を編成して、磐井川と吸川の水質、水生生物調査や清掃活動を行いながら、身近な川の変化の定点観測を継続して実施している。
【水環境・水資源部門】 花巻市立八幡小学校	花巻市	昭和61年に葛丸川の水生生物調査を開始し、子どもたちの環境保全意識を高めるための活動に継続的に取り組んでいるほか、葛丸川鮭鱒増殖組合の協力や指導を受け、毎年地域の方々と共にサケの稚魚放流体験等の普及啓発活動に取り組んでいる。
【水環境・水資源部門】 柳田 三五郎	遠野市	平成20年から遠野地区の「希少野生動植物保護検討委員会」の有識者委員、また令和元年度からは委員長として公共工事の希少野生動植物の保護等に対して積極的に助言、意見しているほか、水生生物調査の講師を務めるなど、水環境の保全に貢献している。

2 水と緑を守り育てる活動知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
室根町第 19 区自治会	一関市	平成 4 年から、上流山の民（当自治会）と下流海の民（気仙沼市本吉町「小泉鮭増殖組合」）との交流会を開催し、親鮭を放流している。 また、平成 22 年からは河川にいかだを浮かべ、地元の子供たちのほか、帰省客や合宿に来ている中学生、高校生に水遊びを体験させることにより、清流の大切さをアピールしている。 そのほか、地元子供会と水生生物による水質調査を実施している。
高橋 知明	北上市	地域の動植物の生息に精通し、平成 22 年から現在に至るまで北上地区の「希少野生動植物等保護検討委員会」の有識者委員として、河川敷、里山等の公共工事での希少野生動植物の保護等に対して積極的に助言、意見いただくなど河川流域を含む地域の希少動植物の保護等を通じて水環境の保全に大きく貢献している。 また、平成 30 年には北上地区希少野生動植物保護検討委員会の委員長に選任されている。

3 「水生生物による水質調査」実施団体知事感謝状

団体等名（敬称略）	市町村	功 績
岩手町立川口小学校	岩手町	のちに統合する南山形小学校が平成 7 年度に初回の調査を実施し、平成 13 年度からは川口小学校でも調査を継続的に実施。平成 22 年に統合した以降も調査を継続し、今年度で連続 5 年間、計 21 年実施。
陸前高田市立矢作小学校	陸前高田市	平成 10 年に矢作小学校が初回の調査を実施し、下矢作小学校も平成 20 年から調査を継続的に実施。平成 23 年に矢作小学校を新設した以降も調査を継続し、今年度で連続 18 年間、計 20 年実施。
一関市立大原小学校	一関市	内野小学校が平成 2 年に初回の調査を実施し、大原小学校も平成 3 年から調査を実施。平成 22 年に大原小学校を新設した以降も調査を継続し、今年度で連続 2 年間、計 20 年実施。
釜石市立小佐野小学校	釜石市	昭和 61 年に初回の調査を実施。のちに統合する小川小学校も平成 8 年から調査を実施。平成 17 年に統合した以降も調査を実施したが、数年中断し、今年度再開した。計 20 年実施。
宮古市立亀岳小学校	宮古市	平成 2 年に初回の調査を実施して以降、継続して調査を実施。今年度で連続 4 年間、計 19 年実施。

第 2 部

資 料



1 県行政組織

岩手県の環境保全等に関する主な行政機構

(令和2年4月1日現在)



資料

2 県における環境保全関係条例の制定状況

条例名称	制定年月日
岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例	平成10年3月30日
岩手県環境影響評価条例	平成10年7月15日
県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例	平成13年12月21日
循環型地域社会の形成に関する条例	平成14年12月16日
県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議に関する条例	平成14年12月16日
岩手県産業廃棄物税条例	平成14年12月16日
水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例	昭和48年3月30日
岩手県自然環境保全条例	昭和48年12月25日
県立自然公園条例	昭和33年12月26日
温泉法施行条例	平成12年3月28日
岩手県希少野生動物の保護に関する条例	平成14年3月29日
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例	平成12年3月28日
浄化槽法施行条例	昭和60年7月12日
新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例	平成15年3月19日
岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例	平成15年10月9日
いわての水を守り育てる条例	平成20年12月12日

3 審議会等の開催状況

(1) 岩手県環境審議会開催状況(令和2年度)

回	開催年月日	主要審議事項
第43回	令和2年5月22日～ 6月12日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県環境審議会会長の選任について ・岩手県環境審議会会長職務代理者の指名について ・岩手県環境審議会部会員の指名について ・循環型社会計画策定特別部会の設置について ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(諮問) ・「第三次岩手県循環型社会形成計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」の基本的方向について(諮問)
第44回	令和2年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(答申素案) ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申素案) ・環境緑地保全地域の指定解除について(諮問) ・令和元年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について
第45回	令和2年10月16日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「岩手県環境基本計画」の基本的方向について(答申) ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申) ・「第三次岩手県循環型社会形成計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」の基本的方向について(答申素案) ・環境緑地保全地域の指定解除について(答申) ・部会報告(水質部会、自然・鳥獣部会、温泉部会)
第46回	令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・「第三次岩手県循環型社会形成計画(第五次岩手県廃棄物処理計画)」の基本的方向について(答申) ・部会報告(大気部会、水質部会) ・令和元年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について ※審議事項一部非公開

大気部会

回	開催年月日	主要審議事項
第40回	令和2年6月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選出について ・部会長職務代理者の指名について ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(骨子案) ・新型コロナウイルス感染症の影響による業務計画見直しについて
第41回	令和2年7月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(素案)
第42回	令和2年9月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・次期「岩手県地球温暖化対策実行計画」の基本的方向について(答申素案)
第43回	令和3年1月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に基づく令和3年度大気汚染調査測定計画について ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和3年度ダイオキシン類調査測定計画について ・騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の変更について ・令和元年度測定結果について(大気及びダイオキシン類) ・自動車騒音、新幹線鉄道騒音・振動及び航空機騒音測定について

水質部会

回	開催年月日	主要審議事項
第34回	令和2年7月1日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県環境審議会水質部会長の選任について ・岩手県環境審議会水質部会部会長職務代理者の指名について
第35回	令和2年9月11日 (書面開催)	<ul style="list-style-type: none"> ・県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
第36回	令和3年1月18日	<ul style="list-style-type: none"> ・水質汚濁防止法に基づく令和3年度水質測定計画について ・ダイオキシン類対策特別措置法に基づく令和3年度ダイオキシン類調査測定計画について ・白鳥川に係る水質環境基準類型見直しについて ・環境基本法に基づく磐井川下流に係る水質環境基準の類型当てはめについて (諮問) ・令和元年度測定結果について (公共用水域、地下水及びダイオキシン類) ・公共用水域の放射性物質モニタリング結果について

自然・鳥獣部会

回	開催年月日	主要審議事項
第1回	令和2年9月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県環境審議会自然・鳥獣部会長の選任について ・岩手県環境審議会自然・鳥獣部会部会長職務代理者の指名について ・鳥獣保護区特別保護地区の指定について (諮問) ・環境緑地保全地域の指定解除について
第2回	令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・岩手県自然環境保全指針の改定について

温泉部会

回	開催年月日	主要審議事項
第1回	令和2年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・部会長の選任について ・部会長職務代理者の指名について ・温泉掘削許可について
第2回	令和3年2月5日	<ul style="list-style-type: none"> ・温泉掘削許可について

岩手県環境審議会委員名簿（任期R2. 4. 1～R4. 3. 31）

部会長：◎ 部会長職務代理者：●

区分	氏名	所属及び職	部 会					備 考
			大気	水質	鳥獣	温泉	県境不法投棄	
委員	青井 俊樹	岩手大学農学部 名誉教授			◎			自然・鳥獣部会長
	東 淳樹	岩手大学農学部 講師			○			
	石川 奈緒	岩手大学理工学部 准教授		○			○	
	伊藤 歩	岩手大学理工学部 教授		◎			●	水質部会長
	小野澤 章子	岩手大学人文社会科学部 准教授	○				○	
	齋藤 貢	岩手大学理工学部 准教授	○					
	笹尾 俊明	岩手大学人文社会学部 教授					○	
	篠原 亜希	岩手弁護士会				●		
	渋谷 晃太郎	岩手県立大学総合政策学部 教授			●	◎		会長、温泉部会長
	鈴木 まほろ	岩手県立博物館 主任専門学芸員			○			
	丹野 高三	岩手医科大学 特任教授	◎				○	大気部会長
	辻 盛生	岩手県立大学総合政策学部 教授			○	●	○	
	晴山 涉	岩手大学理工学部 助教					○	
	山崎 朗子	岩手大学農学部 助教		○				
	阿部 江利子	JA岩手県女性組織協議会 役員			○			
	生田 弘子	カシオペア環境研究会 顧問		●				
	内澤 稲子	リエゾンパブリッシング執行役員					○	
	小野寺 真澄	岩手県環境保全連絡協議会	○					
	菅野 範正	公益社団法人岩手県猟友会 専務理事			○			
	後藤 均	岩手県漁業協同組合連合会 専務理事		○				
	佐藤 康	岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合 理事長					○	
	鷹嵩 紅子	岩手県森林・林業会議 幹事			○			
	滝川 佐波子	一般社団法人盛岡市医師会 監事	●					
	千葉 照子	特定非営利活動法人岩手県地域婦人団体協議会 副会長					○	
	中村 正	岩手県自然保護協会 常任理事兼事務局長			○			
	今宮 英男	(公募委員)						
	安原 昌佑	(公募委員)						
	小田 祐士	岩手県町村会 副会長（野田村長）		○				
主濱 了	岩手県市長会（滝沢市長）	○						
特別委員	内川 靖	農林水産省東北農政局生産部長		○				
	奥村 浩信	経済産業省東北経済産業局資源エネルギー環境部長		○				
	角湯 克典	国土交通省東北地方整備局企画部長		○				

(令和3年3月31日現在)

(2) 岩手県環境影響評価技術審査会開催状況

回	開催年月日	主要審議事項
第84回	令和2年6月1日～ 令和2年6月8日 (書面開催)	・(仮称)岩泉有芸風力発電事業環境影響評価準備書について
第85回	令和2年7月3日～ 令和2年7月9日 (書面開催)	・松川地熱発電所発電設備更新計画環境影響評価方法書について ・一般国道4号 盛岡南道路(第2種事業)判定について ・「大船渡工場次期原料山開発事業 環境影響評価」事業経過及び今後の方針について
第86回	令和2年11月26日～ 令和2年12月10日 (書面開催)	・会長の選出について ・会長職務代理者の指名について
第87回	令和3年3月25日	・キオクシア岩手K2棟建設工事(第2種事業)判定について

環境影響評価技術審査会委員名簿 (任期 令和2年9月18日～令和4年9月17日)

区分	氏名	所属及び職
会長	伊藤 歩	岩手大学理工学部教授
会長代理	齊藤 貢	岩手大学理工学部准教授
委員	石川 奈緒	岩手大学理工学部准教授
〃	伊藤 絹子	元 東北大学大学院農学研究科准教授
〃	大嶋 江利子	一関工業高等専門学校未来創造工学科教授
〃	大西 尚樹	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所東北支所動物生態遺伝チーム長
〃	久保田 多余子	国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所森林防災研究領域チーム長(水流出管理担当)
〃	櫻井 麗賀	岩手県立大学総合政策学部講師
〃	鈴木 まほろ	岩手県立博物館主任専門学芸員
〃	中村 学	岩手県立盛岡第一高等学校指導教諭
〃	永幡 幸司	福島大学共生システム理工学類教授
〃	平井 勇介	岩手県立大学総合政策学部准教授
〃	三宅 諭	岩手大学農学部准教授
〃	由井 正敏	東北鳥類研究所所長

環境影響評価技術審査会専門調査員名簿

氏名	所属及び職
前田 琢	岩手県環境保健研究センター上席専門研究員

(令和3年3月31日現在)

5 水質に係る環境基準の類型指定状況及び達成状況

注 達成期間 イ：直ちに達成 ロ：5年以内で可及的速やかに達成
 ハ：5年を超える期間で可及的速やかに達成
 ニ：段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める

(1) 水質にかかる環境基準の類型指定状況

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北上川水域	(1) 松川合流点より上流	AA	イ	第21号 S48.3.31	環境庁		
		A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない	
		A	ロ	第21号 S48.3.31	環境庁	pHを適用しない	
		A	イ	第21号 S48.3.31	環境庁	宮城県の水域を含む 北上川橋より上流についてはpHは適用しない	
	四十四ダム貯水池 (南部片富士湖)	四十四ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する北上川本流と各支流を除く。)	生物A	イ	第93号 H18.6.30	環境省	
			湖沼A	イ	第36号 H15.3.27	環境省	全窒素を適用しない
			湖沼III	イ	第36号 H15.3.27		
	湖沼生物A	イ	第93号 H18.6.30				
	北上川支流水域	岩洞ダム貯水池 (岩洞湖)	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	丹藤川 S50.3.25県告示を改訂(水域名、貯水池に統一)
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31		
丹藤川		A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
雫石川		上流	A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S50.3.25県告示を改訂(範囲の変更、貯水池を除く)
		下流	A	イ	第210号 H12.3.14		S50.3.25県告示を改訂(範囲の変更)
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
御所ダム貯水池		御所ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する雫石川本流と各支流を除く。)	湖沼A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	雫石川 全窒素を適用しない
			湖沼II	ロ	第210号 H12.3.14		
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31		
中津川		上流	AA	イ	第188号 H20.3.18	岩手県	S50.3.25県告示を改訂(範囲の変更、貯水池を除く)
		中流	A	イ	第534号 H1.6.9		S50.3.25県告示を改訂(中津川上流の分割)
		下流	A	イ	第534号 H1.6.9		S50.3.25県告示(達成期間ロ)を改訂
		生物A	イ	第309号 H22.3.31			
網取ダム貯水池		網取ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域(同水域に流入する中津川本流と各支流を除く。)	湖沼A	イ	第534号 H1.6.9	岩手県	中津川 全窒素を適用しない
			湖沼III	イ	第534号 H1.6.9		
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31		
築川		築川と北上川との合流点から上流の築川本流	A	ハ	第384号 S50.3.25	岩手県	暫定目標B
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
乙部川	乙部川と北上川との合流点から上流の乙部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
岩崎川	岩崎川と北上川との合流点から上流の岩崎川本流	A	ロ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
彦部川	彦部川と北上川との合流点から上流の彦部川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
滝名川	滝名川と北上川との合流点から上流の滝名川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北上川 支流水域	葛丸川	葛丸川と北上川との合流点から上流の葛丸川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		葛丸川と北上川との合流点より上流の葛丸川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	稗貫川	稗貫川と北上川との合流点から上流の稗貫川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		稗貫川と北上川との合流点より上流の稗貫川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	添市川	添市川と北上川との合流点から上流の添市川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		添市川と北上川との合流点より上流の添市川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	猿ヶ石川	猿ヶ石川と北上川との合流点から上流の猿ヶ石川本流、小鳥瀬川本流、早瀬川本流、小友川本流及び達曽部川本流（田瀬ダム貯水池を除く。）	A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池を除く） H13.4.1適用	
		猿ヶ石川と北上川との合流点より上流の猿ヶ石川本流、小鳥瀬川本流、早瀬川本流、小友川本流及び達曽部川本流（田瀬ダム貯水池を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	田瀬ダム貯水池	田瀬ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する猿ヶ石川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	猿ヶ石川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一） H13.4.1適用 全窒素は適用しない	
			湖沼III	イ	第291号 H13.3.30			
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	瀬川	瀬川と北上川との合流点から上流の瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		瀬川と北上川との合流点より上流の瀬川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢ダム貯水池 （豊沢湖）	豊沢ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する豊沢川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	豊沢川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一） 全窒素を適用しない	
			湖沼II	イ	第283号 H15.3.31			
			湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	豊沢川	中流	豊沢ダムのえん堤から不動橋までの豊沢川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
		下流	不動橋から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	A	ロ	第919号 S48.7.3		
			豊沢ダムのえん堤から豊沢川と北上川と合流点までの豊沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	飯豊川	飯豊川と北上川との合流点から上流の飯豊川本流	A	イ	第225号 H16.3.26	岩手県	S50.3.25県告示（B類型・ロ）を改訂	
飯豊川と北上川との合流点より上流の飯豊川本流		生物A	イ	第309号 H22.3.31				
和賀川	上流	湯田ダムのえん堤より上流の和賀川本流であって、湯田ダム貯水池（錦秋湖）に係る部分を除いたもの	AA	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	S48.7.3県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一） H13.4.1適用 S48.7.3県告示を改訂（範囲の変更） H13.4.1適用	
	中流	湯田ダムのえん堤から広表橋までの和賀川本流及び夏油川本流（入畑ダム貯水池を除く。）	AA	イ	第291号 H13.3.30			
	下流	広表橋から和賀川と北上川との合流点までの和賀川本流	A	イ	第919号 S48.7.3			
		和賀川と北上川との合流点より上流の和賀川本流及び夏油川本流（湯田ダム貯水池及び入畑ダム貯水池に係る部分を除く。）	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
湯田ダム貯水池 （錦秋湖）	湯田ダムのえん堤及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域（上流端は、湯田ダムの満水時（総貯水量47,100,000立方メートルが貯水した時点をいう。）のバックウォーターの終端とする。）	湖沼A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	和賀川 S48.7.3県告示を改訂（水域名、貯水池に統一）		
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31				
入畑ダム貯水池	入畑ダムえん堤及びそれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する夏油川本流と各支流を除く。）	湖沼A	イ	第291号 H13.3.30	岩手県	夏油川 H13.4.1適用 全窒素を適用しない 暫定目標全隣0.012mg/l		
		湖沼II	ニ	第291号 H13.3.30				
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31				
宿内川	宿内川と北上川との合流点から上流の宿内川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
	宿内川と北上川との合流点より上流の宿内川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
胆沢川	上流	石淵ダムえん堤から上流の胆沢川本流及び前川本流（石淵ダム貯水池を除く。）	AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S50.3.25県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一）	
	下流	石淵ダムえん堤から胆沢川と北上川との合流点までの胆沢川本流	A	イ	第384号 S50.3.25			
石淵ダム貯水池	石淵ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域（同水域に流入する胆沢川本流と各支流を除く。）	湖沼AA	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	胆沢川 S50.3.25県告示を改訂（水域名、貯水池に統一）		
		湖沼生物A	イ	第309号 H22.3.31				

水 域		範 囲	当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考	
北上川 支流 水域	広瀬川	広瀬川と北上川との合流点から上流の広瀬川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		広瀬川と北上川との合流点より上流の広瀬川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	人首川	人首川と北上川との合流点より上流の人首川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	伊手川	人首川と伊手川との合流点より上流の伊手川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	人首川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	太田代川	太田代川と北上川との合流点から上流の太田代川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		太田代川と北上川との合流点より上流の太田代川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	白鳥川	白鳥川と北上川との合流点から上流の白鳥川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		白鳥川と北上川との合流点より上流の白鳥川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	衣川	衣川と北上川との合流点から上流の衣川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		衣川と北上川との合流点より上流の衣川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	磐井川	上流	黒沢橋より上流の磐井川本流	AA	イ	第220号 H17.7.22	岩手県	S48.7.3県告示（A類型）を改訂
		中流	黒沢橋から磐井川と吸川との合流点までの磐井川本流	A	ロ	第919号 S48.7.3		
		下流	磐井川と吸川との合流点から磐井川と北上川との合流点までの磐井川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3		
			磐井川と北上川との合流点より上流の磐井川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	久保川	久保川と磐井川との合流点より上流の久保川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	磐井川支流	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	砂鉄川	砂鉄川と北上川との合流点から上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県		
		砂鉄川と北上川との合流点より上流の砂鉄川本流及び猿沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
千厩川	上流	久伝橋より上流の千厩川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
	下流	久伝橋から千厩川と北上川との合流点までの千厩川本流	C	ロ	第919号 S48.7.3			
		千厩川と北上川との合流点から上流の千厩川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31			
黄海川	黄海川と北上川との合流点から上流の黄海川本流	A	イ	第384号 S50.2.25	岩手県			
	黄海川と北上川との合流点より上流の黄海川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31				
有馬川	有馬川と金流川との合流点から上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	A	イ	第405号 H11.5.7	岩手県	金流川支流		
	有馬川と金流川との合流点より上流の有馬川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第484号 H23.8.5				
金流川	金流川と北上川との合流点から上流の金流川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県			
	金流川と北上川との合流点より上流の金流川本流であって宮城県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第484号 H23.8.5				
新井田川 支流 水域	瀬月内川	瀬月内川本流であって世増ダム貯水池に係る部分を除いたもの	A	イ	第283号 H15.3.31	岩手県	S52.3.22県告示を改訂（範囲の変更、貯水池に統一）	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	世増ダム貯水池	世増ダム貯水池（世増ダムえん堤及びこれに続く陸岸に囲まれた水域であって、青森県に属する部分を除いたもの（同水域に流入する瀬月内川と各支流を除く。））	湖沼A	イ	第189号 R2.3.27	岩手県	全窒素を適用しない 暫定目標全隣0.038mg/l	
			湖沼III	ニ	第189号 R2.3.27			
			湖沼生物A	イ	第190号 R2.3.27			
	雪谷川	雪谷川本流	A	イ	第189号 R2.3.27	岩手県	S52.3.22県告示を改訂（範囲の変更） H22.3.31県告示を改訂（範囲の変更）	
生物A			イ	第190号 R2.3.27				
河口 水田 域川	馬淵川上流	青森県楡引橋より上流	A	イ	閣議決定 S46.5.25	環境庁	県際水域（青森県）	
	馬淵川水域	馬淵川本流であって青森県に属する部分を除いたもの	生物A	イ	第891号 H27.11.13	岩手県		
馬淵川 支流 水域	安比川	馬淵川と安比川との合流点より上流の安比川本流	A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県		
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
	白鳥川	馬淵川と白鳥川との合流点より上流の白鳥川本流	A	イ	第173号 R3.3.16	岩手県	S48.7.3県告示（C類型）を改訂	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31			
米代川 水域	米代川	米代川本流、瀬の沢川本流及び兄川本流で秋田県に属する部分を除いたもの	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
			生物A	イ	第122号 H30.2.9			

水 域		範 囲		当該類型	達成期間	告示番号 年 月 日	指定機関	備 考
陸 中 海 岸 北 部 水 域	川尻川	川尻川本流		AA	イ	第283号 H15. 3. 31	岩手県	S52. 3. 22県告示 (A類型) を改訂
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	有家川	有家川本流		AA	イ	第283号 H15. 3. 31	岩手県	S52. 3. 22県告示 (A類型) を改訂
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	高家川	高家川本流		A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	宇部川	宇部川本流		A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	撰待川	撰待川本流		AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
久 慈 湾 水 域	久慈川	上流	鳶の巣地点より上流の久慈川本流	AA	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	
		下流	鳶の巣地点から河口までの久慈川本流	A	イ	第919号 S48. 7. 3		
		久慈川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	長内川	上流	白山橋より上流の長内川本流	AA	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	久慈川支流
		下流	白山橋から長内川と久慈川との合流点までの長内川本流	A	イ	第919号 S48. 7. 3		久慈川支流
		長内川と久慈川との合流点より上流の長内川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		久慈川支流
	夏井川	夏井川と久慈川と合流点より上流の夏井川本流		A	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県	久慈川支流
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
久慈湾	久慈半島燈台北緯40度12分55秒東経141度50分16秒から180度に引いた線及び陸岸に囲まれた海域		海域 A	イ	第919号 S48. 7. 3	岩手県		
安 家 川 河 口 水 域	安家川	安家川本流		AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
小 本 川 水 域	普代川	普代川本流及び茂市川		AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県	
		普代川本流及び茂市川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
小 本 川	小本川水域	小本川本流及び大川		AA	イ	第459号 S51. 3. 30	岩手県	
	小本川	小本川本流及び大川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
田 老 湾 水 域	田代川	上流	田老橋から上流の田代川本流	A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	
		下流	田老橋から下流の田代川本流	A	口	第1540号 S53. 11. 24		
	田代川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31			
	神田川	神田川と田代川との合流点から上流の神田川本流		A	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	田代川支流
神田川と田代川との合流点より上流の神田川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31	田代川支流			
田老湾	田老町三王東端と佐賀部東端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域		海域 A	口	第1540号 S53. 11. 24	岩手県		
宮 古 湾 水 域	閉伊川	上流	花輪橋より上流の閉伊川本流	AA	イ	第558号 S47. 4. 18	岩手県	暫定目標B-イ
		下流	花輪橋から閉伊川河口までの閉伊川本流	A	口	第558号 S47. 4. 18		
		閉伊川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		
	小国川	小国川と閉伊川との合流点から上流の小国川本流		AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	閉伊川支流
		小国川と閉伊川との合流点より上流の小国川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		閉伊川支流
	薬師川	薬師川と小国川との合流点から上流の薬師川本流		AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	小国川支流
		薬師川と小国川との合流点より上流の薬師川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31		小国川支流
	刈屋川	刈屋川と閉伊川との合流点から上流の刈屋川本流		AA	イ	第363号 S52. 3. 22	岩手県	閉伊川支流
刈屋川と閉伊川との合流点より上流の刈屋川本流		生物A	イ	第309号 H22. 3. 31	閉伊川支流			

水 域	範 囲	当該類型	達成期間	告示番号 年 月 日	指定機関	備 考	
宮古湾水域	長沢川	長沢川と閉伊川との合流点から上流の長沢川本流	AA	イ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流
		長沢川と閉伊川との合流点より上流の長沢川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流
	近内川	近内川と閉伊川との合流点から上流の近内川本流	A	ロ	第363号 S52.3.22	岩手県	閉伊川支流
		近内川と閉伊川との合流点より上流の近内川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		閉伊川支流
	津軽石川	山田町との境から下流の部分	AA	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	
		山田町との境より下流の部分	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	宮古湾	閉伊崎北端と姉ヶ崎西端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	
		宮古市閉伊北端と同市姉ヶ崎東端を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 II	ロ	第462号 H10.5.1		
山田湾水域	織笠川	織笠川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	関口川	関口川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	山田湾	宮古市箆ヶ崎南端と山田町小根ヶ崎北端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
		宮古市箆ヶ崎南端と山田町小根ヶ崎北端とを結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 II	イ	第873号 H9.9.5		
大槌湾水域	大槌川	大槌川本流	AA	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	小槌川	小槌川本流	A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	鶴住居川	鶴住居川本流	AA	イ	第264号 H18.3.3	岩手県	S50.3.25県告示（A類型）を改訂
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	大槌湾	大槌町野島北端と釜石市御箱崎北端とを結ぶ線及び大槌湾内陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第384号 S50.3.25	岩手県	
		釜石市御箱崎と大槌町野島鮫鼻を結ぶ線、同島南端から236度に引いた線及び陸岸により囲まれた海域	海域 II	イ	第462号 H10.5.1		
釜石湾水域	甲子川	甲子川本流	A	イ	第298号 H5.3.23	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示を改訂（甲子川上・中・下流の
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	小川川	小川川と甲子川との合流点から上流の小川川本流	A	イ	第234号 H19.3.20	岩手県	S46.5.25閣議決定 S48.2.27県告示（改訂）
		小川川と甲子川との合流点より上流の小川川本流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	水海川上流	女遊部橋から上流	A	イ	第256号 S48.2.27	岩手県	S48.3.1適用
		女遊部橋より上流	生物A	イ	第309号 H22.3.31		
釜石湾（甲）	釜石市鑑島先端と同市鷺ノ巣崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	海域 A	イ	第210号 H12.3.14	岩手県	S48.2.27県告示を改訂（釜石湾（甲）・（乙）の統合） 全燐についてはII類型が維持されるように努める	
釜石湾（乙）	オイデ崎から尾崎に至る陸岸の地先海岸であって、釜石湾（甲）に係る部分を除いたもの	海域 II	ハ	第213号 H12.3.14			
唐丹湾水域	片岸川	片岸川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	熊野川	熊野川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
			生物A	イ	第309号 H22.3.31		
唐丹湾	大根崎と死骨崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
（三陸南部）水域	船越湾	弁天島東端と野島北端を結ぶ線及び船越湾沿岸の陸岸に囲まれた海域	海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
		大槌町野島鮫鼻から18度に引いた線、同島南端から237度に引いた線及び陸岸により囲まれた海	海域 II	イ	第873号 H9.9.5		
	吉浜川	吉浜川本流	AA	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
	生物A	イ	第309号 H22.3.31				

水 域		範 囲		当該類型	達成期間	告 示 番 号 年 月 日	指定機関	備 考
(三陸 南部) 水域	吉浜湾	死骨崎と首崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域		海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
	越喜来湾	大塩崎と脚崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域		海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
		三陸町大塩崎と同町脚崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域		海域 II	イ	第462号 H10.5.1		
	綾里湾	脚崎と綾里崎を結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域		海域 A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県	
大川	大川本流で宮城県に属する部分を除いたもの		A	イ	第459号 S51.3.30	岩手県		
大船渡湾 水域	盛川	上流	佐野橋より上流の盛川本流及び立根川本流	A	イ	第558号 S47.4.18	岩手県	暫定目標B-イ
		下流	佐野橋より河口まで	A	ロ	第558号 S47.4.18		
		盛川本流及び立根川本流		生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	大船渡湾(甲)	大船渡港湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域		海域 A	ロ	第398号 H8.4.12	岩手県	暫定目標B-イ S47.4.18県告示を改訂(範囲の変更) 全鱗についてはII類型が維持されるように努める
			海域 II	ハ	第398号 H8.4.12			
	大船渡湾(乙)	大船渡港湾口防波堤両突端を結ぶ線、同防波堤、海馬島西端及びコオリ崎南端を結ぶ線並びに陸岸により囲まれた海域		海域 A	イ	第398号 H8.4.12	岩手県	S47.4.18県告示を改訂(範囲の変更)
広田湾 水域	気仙川	気仙川本流。大股川本流を含む。		A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
		気仙川本流及び大股川本流		生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	矢作川	矢作川と気仙川との合流点より上流の矢作川本流		AA	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	気仙川支流
				生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	長部川	長部川本流		A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
				生物A	イ	第309号 H22.3.31		
	広田湾	陸前高田市広田町広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑町御崎岬南端とを結ぶ線及び陸岸に囲まれた海域であって宮城県に属する部分を除いたもの		海域 A	イ	第919号 S48.7.3	岩手県	
				陸前高田市広田崎南端と宮城県本吉郡唐桑町字高石浜396番地東端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって宮城県に属する部分を除いたもの		海域 II		

(2) BOD(COD)の達成状況表(経年変化)

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移												
				23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2			
				007	閉伊川 上流	AA	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○
008	下流	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
009	津軽石川	AA	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
010	盛川 上流	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
011	下流	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
012	甲子川	A	H04	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
013	小川川	A	H18	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
015	水海川 上流	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
016	北上川 (1)	AA	S47	○	×	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
017	(2)	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
018	(3)	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
019	(4)	A	S47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
020	白鳥川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
021	安比川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
022	豊沢川 中流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
023	下流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
024	和賀川 上流	AA	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
025	中流	AA	H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
026	下流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
027	人首川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
028	伊手川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
029	磐井川 上流	AA	H16	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
030	中流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
031	下流	C	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
032	久保川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
033	千蔵川 上流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
034	下流	C	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
035	久慈川 上流	AA	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
036	下流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
037	夏井川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
038	長内川 上流	AA	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
039	下流	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
040	気仙川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
041	矢作川	AA	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
042	長部川	A	S48	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
043	丹藤川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
044	中津川 中流	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
045	下流	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
046	雫石川 上流	A	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
047	下流	A	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
048	築川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
049	乙部川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
050	岩崎川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
051	彦部川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
052	滝名川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
053	葛丸川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
054	神貫川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
055	添市川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
056	猿ヶ石川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
057	瀬川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
058	飯豊川	A	H15	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
059	宿内川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
060	胆沢川 上流	AA	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
061	下流	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
062	広瀬川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
063	太田代川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
064	白鳥川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
065	衣川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
066	砂鉄川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 北上川(4)については、県内の環境基準点により評価したもので、他県部分も含めた水域全体の達成状況とは異なる場合がある。

(3) 全窒素・全燐の達成状況表(経年変化)

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移												
				23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2			
				503	田瀬ダム貯水池	III	H12	○	○	○	○	○	○	○	○	○
505	豊沢ダム貯水池	II	H14	×	×	○	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
506	綱取ダム貯水池	III	H01	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
507	御所ダム貯水池	II	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
508	入畑ダム貯水池	II	H12	○	○	×	×	○	○	×	×	○	○	○	○	○
509	四十四田ダム貯水池	III	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
510	世増ダム貯水池	III	R1	※4 R2年度から測定開始												×
604	宮古湾	II	H10	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○
605	大船渡湾(甲)	II	H08	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	×
611	広田湾	II	H10	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
612	山田湾	II	H09	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
613	大槌湾	II	H10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
615	船越湾	II	H10	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
617	越喜来湾	II	H09	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
620	釜石湾(甲)	II	H11	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

水域 統一 番号	環境基準類型 当てはめ水域名	類型	指定 年度	最近10年度間における 達成状況の推移												
				23	24	25	26	27	28	29	30	R1	R2			
				067	黄海川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○
068	金流川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
069	関口川	AA	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
070	織笠川	AA	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
071	大槌川	AA	S49	○	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
072	小樋川	A	S49	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
073	鶴住居川	AA	H17	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
074	米代川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
075	安家川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
076	普代川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
077	小本川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
078	片岸川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
079	熊野川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
080	吉浜川	AA	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
081	大川	A	S50	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
082	瀬月内川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
083	雪谷川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
084	川尻川	AA	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
085	有家川	AA	H14	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
086	高家川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
087	宇部川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
088	撰待川	AA	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
089	田代川 上流	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
090	神田川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
091	小国川	AA	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
092	薬師川	AA	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
093	刈屋川	AA	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
094	長沢川	AA	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
095	近内川	A	S51	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
096	田代川 下流	A	S53	○	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	○
097	中津川 上流	AA	H1													

6 騒音に係る環境基準の類型指定状況

ア 新幹線鉄道騒音環境基準 (S50.7.29 環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値	岩手県において当てはめる地域 (S52.9.30 岩手県告示 第1221号)
I	70 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域及び田園住居地域
II	75 デシベル以下	沿線区域のうち、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに同法の規定による用途地域の定めない地域であって住居等が存在する地域

- 備考 1 「沿線区域」とは、別に定められた工事実施計画による東京起点から青森県側に500mごとに軌道中心線から300mの線に囲まれた区域で岩手県内にあるものをいう。
- 2 「住居等」とは、人が居住して日常生活に用いる家屋等の場所をいう。
- 3 沿線区域のうち、トンネルの出入口から中央部方向へ150m以上奥の地域及び河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に定める河川区域は、当てはめる地域から除く。

達成目標期間

		a	b	c
新幹線鉄道の沿線区域の区分		80 デシベル以上の区域	75 デシベルを超え 80 デシベル未満の区分	70 デシベルを超え 75 デシベル未満の区分
達成目標期間	東京盛岡間	開業時に直ちに	開業時から3年以内	開業時から5年以内
	盛岡以北	開業時に直ちに		

イ 航空機騒音環境基準 (S48.12.27 環境庁告示第154号)

環境基準		岩手県において当てはめる地域 (S60.10.11 岩手県告示第1019号)
地域の類型	基準値	
I	57 デシベル以下	別図に示す区域のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に掲げる第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域並びにこれらの地域に準じて生活環境を保全する必要のある地域として別図に示す地域（以下「住専地域等」という。）
II	62 デシベル以下	別図に示す区域のうち、住専地域等以外の地域。 ただし、国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第2項第3号に規定する森林地域、河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項に規定する河川区域及び花巻空港の敷地である区域を除く。

(注)「別図」は省略

ウ 騒音に係る環境基準（H10.9.30 環境庁告示第64号）

	地域類型		環境基準値	
	当てはめ地域 (用途地域との原則的対応)	地域の区分	昼間（午前6時から午後10時）	夜間（午後10時から翌日の午前6時）
AA	特に静穏を要する地域		50デシベル以下	40デシベル以下
A	専ら住居の用に供される地域 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 田園住居地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B	主として住居の用に供される地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域	一般の地域	55デシベル以下	45デシベル以下
		2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域 近隣商業地域 準工業地域 工業地域	一般の地域	60デシベル以下	50デシベル以下
		車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特別	幹線交通を担う道路に近接する空間 高速自動車国道 一般国道 県道 4車線以上の市町村道 自動車専用道路	2車線以下の道路の端から15m 2車線を超える道路の端から20m	70デシベル以下 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	65デシベル以下

備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分を言う。

7 国立公園等の指定の状況

(1) 国立公園法の制定

昭和6年4月制定、同年9月施行された。

(2) 国立公園法の一部改正

昭和24年5月19日法律改正が行われ、同年6月1日施行された。

この改正により、国立公園に準ずる公園として国定公園の制度が設けられた。

三陸復興国立公園・・・・・・・・平成25年5月24日 名称変更・区域変更告示、平成27年3月31日 区域変更告示

(注) 昭和30年5月2日、陸中海岸国立公園として指定。その後、指定区域が拡張され、名称が変更された。

十和田八幡平国立公園・・・・・・・・昭和31年7月10日 指定告示、平成28年2月22日 区域変更告示

(注) 昭和11年2月1日、十和田国立公園として指定。その後、八幡平が追加され、十和田八幡平国立公園として指定された。

(3) 自然公園法の制定

昭和32年6月1日法律第161号で国立公園法を改め自然公園法が制定され、国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3つを体系的に制度化した。

栗駒国定公園・・・・・・・・昭和43年7月22日 指定告示

早池峰国定公園・・・・・・・・昭和57年6月10日 指定告示

(4) 県立自然公園条例の制定

昭和32年6月1日の自然公園法制定に基づき、県は県立自然公園条例を昭和33年12月26日条例第53号で公布し、翌年の昭和34年4月1日施行した。

この県立自然公園条例の施行に伴い、昭和23年5月19日公布の岩手県公園条例を昭和34年4月1日に廃止した。

岩手県立公園の指定（昭和23年～昭和34年）

	岩手県立公園名（指定当初）		指定告示
1	花 卷 温 泉 郷	県立公園	S23. 7. 11
2	須川夏油焼石山郷	〃	S24. 7. 11
3	八 幡 平	〃	S24. 10. 5
4	三 陸 海 岸	〃	〃
5	早 池 峰 山 郷	〃	〃

(注) 三陸海岸県立公園は、昭和30年5月2日陸中海岸国立公園に、八幡平県立公園は、昭和31年7月10日十和田八幡平国立公園として指定され、岩手県立公園から除外された。

県立自然公園の指定（令和3年3月末現在）

	県立自然公園名（現名）		指定告示
1	花巻温泉郷	県立自然公園	S36.5.8
2	久慈平庭	〃	〃
3	外山早坂高原	〃	〃
4	早池峰	〃	〃
5	須川焼石	〃	〃
6	湯田温泉峡	〃	〃
7	折爪馬仙峡	〃	S37.11.27
8	五葉山	〃	S41.6.1
9	室根高原	〃	S49.6.4

（注）須川焼石県立自然公園は昭和43年7月22日栗駒国定公園に、早池峰県立自然公園は昭和57年6月10日早池峰国定公園に指定され、県立自然公園から除外された。

(5) 自然公園の面積等一覧表

(令和3年3月末現在)

公園の種別	公園名	指定年月日	関係市町村	面積（ha）					計
				特別地域				普通地域	
				特別保護区	第一種	第二種	第三種		
国立公園	十和田八幡平	S31.7.10	八幡平市、滝沢市、雫石町	1,885	1,742	7,085	7,262		17,974
	三陸復興	H25.5.24	久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市	438	772	4,991	3,156	1,875	11,232
	小計	2		2,323	2,514	12,076	10,418	1,875	29,206
国定公園	栗駒	S43.7.22	一関市、北上市、奥州市、金ヶ崎町、西和賀町	247	6,362	3,388	4,578		14,575
	早池峰	S57.6.10	遠野市、花巻市、宮古市	698	1,230	1,682	1,853		5,463
	小計	2		945	7,592	5,070	6,431		20,038
県立自然公園	花巻温泉郷	S36.5.8	花巻市				597	990	1,587
	久慈平庭	S36.5.8	久慈市、葛巻町			1,106	738		1,844
	外山早坂高原	S36.5.8	岩泉町、盛岡市		146	3,936	4,715	536	9,333
	湯田温泉峡	S36.5.8	西和賀町		4	1,000	40	653	1,697
	折爪馬仙峡	S37.11.27	二戸市、一戸町、軽米町、九戸村			98	845		943
	五葉山	S41.6.1	釜石市、大船渡市、住田町		235	1,023	4,660		5,918
	室根高原	S49.6.4	陸前高田市、一関市			166	1,329		1,495
	小計	7			385	7,329	12,924	2,179	22,817
合計	11			3,268	10,491	24,475	29,773	4,054	72,061

8 自然環境保全地域等の指定の状況

(1) 制度の概要

自然環境保全地域とは、優れた自然環境を有しており、学術的価値や希少性等の観点から保全することが必要な地域を、自然環境保全法及び県自然環境保全条例に基づき指定したもので、各種の行為規制を行っています。

指定地域等名	指 定 要 件	行 為 規 制	備 考
原生自然環境保全地域 (国指定)	① 原生状態を維持 ② 面積要件 (1,000 ha 以上、島は300 ha 以上) ③ 国公有地	① 工作物の新設改築、土地の形質変更等原則禁止	県内該当なし
自然環境保全地域 (国指定)	原生自然環境保全地域を除き、保全することが特に必要な地域 ① 高山・亜高山植生 (1,000 ha 以上) ② 優れた天然林 (100 ha 以上) ③ 特異な地形・地質 (10 ha 以上) ④ 野生動物の生息地(10 ha 以上)	① 特別地区 ② 野生動植物保護地区 ③ 海中特別地区 各種行為には許可が必要 ④ 普通地区 各種行為には届出が必要	和賀岳 早池峰山 (北側)
自然環境保全地域 (県指定)	国指定の自然環境保全地域に準ずる優れた自然を有する地域 ① 高山・亜高山植生 (100 ha 以上) ② 優れた天然林 (10 ha 以上) ③ 特異な地形・地質 (5 ha 以上) ④ 豊かな生態系を保っている海岸、湖沼、湿原、河川の区域 (5 ha 以上) ⑤ 野生動物の生息地(5 ha 以上)	① 特別地区 ② 野生動植物保護地区 工作物の新築等保全地域に影響を与える各種行為には許可が必要 ③ 普通地区 各種行為には届出が必要 (受理後30日間の行為規制あり)	県内 12 地域
環境緑地保全地域 (県指定)	① 良好な生活環境を維持するために必要な地域 (3 ha 以上) ② 良好な環境を形成するために緑地の確保が必要な地域 (10 ha 以上)	届出の受理 (受理後30日間の行為規制あり) ① 工作物の新、増、改築 ② 土地の形質の変更 ③ 鉋物、土石の採取 ④ 水面の埋め立て、干拓 ⑤ 木竹の伐採	県内 11 地域

(2) 自然環境保全地域等の指定状況

区分		地域の名称	所在地	面積		自然環境の特質	指定年月日	
				(ha)	特別地区			
国	自然環境保全地域	早池峰	宮古市	1,370	1,370	わが国の代表的な蛇紋岩山地の優れた自然環境	S50. 5.17	
		和賀岳	西和賀町	1,451	1,451	わが国の代表的なブナ原生林等の優れた自然環境	S56. 5.21	
小計		2地域		2,821	2,821			
県	自然環境保全地域	琴畑湿原	遠野市	17	17	北上高地の低層湿原	S48. 2. 6	
		松森山	八幡平市	8	7	アカマツ林 御堂松	S48. 2. 6	
		荒川高原	遠野市	281		雄大な自然景観、シクガク群落等	S48. 2. 6	
		宇霊羅山	岩泉町	163		石灰岩地帯特有の植生	S48.12. 5	
		滝観洞	住田町	50	50	原始性に富む石灰洞	S48.12. 5	
		区界高原	盛岡市・宮古市	550		高原、残丘とシカバ等の樹林・草原	S49. 1.23	
		大洞カルスト	遠野市	250		典型的なカルスト地形	S50.12. 9	
		蓬来山	奥州市・一関市	300	98	蛇紋岩特有の植生	S50.12. 9	
		青松葉山	宮古市・岩泉町	163	163	北上高地のアカマツ林の北端残存地	S56.10.23	
		櫃取湿原	岩泉町	277	55	北上高地の中間湿原	S56.10.23	
		和山湿原	釜石市	38	6	北上高地の低層・中間湿原	S58.10.14	
		春子谷地	滝沢市	38	38	低標高地における本県最大規模の低層湿原	H8. 6.14	
			12地域		2,135	434		
	環境緑地保全地域	国道4号・282号沿線	盛岡市・滝沢市	22		沿道の樹林地	S48.12. 5	
		正法寺及び黒石寺	奥州市	140		歴史的な自然環境	S49. 7. 1	
東八幡平観光施設団地		八幡平市	380		植生の保護、緑地の造成	S49. 7. 1		
網張観光施設団地		雫石町	180		同上	S50. 2.18		
胡四王山		花巻市	90		歴史的な自然環境	S51. 5.25		
国見山		北上市	230		同上	S51. 5.25		
蘭梅山		一関市	35		同上	S52. 6. 3		
天台寺		二戸市	69		同上	S52. 6. 3		
黒森山		宮古市	24		同上	S60. 1.18		
		9地域		1,170				
小計		21地域		3,305	434			
合計		23地域		6,126	3,255			

(令和3年3月末現在)

9 希少野生動植物の状況

(1) 種の保存法で指定されている国内希少野生動植物種(県内関係)

※種の保存法＝絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律

(平成4年法律第75号)

名称	主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【動物】		
イヌワシ	北上山系・奥羽山系	平成5年4月1日
クマタカ	北上山系・奥羽山系	〃
オジロワシ	三陸海岸	〃
オオワシ	三陸海岸	〃
ハヤブサ	三陸海岸	〃
マルコガタノゲンゴロウ	北上市・一関市	平成23年4月1日
クロコシジロウミツバメ	宮古市・釜石市・山田町	平成31年2月6日
アカモズ	県内一円	令和3年1月4日
【植物】		
アツモリソウ	北上山地	平成9年11月1日
カラフトグワイ	八幡平市	平成31年2月6日
ヤブヒョウタンボク	姫神山・早池峰山・五葉山	令和2年2月10日
ヒメスズムシソウ	早池峰山	〃
キタカミヒョウタンボク	北上山地	令和3年1月4日
ミスズラン	八幡平市	〃

(2) 文化財保護法で指定されている天然記念物(県内の鳥獣関係)

名称	主な飛来地と繁殖地	指定年月日
【鳥類】		
イヌワシ	北上山系・奥羽山系	昭和40年5月12日
クマガラ	八幡平	〃
オジロワシ	三陸海岸	昭和45年1月23日
オオワシ	三陸海岸	〃
マガン	一関市(永井鹿沼)	昭和46年6月28日
椿島ウミネコ繁殖地	陸前高田市	昭和9年12月28日
三貫島オオミズナギドリ及び ヒメクロウミツバメ繁殖地	釜石市	昭和10年12月24日
日出島クロコシジロウミツバメ繁殖地	宮古市	昭和10年12月24日
イヌワシ繁殖地	岩泉町	昭和51年12月22日
【獣類】		
カモシカ(特別天然記念物)	北上山系・奥羽山系	昭和30年2月15日
ヤマネ	北上山系・奥羽山系	昭和50年6月26日
岩泉湧窟及びコウモリ	岩泉町(龍泉洞)	昭和13年12月14日

(3) 希少野生動植物保護条例で指定・特定されている希少野生動植物

分類	種名(和名)	科名(和名)	指定	特定	指定年月日
植物	ハヤチネウスユキソウ	キク科	○	○	平成14年12月16日
植物	ナンブトラノオ	タデ科	○	○	〃
植物	ナンブトウチソウ	バラ科	○	○	〃
植物	トチナイソウ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ヒメコザクラ	サクラソウ科	○	○	〃
植物	ナンブイヌナズナ	アブラナ科	○	○	〃
植物	チシマツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	エゾノツガザクラ	ツツジ科	○	○	〃
植物	チシマギキョウ	キキョウ科	○	○	〃
植物	ゴヨウザンヨウラク	ツツジ科	○		〃
植物	チシマウスバスマレ	スマレ科	○		〃
植物	ホソバノシバナ	シバナ科	○		〃
植物	リシリシノブ	ホウライシダ科	○	○	〃
植物	ゲイビゼキショウ	ユリ科	○		〃
動物	ゴマシジミ	シジミチョウ科	○		〃
動物	イワテセダカオサムシ	オサムシ科	○		〃

※注 「指定」は指定希少野生動植物：捕獲・採取等が禁じられている種

「特定」は特定希少野生動植物：個体の取引等の監視が必要な種

(4) いわてレッドデータブック（2014年版）掲載種数一覧

区分	絶滅	野生絶滅	A ランク	B ランク	C ランク	D ランク	情報不足	計
植物	11	0	167	217	151	20	58	624
動物	5	0	47	73	119	183	45	472
計	16	0	214	290	270	203	103	1,096

区分	基本概念	要件
絶滅 (Ex)	すでに絶滅したと考えられる種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅」の基準に相当する種
野生絶滅 (Ew)	飼育・栽培下でのみ存続している種	環境省レッドデータブックカテゴリーの「野生絶滅」の基準に相当する種
A ランク	<p>1 絶滅の危機に瀕している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、野生での存続が困難な種</p> <p>2 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 環境省レッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅰ類」の基準に相当する種</p> <p>2 岩手県固有で分布が局限しており、存続基盤が極めて脆弱な種</p>
B ランク	絶滅の危機が増大している種 現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、近い将来 A ランクに移行することが考えられるもの	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「絶滅危惧Ⅱ類」の基準に相当する種
C ランク	存続基盤が脆弱な種 現時点での絶滅危険度は小さいが、生息・生育条件の変化によっては A ランク及び B ランクに移行する要素を有するもの	環境省レッドデータブックカテゴリーの「準絶滅危惧」の基準に相当する種
D ランク	<p>1 C ランクに準ずる種</p> <p>2 優れた自然環境の指標となる種</p> <p>3 岩手県を南限又は北限とする種等</p>	<p>次のいずれかに該当するもの</p> <p>1 現状では絶滅のおそれはないが、最近減少が著しい等、C ランクに準ずる種</p> <p>2 優れた自然環境の指標となる種</p> <p>3 岩手県を南限又は北限とする種や特殊な分布をする種</p>
情報不足	情報不足	環境省のレッドデータブックカテゴリーの「情報不足」の基準に相当する種

10 いわたの名水二十選

(昭和 60 年岩手県選定)

名称	水の形態	所在地
なかつがわ 中津川	河川	盛岡市
すぎのどうおおしみず 杉之堂大清水	湧水	奥州市水沢区佐倉河字杉ノ堂
みずわけじんじゃゆうすい 水分神社湧水	湧水	花巻市轟木
ふるうせん 不老泉	湧水	久慈市大川目町
しず わくくつ 清水の湧口	湧水	陸前高田市矢作町字清水
たけかわげんりゅう 岳川源流	河川	花巻市大迫町国有林花巻事業区
ながしみず 長清水	湧水	北上市和賀町藤根
めがみれいせん 女神霊泉	湧水	和賀郡西和賀町西山国有林地内
おおしみず 大清水	湧水	一関市東山町長坂字里前
ろうかんだうないすい 瀧観洞内水	湧水	気仙郡住田町上有住字土倉
ふどうたき みず ふどうかわ 不動滝の水・不動川	瀑布・河川	大船渡市三陸町綾里字熊之入
あつ かかわ 安家川	湧水	下閉伊郡岩泉町・九戸郡野田村
だけ わくくつ 岳の湧口	湧水	九戸郡軽米町大字山内
ふどう たき ふどうがわ 不動の滝・不動川	瀑布・河川	八幡平市高畑
やなぎさわだいわくくつ 柳沢大湧口	湧水	滝沢市柳沢
ちようじゃやしききよみず 長者屋敷清水	湧水	八幡平市松尾
いっぽんすぎしみず 一本杉清水	湧水	盛岡市姫神岳国有林内
に と べかんのんせん 新渡戸観音泉	湧水	北上市下江釣子
いなりあな 稲荷穴	湧水	遠野市宮守町達曾部
しみずがわ 清水川	湧水	久慈市山形町霜畑

参考：国の名水百選に指定された県内の湧水

昭和の名水百選

(昭和 59 年環境庁選定)

名称	水の形態	所在地
りゅうせんどうちてい こ みず 龍泉洞地底湖の水	湧水	下閉伊郡岩泉町
かなざわしみず 金沢清水	湧水	八幡平市松尾寄木

平成の名水百選

(平成 20 年環境省選定)

名称	水の形態	所在地
だいじしみず せいりゅうすい 大慈清水・青龍水	井戸水	盛岡市鉦屋町
なかつがわつなとりだむかりゅう 中津川綱取ダム下流	河川	盛岡市
すかわだけひすい めぐ 須川岳秘水ぶなの恵み	湧水	一関市巖美町祭時山国有林内

いわての名水マップ

環境省や岩手県では、国内、県内に存在する清澄な水の中から、地域の生活に溶け込んでいる湧水や井戸水、美しい景観を持つ瀑布や河川など、人々に親しまれている優れた水環境を『名水』として選定し、国民、県民のみなさんに紹介しています。

岩手県内の個性豊かな名水の数々。ひとつひとつ巡って、あなたのお気に入り『名水』を見つけてみませんか？

マップ中の名水の番号の色は、次のとおり名水の種類を表しています。
 ● 昭和の名水百選 ● 平成の名水百選 ● いわての名水二十選

■ 昭和の名水百選（昭和59年度環境庁選定）

■ 平成の名水百選（平成20年度環境省選定）

① 龍泉洞地底湖の水（岩泉町）



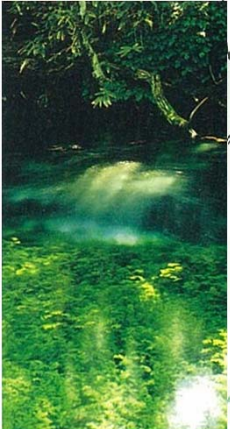
日本三大鍾乳洞の一つ。透明度は世界一、水深は日本で、生きた化石「バズネラ」が生息しています。

① 大慈清水・青龍水（盛岡市）



江戸時代から地域の人々の生活を支えてきた井戸水。用水組合は明治8年から活動を続け、伝統的なルールが守られています。

② 金沢清水（八幡平市）



岩手山の北麓に湧き出る7箇所の総称。多くの伝説があり、「蛇竜の滝」「座頭清水」とも呼ばれています。

② 中津川綱取ダム下流（盛岡市）



川のまち盛岡のシンボルの一つ。市の中心部を流れ、水遊び、釣り、秋には鮭の産卵を見ることができます。

③ 須川岳秘水ぶなの恵み（一関市）



伝説をもとに探索したところ、平成12年に発見された湧水。豊かな生態系に恵まれているとともに、良好な水質、豊富な水量を誇っています。



【飲用に関する御注意】

名水の選定にあたっては、飲用可能かどうかは評価対象としていないため、選定された名水が飲用できることを保証するものではありませんのでご注意ください。

①中津川（盛岡市）

※平成の名水百選参照

②杉之堂大清水（奥州市）



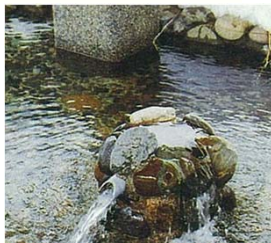
弘法大師が立ち寄ったと言われており、また、周辺から縄文晩期の土偶や遺物も発見される等、昔人の生活の場であった所です。

③水分神社湧水（水神堂）（花巻市）



坂上田村麻呂ゆかりの清水で、近くには白鳥が飛来する堤があります。

④不老泉（久慈市）



この水を飲むと不老長寿になるという伝説から「不老泉」と名づけられました。

⑤清水の湧口（陸前高田市）



冷たい豊かな水量は、ニジマス、ヤマメ等の養殖にも利用され、淡水魚の産地となっています。

⑥岳川源流（花巻市）



早池峰山の登山コースにあって「七折の滝」「笛貫の滝」「頭后離」等の名所が登山者を楽しませてくれます。

⑦長清水（北上市）



魚の形をした池の頭部の底から清水が砂をあげて湧き出しています。公園として整備され、住民の憩いの場となっています。

⑧女神霊泉（西和賀町）



「女神霊泉」を中心に「降る滝」「白糸の滝」等があり、一帯は「下前風景林」として指定されています。

⑨大清水（一関市）



善龍寺境内の湧水。出羽三山にお参りする人がこの泉で清めてから出かけたと言い伝えられています。

⑩滝観洞内水（住田町）

洞窟内の滝では日本一の「天の岩戸の滝」があり、歌人 柳原百蓮が命名したものです。



⑪不動滝の水・不動川（大船渡市）



女滝、男滝があり、五大明王の一つ不動明王も祀られ、名勝地として市の文化財に指定されています。

⑫安家川（岩泉町・野田村）



清流にしか住まないという「カワシンジュガイ」が生息しており、日本では数少ない原始河川の一つです。

⑬岳の湧口（軽米町）



飲み水やお茶の湯として利用すると長寿に効くと言われています。

⑭不動の滝・不動川（八幡平市）



修験者の霊場地、豪族の祈願社として信仰を集めた桜松社の隣にあり、落差15m。水量極めて多く壮観。

⑮柳沢大湧口（滝沢市）



岩手山麓一帯が馬産地であった頃、馬が水を飲みに集まった所。また、宮沢賢治の詩集「春と修羅」の中で「あの柳沢の湧水」と詠われた所でもあります。

⑯長者屋敷清水（八幡平市）



長峰神社の境内にあり、農繁期の水不足の時、岩穴をかきまぜると雨が降るとの伝説があります。

⑰一本杉清水（盛岡市）



姫神山の麓の一本杉の根元から湧き出しており、登山者のオアシスとなっています。

⑱新渡戸観音泉（北上市）



人当山新渡戸寺の境内南側にあり、野菜洗いや芹栽培に利用され、部落の人々の語らいの場となっています。

⑲稲荷穴（遠野市）



稲荷穴神社境内の奥行き1,000m程の鍾乳洞から湧き出ており、鍾乳洞にはコウモリなどが生息しています。

⑳清水川（久慈市）



縄文時代の土器が発見された所でもあり、昔は湧水を利用して鳥兜を栽培し、今は上水道の水源として利用しています。

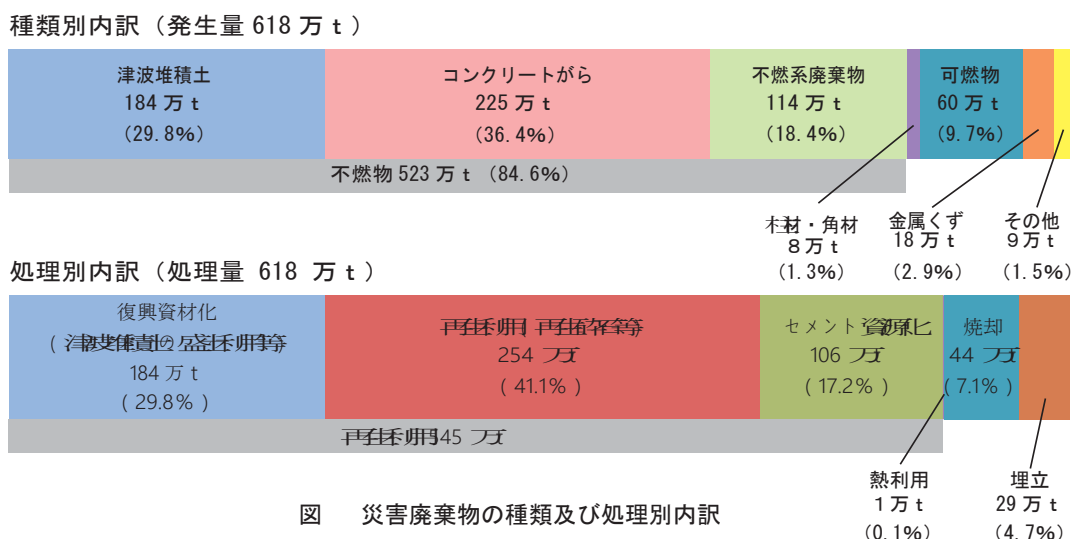
11 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録(概要版)

1 処理の特徴

- 県内内陸部での処理及び県外の自治体等での**広域処理**や**応援職員の派遣**、**国の調整**等、各方面から**多大な協力**を受けた。また、処理方法の企画提案等を基に、業者を選定して業務を委託するとともに、**学界、有識者等から多数の助言**をいただいた。これらの**産学官の緊密な連携**により、計画目標（平成26年3月）のとおり**災害廃棄物の処理を3年間で終了**できた。
- 県内の廃棄物処理施設を最大限に活用することを基本とし、**県内での処理が困難なもの**については**県外自治体等での処理（広域処理）**を進めた。
- 平成26年3月末時点で処理を終了した（584万トン）が、平成26年4月以降、**復旧事業の前倒し**として処理等を行った結果、**県内一般廃棄物の14年間分に相当する618万t**の災害廃棄物を処理した。
- セメント資源化や復興資材化等により**総量の88%を再生利用**した。
- **地元業者の活用**や**被災者の雇用**を処理委託の要件とすることなどにより、**地域経済に配慮**した。

2 災害廃棄物の内訳

- **津波被害によるものが大部分**で、沿岸全域から**塩分を含む多様な混合廃棄物**が膨大に発生した。種類別では、**不燃物が85%**（津波堆積土、コンクリートがら、不燃系廃棄物）と大部分を占めた。



3 処理方法

- 生活環境の保全上の支障となっていた災害廃棄物を被災現場から撤去し、**仮置場で破砕・選別**後、公共工事等で利用可能なものは**復興資材として利用**するとともに、その他は**セメント原料・燃料への利用、焼却や埋立等**の処理を行った。
- 災害廃棄物の量及び性状が**過去に例の無いようなもの**であったことから、**破砕・選別等の処理方法の企画提案等を基に、業者を選定**し業務を委託した。

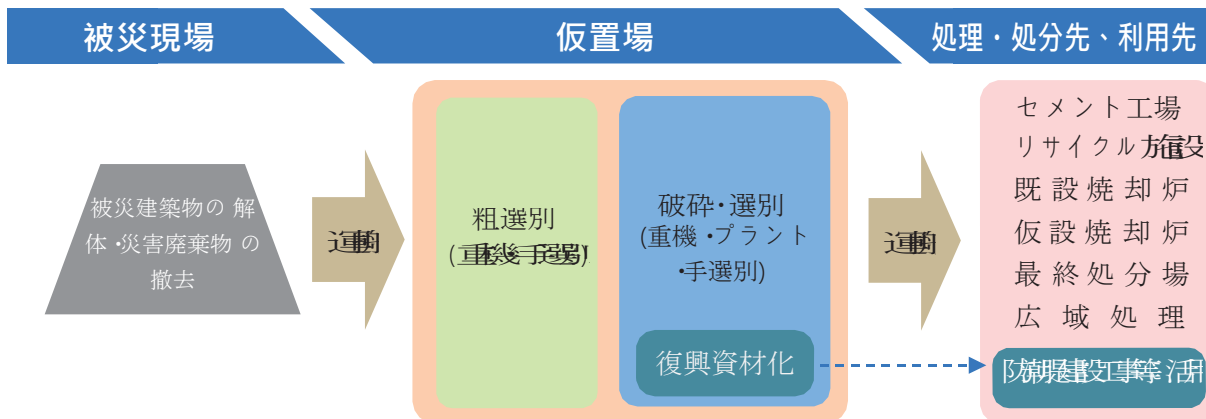


図 処理の流れ

- 本県内の**処理能力の不足**を補うため、国の調整等の下、**県外の自治体や民間施設**の協力により**広域処理**を実施した。

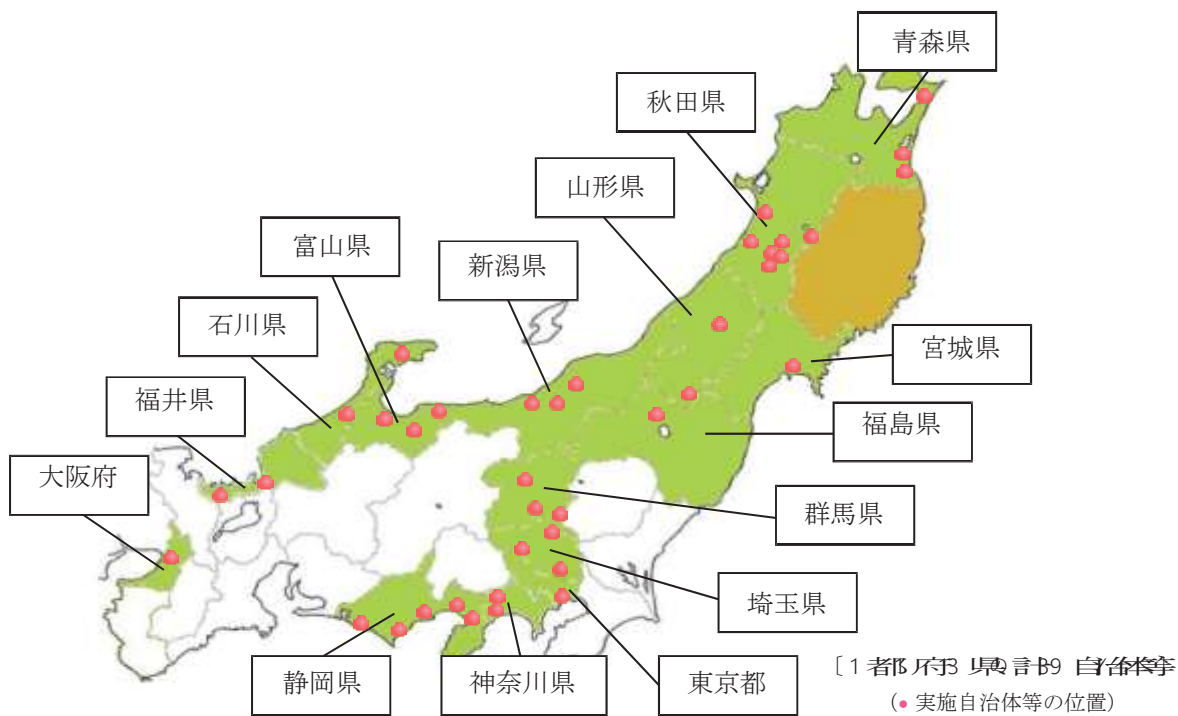


図 広域処理に御協力いただいた自治体等

4 処理に要した期間

- 平成 23 年 3 月から平成 26 年 3 月まで 3 年間に要した。
- 発災後 2～3 週間程度は、県及び被災市町村とも、遺体の埋葬や避難所への救援物資の手配など、多様な業務が発生し対応に苦慮した。
- 各市町村は発災直後から災害廃棄物の撤去、破碎・選別、処理等に着手した。
本県では平成 23 年 6 月に岩手県災害廃棄物処理実行計画、8 月に岩手県災害廃棄物処理詳細計画を策定するとともに、地方自治法に基づき被災市町村から県が事務委託を受け災害廃棄物の処理を行った。
- 平成 24 年 1 月頃から各地区の破碎・選別作業が本格化し、計画目標の平成 26 年 3 月末までに災害廃棄物の処理が終了した。

表 処理の経過

年 月	概 要	年 月	概 要
平成 23 年 4 月	沿岸部での焼却処理開始 県が市町村からの事務委託を受託	平成 24 年 2 月	仮設焼却炉（釜石市）稼働
6 月	県実行計画策定	3 月	仮設焼却炉（宮古市）稼働 災害廃棄物処理基金設置
7 月	内陸市町村での処理開始 破碎・選別業務開始	5 月	県詳細計画一次改訂
8 月	県詳細計画策定	10 月	復興資材搬出開始
10 月	県内でのセメント処理開始	平成 25 年 5 月	県詳細計画二次改訂
11 月	広域処理開始	平成 26 年 3 月	処理終了
平成 24 年 1 月	破碎・選別業務開始（県受託分）	6 月	破碎・選別施設解体・撤去完了（県受託分）
		9 月	仮設焼却炉（宮古地区）解体・撤去完了

5 処理に要した費用

- 処理費用は約 2,687 億円であり、実質的に国が全額負担した（平成 27 年 1 月末現在見込額）。

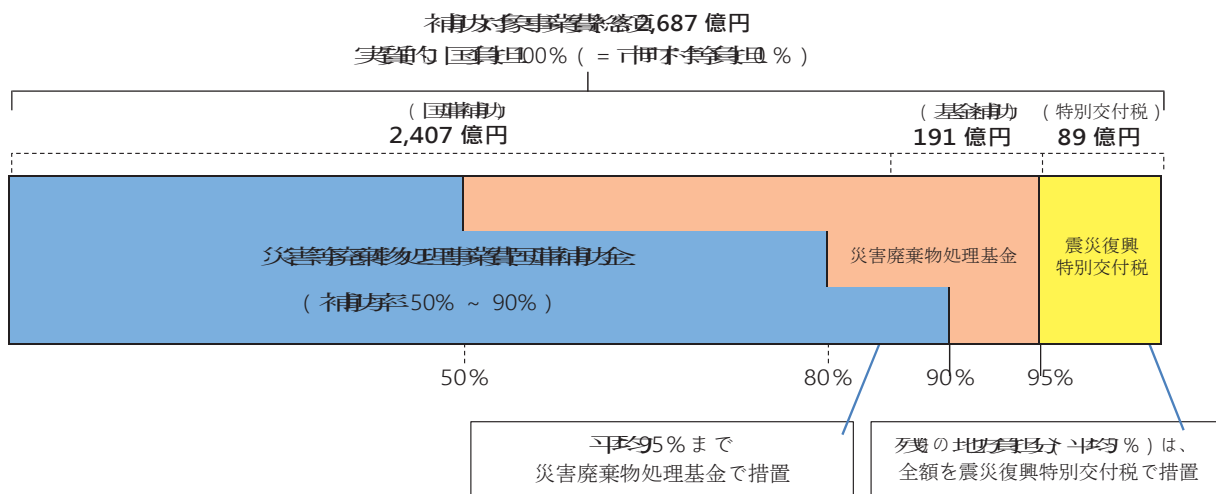


図 処理の費用及び財源

6 将来の大規模災害に備えて

- 今後起こりうる巨大災害により生じる災害廃棄物処理を発生量や性状に応じて迅速かつ適正に処理するため、以下を提案する。
 - ・東日本大震災津波クラスの大規模災害については、処理責任を国としたうえで、国、県、市町村が相互に連携しそれぞれの責任を果たせるような体制をあらかじめ整備しておく必要がある。
 - ・今回行われた災害廃棄物処理の特例措置を制度化し、一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設のどちらでも処理できるようにする。
 - ・事務の執行体制など国を挙げた連携体制の整備と制度整備や発災直後の初動対応を含めた手順等の整備が必要である。
- 災害廃棄物処理を踏まえての平常時の廃棄物管理の実現に向け、以下を提案する。
 - ・技術開発と利用の安全性を担保する仕組みを設けるなど本格的なリサイクル推進の制度整備が必要である。

12 環境保健研究センター研究体系（令和2年度）

No.	いわて県民計画 (2019-2028)		研究テーマ名	研究 年度	共同研究機関	担当部	
	10の政策	政策項目					
1	健康・ 余暇	感染症による脅かからひと暮らしを守る	医療機関との連携による薬剤耐性菌の解析（R2 中止）	H30-R2		保健科学部	
2			岩手県における小児呼吸器ウイルスの疫学に関する研究（R2 中止）	R2			
3			生涯にわたる心身の健康を促す環境をつくる	いわて健康データウェアハウスをベースとした新たな情報収集から得られるデータの効果的な活用に向けた研究（R2 中止）	R2		
4	安全	食の安心・安全を確保する	岩手県内の低年齢層におけるノロウイルス胃腸炎集団事例に係るノロウイルス感染症の疫学に関する研究（R2 中止）	R2		衛生科学部	
5			麻痺性貝毒に関する機器分析法の研究	R2	水産技術センター		
6			生体試料中の薬毒物の分析法検討について	R2			
7			安全性審査済み遺伝子組換え大豆のLLS遺伝子及びRRS2遺伝子の定量分析法の確立	R2			
8			食品中自然毒等の分析法に関する研究	R1-R2			
9			残留農薬検査に係る前処理方法の検討	R2			
10			レバーを含む食品の細菌検査で生じる遺伝子増幅阻害を軽減する手法の開発	R1-R2			検査部
11	自然環境	多様な優れた環境を守り、次世代に引き継ぐ	医薬品・生活関連物資の環境実態及び環境リスク解明に関する研究	R2-R4	岩手大学	環境科学部	
12			畜産感染症の防疫に使用される陽イオン界面活性剤の分析法確立とこれを活用した環境水中実態調査	R2			
13			重要な絶滅危惧植物を存続させるための技術開発に関する研究	H29-R3			地球科学部
14			イヌワシの生息数維持に向けた保全生態学的研究	H28-R2	東北鳥類研究所ほか		
15			ツキノワグマの個体群動態と将来予測手法の開発ならびに人里への出没メカニズムの解明	H29-R3			

16		ウイルス媒介性節足動物（ヒトスジシマカ）の生息に関する研究	R1-R2		
17		微小粒子状物質（PM2.5）の発生源解明に関する研究	R1-R2		
18		酸性雨による環境影響の総合的評価	R1-R2		
19		岩手県におけるニホンジカの個体数推定法に関する研究	R2		
20		公共用水域の水質検査において大腸菌と誤判定される小型のコロニー（グラム陽性球菌）に関する研究	R1-R2		検査部

13 令和2年度県環境基本計画関連事業

(千円)

区 分	施策の展開方向 (細事業等を含む)	事業名 (細事業等を含む)	担当課	R2決算額		
I 低炭素社会の構築	1 二酸化炭素削減対策の推進	① 省エネルギー対策の推進	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	23,687	
			住宅ストックリノベーション事業費	建築住宅課	8,699	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		② 交通等における低炭素化の推進	公共交通利用推進事業費	交通政策室	105	
			地域連携道路整備事業費	道路建設課	27,068,030	
			港湾改修事業費	港湾課	1,892,219	
			都市計画道路整備事業費	都市計画課	744,383	
			再生可能エネルギー導入促進事業費	環境生活企画室	14,853	
			再生可能エネルギー利用発電設備導入促進資金貸付金	環境生活企画室	1,115,451	
		③ 再生可能エネルギーの導入促進	防災拠点等再生可能エネルギー導入事業費	環境生活企画室	451,266	
			水素活用による再生可能エネルギー推進事業費	環境生活企画室	573	
			木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	230	
	森林環境ビジネスモデル事業		森林保全課	642		
	小水力等再生可能エネルギー導入促進事業		農村建設課	171,483		
	発電所新規建設(築川発電所)		企)業務課	727,405		
	発電所再開発(稲庭高原風力発電所他)		企)業務課	3,113		
	クリーンエネルギー導入支援事業		企)経営総務室	28,800		
	住宅ストックリノベーション事業費		建築住宅課	再掲		
	④ 低炭素なまちづくり		交通安全施設整備費	警)交通規制課	27,728	
	2 森林等による二酸化炭素吸収源対策の推進	① 適切な森林整備の促進	木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲	
			合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業費補助	森林整備課	340,958	
			森林整備事業費	森林整備課	1,363,031	
			県行造林造成事業費	森林保全課	345,448	
			模範林造成事業費	森林保全課	18,091	
			公営林造成事業費	森林保全課	370,146	
	3 その他の温室効果ガス排出削減対策の推進	① フロン類の回収・破壊の促進	木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲	
			化学物質環境対策	環境保全課	43	
		② メタン、一酸化二窒素等の排出抑制対策の促進	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		小 計	事業数 23		34,716,384	
	II 循環型社会の形成	1 廃棄物の発生抑制を第一とする3Rと適正処理の推進	① 発生抑制、リサイクルの推進	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	111,661
				産業廃棄物処理モデル事業推進費	資源循環推進課	21
				廃棄物処理モデル施設整備費	資源循環推進課	2,658
建設リサイクル法の周知(パンフレット作成等)				建設技術振興課	0	
② 事業者の省資源化の促進		産業廃棄物処理施設整備事業促進費	廃棄物特別対策室	950,908		
		循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲		
2 廃棄物の不適正処理の防止等	① 廃棄物の不適正処理の防止等	廃棄物適正処理監視等推進費	資源循環推進課	35,090		
		県境不法投棄現場環境再生事業費	廃棄物特別対策室	350,317		
	小 計	事業数 7		1,450,655		
III 生物多様性に支えられる自然共生社会の形成	1 豊かな自然との共生	① 多様な自然環境の保全	環境影響評価制度推進費(一般行政経費)	環境保全課	再掲	
			自然公園等保護管理費	自然保護課	49,296	
			自然環境保全対策事務費	自然保護課	4,105	
			生物多様性推進事業費	自然保護課	10,171	
			植樹活動支援事業	企)経営総務室	1,260	
		② 多様な動植物が共生・生育できる森・里・川・海のつながりの確保	鳥獣被害防止総合対策事業費	農業振興課	148,525	
			農地維持支払交付金	農村建設課	1,600,030	
			資源向上支払事業費	農村建設課	2,138,587	
			美しい海環境保全対策事業	水産振興課	2,681	
			広域河川改修事業	河川課	5,504,851	
	③ 野生動植物との共生の推進	海岸高潮対策事業	河川課	18,969,163		
		鳥獣行政運営費	自然保護課	47,776		
		野生鳥獣救護体制整備費	自然保護課	194		
		希少野生動植物保護対策事業	自然保護課	6,591		
		野生動物との共生推進事業費	自然保護課	25,032		
		指定管理鳥獣捕獲等事業費	自然保護課	50,922		
		鳥獣被害防止総合対策事業費	農業振興課	再掲		
		カモシカ特別対策費	生涯学習文化財課	14,653		
		④ 外来生物の駆除	希少野生動植物保護対策事業	自然保護課	再掲	
			野生動物との共生推進事業費	自然保護課	再掲	
自然公園等保護管理費	自然保護課		再掲			
水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室		再掲			
県民参加の森林づくり促進事業	林業振興課		16,203			
2 自然とのふれあいの推進	① 自然とのふれあいの推進	自然公園等保護管理費	自然保護課	再掲		
		国立公園等施設整備事業費	自然保護課	41,128		
		自然公園施設整備事業費	自然保護課	178,799		
		いわたの環境の魅力発見・利活用促進事業費	環境生活企画室	再掲		
		森林公園管理運営費	森林保全課	66,695		
	② 都市公園や森林公園の整備とふれあいの推進	広域公園整備事業費	都市計画課	1,627,497		
		③ 里地里山など身近な自然環境の整備・保全とふれあいの推進	環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	再掲	
		④ エコツーリズムの推進				
		⑤ 温泉の保護と安全安心な利用の推進	温泉法施行事務費	自然保護課	66	

区 分	施策の展開方向（細事業等を含む）	事業名（細事業等を含む）	担当課	R2決算額	
（Ⅲ） 自然共生社会の形成	3 森林、農地、海岸の環境保全機能の向上	① 中山間地域等における農林業の振興による農地や森林の多面的機能の維持・増進	中山間地域等直接支払事業費	農業振興課	2,635,982
		② 多様な森林の整備、保安林の適正配備の推進	いわて環境の森整備事業費	林業振興課	484,344
			松くい虫等防除事業費	森林整備課	166,758
			保安林強化事業費	森林保全課	24,192
		③ 藻場・干潟の保全活動の促進	美しい海環境保全対策事業	水産振興課	再掲
		④ 海岸の保全	海岸高潮対策事業	農村建設課	10,000
			海岸高潮対策事業費	漁港漁村課	5,288,635
			海岸高潮対策事業等	河川課	再掲
		⑤ 災害に強い県土づくり	治山事業費	森林保全課	1,711,214
			県単独治山事業費	森林保全課	135,318
			通常砂防事業費	砂防災害課	1,055,871
			火山砂防事業費	砂防災害課	210,918
			総合流域防災事業費(砂防)	砂防災害課	0
			県単独砂防事業費	砂防災害課	480,394
			急傾斜地崩壊対策事業費	砂防災害課	319,360
県単独急傾斜地崩壊対策事業費	砂防災害課		41,251		
地すべり対策事業費	砂防災害課		47,961		
砂防激甚災害対策特別緊急事業	砂防災害課		1,064,000		
小 計		事業数 38		44,180,423	
Ⅳ 安全で安心できる環境の確保	1 大気環境の保全	① 地球規模の大気環境の保全	環境放射能水準調査費	環境保全課	31,921
		② 大気汚染物質排出源の監視・指導等	大気汚染監視設備整備事業	環境保全課	15,644
		③ 有害大気汚染物質等に係る対策の推進	有害大気汚染物質対策	環境保全課	7,096
		④ 騒音・振動・悪臭対策の推進	騒音・振動・悪臭防止対策費	環境保全課	348
	2 水環境の保全	① 健全な水循環の確保	水と緑の活動促進事業費	環境生活企画室	768
			水質保全対策費	環境保全課	45,958
			治山事業費	森林保全課	再掲
			漁業集落環境整備事業	漁港漁村課	142,620
			下水道事業債償還基金費補助	漁港漁村課	16,269
			水産環境整備事業	漁港漁村課	856,798
			浄化槽設置事業費補助	下水環境課	107,686
			浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	31,730
			農業集落排水事業費補助	下水環境課	161,077
			小規模農業集落排水推進事業費補助	下水環境課	0
			下水道事業債償還基金費補助(農集)	下水環境課	24,068
			下水道整備促進対策費	下水環境課	66,289
			流域下水道事業会計 営業費用	下水環境課	8,745,950
			流域下水道事業会計 建設費	下水環境課	383,834
	② 水道水の水質保全対策の強化	水質検査費	県民くらしの安全課	7,778	
	③ 北上川清流化対策の推進	休廃止鉱山鉱害防止事業費	環境保全課	1,097,659	
	3 土壌環境及び地盤環境の保全	① 市街地における土壌汚染防止対策の推進	環境保全対策事務費	環境保全課	1,297
		② 地盤沈下未然防止対策の推進	環境保全対策事務費	環境保全課	再掲
	4 化学物質の環境リスク対策の推進	① PRTR及び化学物質リスクコミュニケーションの推進	環境コミュニケーション推進費	環境保全課	81
		② 化学物質に係る調査・研究及び汚染防止対策の推進	ダイオキシン類環境モニタリング調査	環境保全課	11,505
	5 監視・観測隊背の強化・充実と公害苦情等への的確な対応	① 環境に係る監視・観測体制の強化	水質保全対策費	環境保全課	再掲
		② 環境に係る調査研究の充実	環境調査費	環境保全課	3,368
		③ 公害苦情等への的確な対応	環境保健研究センター試験研究費(環境関係)	環境生活企画室	16,427
	6 環境影響評価制度の適切な運用、適正な土地利用の促進	① 環境影響評価制度の運用	公害審査会費	環境保全課	30
		② 適正な土地利用の促進	環境影響評価制度推進費(一般行政経費)	環境保全課	1,013
	小 計			事業数 27	11,810,439
Ⅴ 快適でうるおいのある環境の創造	1 快適で安らぎのある生活空間の保全と創造	② 快適で豊かな生活環境等の整備の促進	広域河川改修事業等	河川課	再掲
			浄化槽設置事業費補助	下水環境課	再掲
			浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課	再掲
			農業集落排水事業費補助	下水環境課	再掲
			小規模農業集落排水推進事業費補助	下水環境課	再掲
			下水道事業債償還基金費補助(農集)	下水環境課	再掲
			下水道整備促進対策費	下水環境課	再掲
			流域下水道事業会計 営業費用	下水環境課	再掲
			流域下水道事業会計 建設費	下水環境課	再掲
			公営住宅建設事業費	建築住宅課	519,115
	③ 良好な景観の保全と創造	道路環境改善事業費(無電柱化推進)	道路環境課	400,080	
		美しいまちづくり推進事業費	都市計画課	954	
		広域公園整備事業費	都市計画課	再掲	
		道路環境改善事業費(無電柱化推進)	道路環境課	再掲	
		世界遺産登録推進事業費	文化振興課	11,297	
2 歴史的文化的環境の保全	① 歴史的文化的環境の保存と活用	伝統工芸産業支援事業費	産業経済交流課	1,544	
	② 環境と共生する生活文化の継承と創造	農山漁村いきいきチャレンジ支援事業	農業普及技術課	384	
小 計			事業数 6	933,374	

区 分	施策の展開方向（細事業等を含む）	事業名（細事業等を含む）	担当課	R2決算額		
VI 環境を守り育てる人材の育成と協働活動の推進	1 環境学習の推進	① 学校における環境学習の推進	いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	7,519	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		② 多様で身近な環境学習機会の提供、支援	環境学習交流センター管理運営費	環境生活企画室	26,487	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
			いわての環境の魅力発見・利活用促進事業費	環境生活企画室	2,069	
			循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
	2 環境に配慮した行動・協働の推進	③ 環境人材の育成	水生生物調査	環境保全課	1,419	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		① 県民の環境に配慮した行動・協働の推進	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
			農地維持支払交付金	農村建設課	再掲	
			資源向上支払事業費	農村建設課	再掲	
			県民参加の森林づくり促進事業	林業振興課	再掲	
			道路維持修繕事業費（維持補修）	道路環境課	4,057,224	
			いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度	河川課	2,643	
		② 企業の環境に配慮した行動・協働の推進	建設リサイクル法の周知（パンフレット作成等）	建設技術振興課	再掲	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		③ 県の環境に配慮した行動の率先実行	環境コミュニケーション推進費	環境保全課	再掲	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
		④ 環境広報及び情報提供の推進	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
			地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲	
3 県域を越えた連携、国際的取組の推進	① 他の地方公共団体との連携	地球温暖化対策事業費	環境生活企画室	再掲		
		いわての優れた環境を守る人づくり事業費	環境生活企画室	再掲		
② 海外との交流や国際協力の推進	東アジア環境分析技術支援事業費	環境生活企画室	774			
	小 計	事業数 7		4,098,135		
VII 環境を守り育てる産業の振興	1 環境関連産業の振興	① 環境関連産業の育成・集積	循環型地域社会形成推進事業費	資源循環推進課	再掲	
			半導体関連産業創出推進事業費	ものづくり自動車産業振興室	2,810	
	2 自然共生型産業の振興	① 環境と調和した農林水産業の推進	環境と共生する産地づくり確立事業費	農業普及技術課	120,720	
			畜産基盤再編総合整備事業	畜産課	615,597	
			森林整備事業費	森林整備課	再掲	
			海洋資源管理事業	水産振興課	7,404	
			水産物品質管理推進事業	水産振興課	793	
			木材関連産業の振興	木質バイオマス熱電利用促進事業費	林業振興課	再掲
		③ 優れた自然を活用した観光産業の振興	いわて環境の森整備事業費	林業振興課	再掲	
			三陸観光地域づくり推進事業費	観光・プロモーション室	20,587	
			④ グリーン・ツーリズムの推進	こころ高まる農山漁村感動体験創出事業	農業振興課	1,841
				地域連携道路整備事業費	道路建設課	再掲
	浄化槽設置整備事業費補助	下水環境課		再掲		
	浄化槽下水道事業債償還基金費補助	下水環境課		再掲		
	3 環境に関する科学技術の振興	① 環境に関する科学技術の研究開発の促進	農業集落排水事業費補助	下水環境課	再掲	
			下水道事業債償還基金費補助（農集）	下水環境課	再掲	
		② 産学官共同研究等の推進	東アジア環境分析技術支援事業費	環境生活企画室	再掲	
			いわてで戦略的研究開発推進事業費	科学・情報政策室	39,364	
	海洋エネルギー研究拠点構築事業費	科学・情報政策室	430			
	小 計	事業数 9		809,546		

14 参考 URL 一覧

全般

○県環境政策

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/index.html>

○岩手県環境基本計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1005539.html>

【第 1 部 環境の現状と環境の保全及び創造に関する施策の展開】

P6 第 1 編第 2 章 東日本大震災からの復興の取組

○放射能に関する情報

<https://www.pref.iwate.jp/houshasen/index.html>

P8 第 2 編第 1 章 低炭素社会の構築（第 1 節 二酸化炭素排出削減対策の推進）

○第 2 次岩手県地球温暖化対策実行計画

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/ondanka/index.html>

P12 第 2 編第 2 章 循環型社会の形成（第 1 節 廃棄物の発生抑制を第一とする 3R と適正処理の推進）

○第三次岩手県循環型社会形成推進計画（第五次岩手県廃棄物処理計画）

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006105.html>

P21 第 2 編第 3 章 自然共生社会の形成（第 1 節 豊かな自然との共生）

○いわてレッドデータブック

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/shizen/yasei/rdb/index.html>

P26 第 2 編第 4 章 安全で安心できる環境の確保（第 1 節 大気環境の保全）

○大気測定結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/taiki/1018362.html>

P32 第 2 編第 4 章 安全で安心できる環境の確保（第 2 節 水環境の保全）

○水質測定結果

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005889/index.html>

P45 第 2 編第 4 章 安全で安心できる環境の確保（第 6 節 環境影響評価制度）

○環境影響評価

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/hyoka/index.html>

P70 第 3 編第 2 章 いわての水を守り育てる施策の実施状況について

○いわての水を守り育てる施策の実施状況

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/seisaku/1033226/index.html>

【第2部資料編】

P91 環境審議会

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/kankyou/1021421/index.html>

P93 環境影響評価技術審査会

<https://www.pref.iwate.jp/kensei/shingikai/kankyou/eikyohyouka/index.html>

P93 いわたの名水

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/hozen/suishitsu/1005889/index.html>

P116 東日本大震災津波により発生した災害廃棄物の岩手県における処理の記録

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/saihai/1006034/1006035.html>

P119 岩手県災害廃棄物対応方針

<https://www.pref.iwate.jp/kurashikankyou/kankyou/ippai/1006100.html>

【キャラクターの説明（裏表紙）】

（左側）

- ・「エコハッチャン」
- ・岩手県地球温暖化防止運動キャラクター
- ・あちこち飛び回って節電や省エネをPRしています。
- ・エネルギーを無駄遣いする人にはチクチクしちゃうこともあります。

（右側）

- ・「エコロル」
- ・岩手県3R推進キャラクター
- ・岩手のみんなに3Rを普及させるために飛び回っています。
- ・常にマイバッグ・マイボトル・マイ箸を携帯。
- ・お気に入りの古着でちょっぴりお洒落さん。



 **岩手県**

発行：令和4年1月

■お問合せ先

岩手県環境生活部 環境生活企画室

〒020-8570

盛岡市内丸10-1

電話 019-629-5329